

史跡鉢形城跡

保存整備基本計画

平成9年3月

埼玉県寄居町



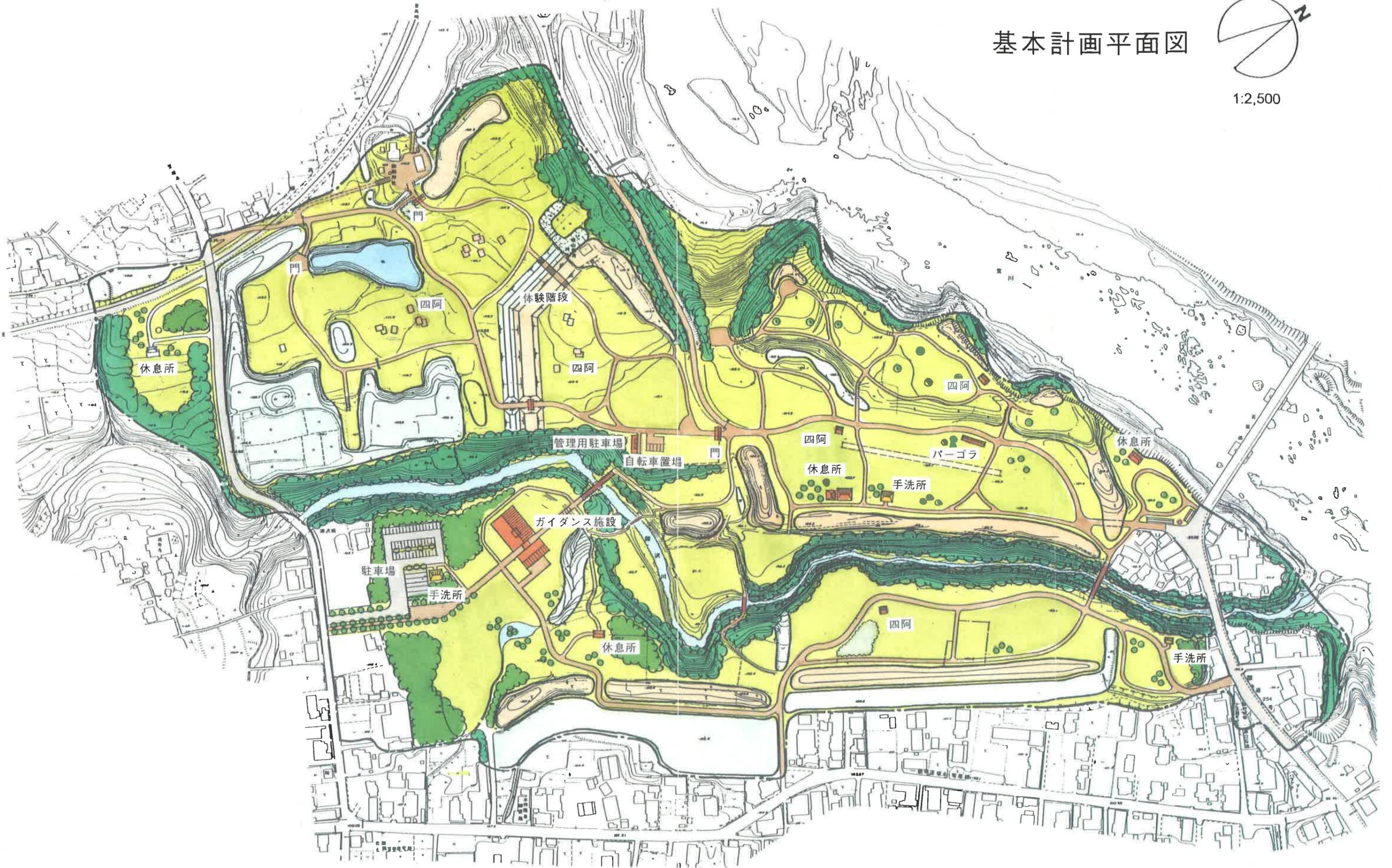
史跡公園イメージ図

注：このパースは基本計画のイメージ図
であって完成予想図ではありません。

基本計画平面図



1:2,500



あいさつ

寄居町は、昭和30年に旧寄居町・鉢形村・折原村・男衾村・用土村の1町4ヶ村が合併して誕生し、現在では関越自動車道を含む幹線道路や私鉄・JRの鉄道3路線が交わる交通の要衝として、豊かな自然と共生しながら発展しています。

本町では、平成9年度を初年度とする「第4次寄居町総合振興計画」を策定いたしました。鉢形城跡の保存整備は、この中でも重点事業に位置付けられております。鉢形城跡の公有化事業は、昭和59年から続けられておりますが、昨年度の保存整備基本構想に続き、ここに基本計画が刊行されたことで、事業着手から十数年の期間を経て史跡公園の具体像を示すことができました。

本計画では鉢形城跡の保存整備だけでなく、まちづくりと関連させながら長期的な視野での施設づくりも考えております。今後は基本構想と基本計画に沿って、広く町民に利用され、郷土寄居町の誇りとなる史跡公園とするため、整備事業を進めてまいりたいと思います。

平成9年3月

寄居町長

津久井幹雄

基本計画の刊行にあたって

この度、寄居町の長年にわたる課題であった、史跡鉢形城跡の保存整備基本計画を刊行することができました。昨年度、本計画の基になる保存整備基本構想を作成いたしました。この2冊が完成したことで鉢形城跡に対する町の方針が決まり、新たな段階を迎えることができました。ここに至るまでには、多くの経緯がありますが、ここに重要な事項をまとめておきたいと思っております。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 大正11年 | 県の仮指定となる。 |
| 昭和7年 | 国の史跡に指定される。 |
| 昭和56年度 | 県教育委員会により、「保存管理計画書」が刊行される。 |
| 昭和59年度 | 「保存管理計画書」に基づき公有化開始。 |
| 平成6年度 | 公有化率60%に達し、保存整備委員会を設置。 |
| 平成7年度 | 「保存整備基本構想」を策定。 |
| 平成8年度 | 「保存整備基本計画」を策定。 |

整備計画が順調にまとまったのは、このような行政側の取組以上に、落城後400年以上経過した今も良好な状態を維持してきた、地権者をはじめとした地域住民の方々によるところが大であったと感じています。

今後は、構想と本計画に沿って鉢形城跡の保存整備を進めていきますが、この事業は寄居町にとって長期的な大事業であり、国・県あるいは地域住民の方々のご協力・ご理解が不可欠です。本事業が順調に進展するよう、関係者の皆様には一層のご支援をお願いいたします。

なお、文末になりましたが、本計画策定にあたっていただいた柳田座長をはじめとした保存整備委員の先生方、貴重な助言と指導をいただいた文化庁記念物課・埼玉県教育委員会文化財保護課には厚くお礼申し上げます。

平成9年3月

寄居町教育委員会
教育長 深田忠雄

鉢形城跡の史跡公園整備について

鉢形城跡は、昭和7年に国の史跡に指定された、県内はもちろん関東地方でも屈指の城郭である。今年で指定から65年、ようやく鉢形城跡を永久に保存し、史跡公園として整備する具体的な計画を策定することができた。寄居町では昭和59年度から公有化事業を続けているが、公有化した土地の有効な活用方針がここにまとまったのである。

近年、青森県の三内丸山遺跡や佐賀県の吉野ヶ里遺跡の整備が進み、多くの見学者が訪れている。これらの例を見るまでもなく、史跡整備は単に遺跡が保存されるだけでなく、地域の活性化やまちづくりにも大きな影響を与えている。鉢形城跡は元々歴史家や文化財関係者の間では寄居町の代名詞となるほど有名であったが、これからは、町民や県民はもちろん、多くの国民からも知られ、親しまれるような整備をしていくよう期待している。

本計画では、園路やベンチを設置するだけでなく、発掘調査の成果を基本にした当時の建物の一部復原や、鉢形城跡を理解してもらうためのガイダンス施設なども計画している。さらにまちづくりと関連させた諸計画や活用方法にまで検討を進めた。また、今後の整備の基礎資料とするため、教育委員会では昨年度から確認調査を実施しているが、わずかな面積と期間の調査に関わらず、いくつもの新しい発見をすることができた。以後の本格的な調査に期待したい。

本計画を基に、これから発掘調査と整備が進められるであろうが、事業実施にあたってはまだまだ多くの問題に遭遇するであろう。行政と町民が協力してこれらを乗り越えて、地域の誇りとなる史跡公園となることを期待する。

平成9年3月

史跡鉢形城跡保存整備委員会

座長 柳田敏司

目 次

1.計画の目的	
(1)基本計画の目的	1
(2)保存整備委員会の設置と経過	2
(3)史跡指定区域について	5
(4)計画の手順	10
2.条件整理と課題	
(1)条件の整理	
I.基本構想の整理	11
II.関連計画	15
(2)縄張資料の検討	
I.検討の手法	18
II.資料	19
III.検討	24
IV.縄張設定	29
(3)保存整備への課題	
I.史跡整備への課題	32
II.まちづくりへの課題	35
3.全体計画	
(1)全体構成	37
(2)基本方針	38
(3)ゾーニングと導入施設の設定	
I.ゾーニング	41
II.導入施設	46
III.動線計画	47
(4)利用者数の推計・規模算定	51
4.個別計画	
(1)遺構の整備計画	
I.遺構保存計画	53
II.遺構整備計画	55
(2)環境整備	
I.景観整備計画	68
II.植栽整備計画	71
III.施設整備計画	73

IV.サイン計画.....	79
V.電気照明計画.....	84
(3)人にやさしい整備計画.....	87
(4)ガイダンス施設計画	
I.建設計画.....	88
II.展示計画.....	92
主要施設・基本計画図.....	94
5.ゾーン別整備計画.....	104
6.まちづくり計画	
(1)まちづくり計画の考え方.....	124
(2)ネットワーク整備.....	126
(3)鉢形北条歴史の道整備.....	128
(4)小路まちなみ散策整備.....	131
(5)周辺景観整備.....	134
7.活用計画	
(1)史跡活用の現状と方向性	
I.史跡活用の現状.....	137
II.史跡活用の方向性.....	140
(2)史跡活用の方針.....	141
(3)活用に向けての課題	
I.人と組織の確立.....	143
II.メディアの活用.....	144
III.利用者ニーズの把握と評価.....	145
(4)活用プログラム案の検討	
I.活用プログラム導入の方針.....	146
II.活用プログラム案.....	147
8.第一期整備計画	
(1)発掘調査計画.....	150
(2)管理・運営計画.....	152
(3)事業計画.....	154
9.今後の課題	
(1)公有化範囲の見直し.....	155
(2)指定範囲の見直し.....	155
(3)四十八釜と深沢川斜面の崩落対策.....	155
(4)史跡指定地内の施設の移転について.....	155

1.計画の目的

- (1)基本計画の目的
- (2)保存整備委員会の設置と経過
- (3)史跡指定区域について
- (4)計画の手順

1950年

1950年
1950年
1950年
1950年

1.基本計画の策定にあたって

(1)基本計画の目的

鉢形城跡は戦国時代における関東の雄、小田原の北条一族である北条氏邦の北関東における支配拠点として、その規模・構造等が良く残存し、また関東管領山内上杉顕定が在城した、史上でも著名な中世城郭であり、昭和7年に国の史跡に指定された。一帯は周辺の開発が進む中で、豊かな自然環境と共に、その貴重な歴史遺産を今に伝えている。

城跡は昭和56年度には埼玉県教育委員会により「史跡鉢形城跡保存管理計画」が策定され、改めてその管理指針が示され、計画的な保存管理が図られるようになった。平成7年度には「史跡鉢形城跡保存整備基本構想」が策定され、史跡公園として保存整備する方針が示された。本計画はこの構想に基づくものである。

本町は秩父リゾート地域整備構想の重点整備地区に指定され、「第4次寄居町総合振興計画基本構想－前期基本計画」等にも、さいたま川の博物館や鉢形城跡整備が重要な要素として位置付けられ、様々な施策が行われようとしている。

このため発掘調査等を実施し、このような「まちづくり」と関連を持ちながら、長期的かつ段階的な整備事業を策定し、学術調査に即した遺構整備や利用上の施設整備内容を具体的に検討していくものとする。

(2)保存整備委員会の設置と経過

平成8年度から文化庁、県文化財保護課の指導を得て、先に策定した鉢形城跡保存整備基本構想を受け、より具体的に史跡の保存と活用、地域活性化の視点から魅力ある史跡公園としていくため、「史跡鉢形城跡保存整備委員会」にて検討を行った。

■保存整備委員

◎ 柳田 敏司	埼玉考古学会長・県文化財保護審議会長
田代 脩	埼玉大学教授・県文化財保護審議会副会長
北原 理雄	千葉大学教授・工学博士
石渡 勲	埼玉県議会議員・寄居町観光協会長
吉田 繁	町文化財保護審議委員長
新島 守雄	寄居町議会議長
内田 稔	埼玉県林業試験場長
根岸 安和	寄居町企画財政課長

◎座長

■指導助言者等

文化庁文化財保護部記念物課
埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課
寄居町長 津久井幹雄

■事務局

寄居町教育委員会 社会教育課

史跡鉢形城跡保存整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡鉢形城跡の保存整備について検討するため、史跡鉢形城跡保存整備委員会（以下「保存整備委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 保存整備委員会は、寄居町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱または任命する委員をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、保存整備委員会に係る事項の審議が終了した時点をもって満了する。

(運営)

第4条 保存整備委員会に座長を置く。座長は、委員のうちから互選する。

2 座長は保存整備委員会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故あるときは、座長の指名する委員が座長の職務を代行する。

(招集)

第5条 保存整備委員会の会議は、教育長が招集する。

2 座長は、保存整備委員会の会議に専門的な意見を聞くために、必要に応じて委員以外の研究者等に出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 保存整備委員会の事務局は、寄居町教育委員会事務局に置き、社会教育課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が保存整備委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

■経過

第5回保存整備委員会（平成8年7月22日・寄居町教育委員会室）

- ・基本計画の進め方
- ・検討内容
 - －整備の課題
 - －基本方針
 - －ゾーニングと導入施設の設定

第6回保存整備委員会（平成8年10月21日・寄居町教育委員会室）

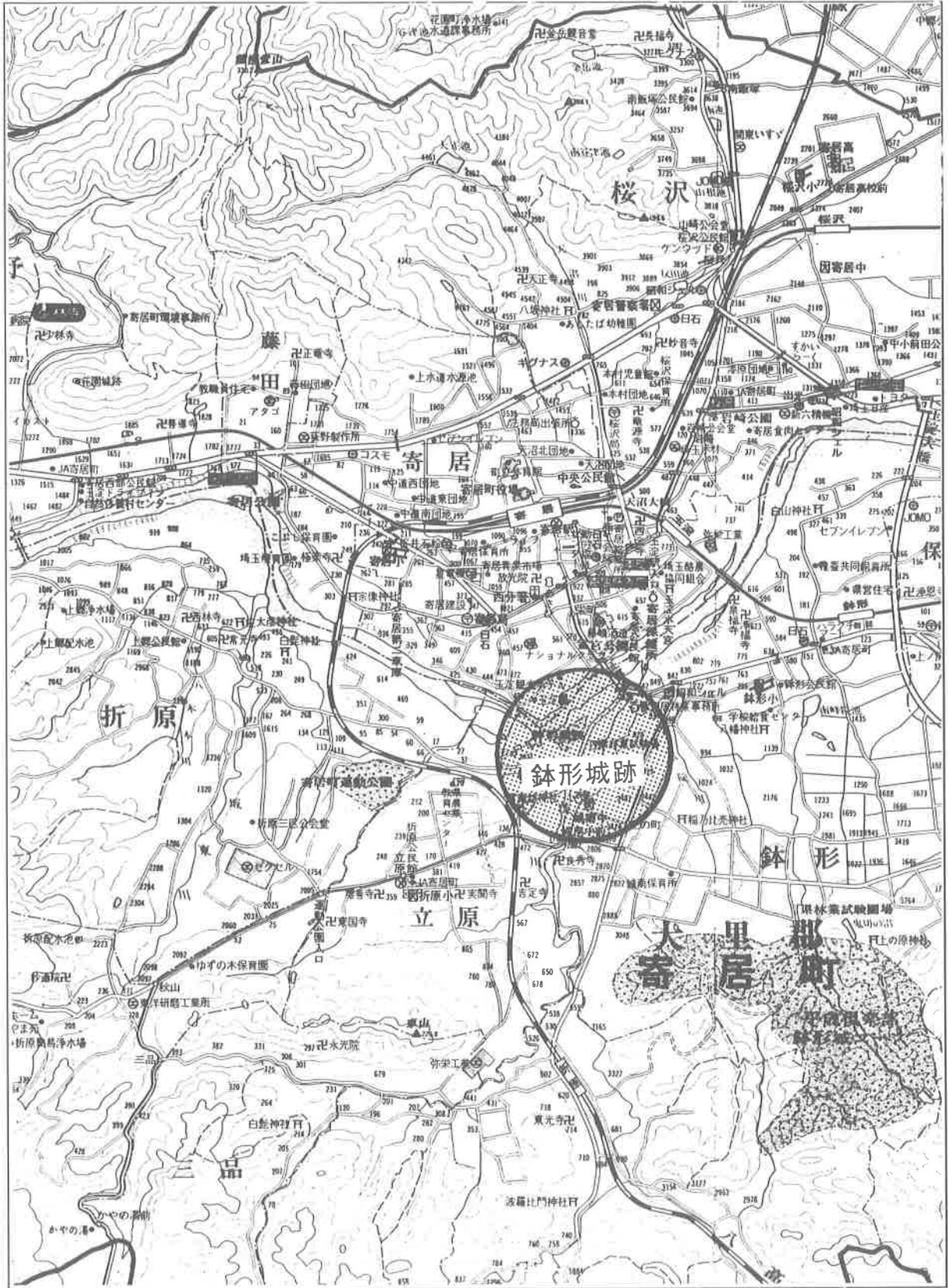
- ・平面計画
- ・個別整備計画
- ・ゾーン整備計画
- ・まちづくり整備計画

第7回保存整備委員会（平成9年2月4日・寄居町教育委員会室）

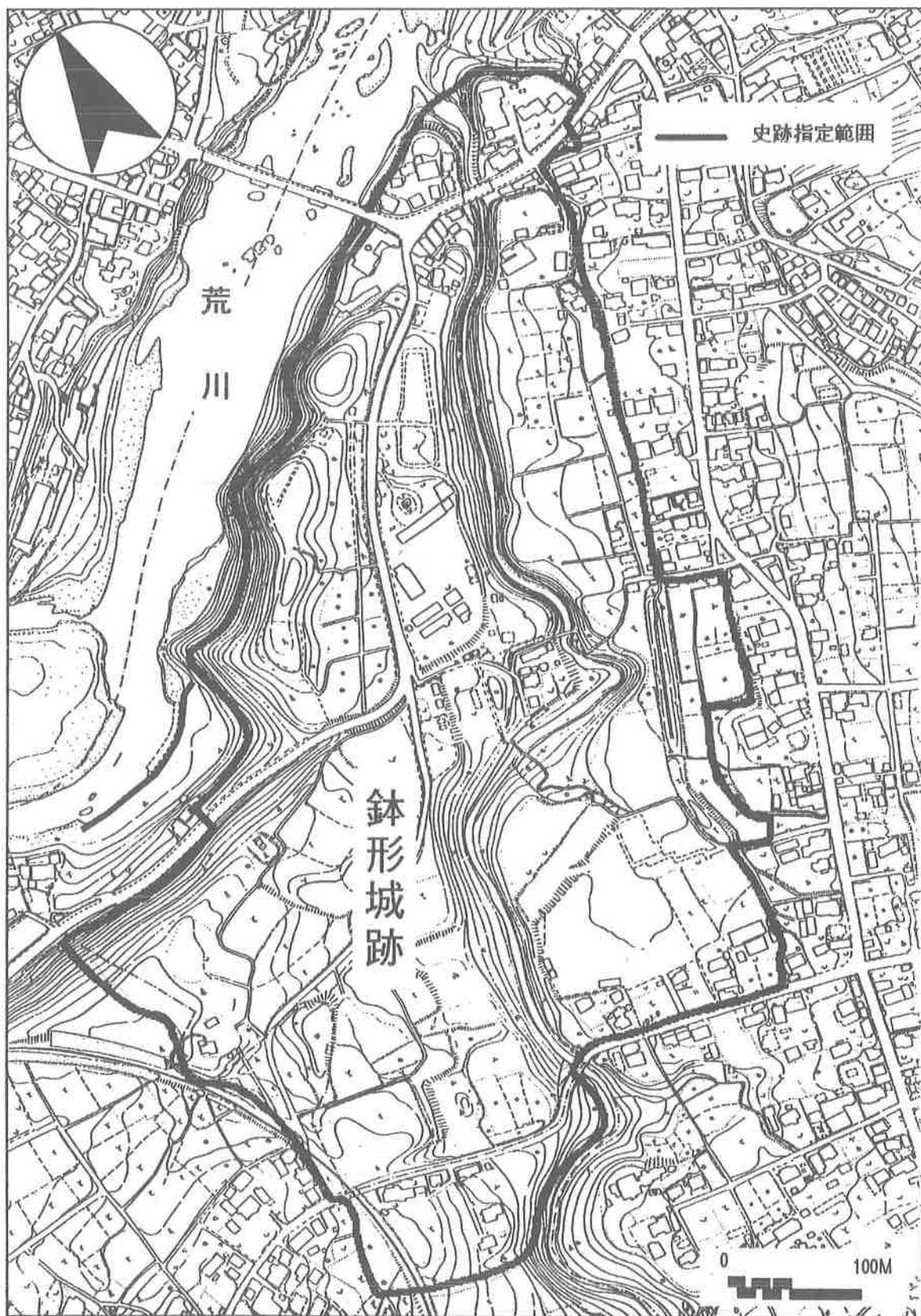
- ・活用計画
- ・第1期整備計画
- ・今後の課題
- ・全体の構成

(3) 史跡指定区域について

I. 史跡鉢形城跡の位置



II. 指定の内容
指定範囲



1. 埼玉県指定

鉢形の城址 大正十一年五月十六日埼玉県假指定

一、所在地

大里郡鉢形村大字鉢形

一、地積

拾壺町七反貳拾六歩（民有地）

一、説明

当城の概況を見るに其背面は荒川の天險を擁し他方は深沢川の深谷を以て支え天然の要害を占めたる一地域なり而して城内の主要部は高さ数丈の丘陵地にあり現在大部分は民有畑地と化せるも城郭各部の築堤石垣濠壙等尚ほ存する所あり其形跡自ら判すべし又城壙の一部分は神社境域となり是より延いて荒川の懸崖一帯森林をなし対岸より之を望めば自ら勝区をなせり。

一、指定事由

戦国時代の城址として比較的其遺形を存し特に其の天險の位置構造等に於て城郭形式の要件を多く備えたるものにして関東争乱の形勢を窺うに足り北條時代に於て上武の要鎮たりしが最後に悲惨なる戦績を残したり現今御殿倉庫等の建築物全く存せずとも雖も徳川初期以来の廢城として遺址尚ほよく壊滅せず嘗て関東一の名城と称せられ戦国時代を追想せしむるに足るに由る。

一、保存要件

公益上止むを得ざる場合の外現状の変更を許さざること荒川の懸崖一帯濫りに樹木の伐採を許さざること。

以 上

2. 国指定史跡告示

文部省告示第百十号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依り左ノ通指定ス

昭和七年四月十九日

文部大臣 鳩山一郎

第一類 史蹟

名称 地名

地域

鉢形城跡 埼玉県大里郡鉢形村大字鉢形字城

二五五九番ノ一、二五五九番ノ二、自二五六〇番至二五六五番、二五六六番ノ一、二五六六番ノ二、

自二五六七番至二五九〇番、二五九一番ノ一、二五九一番ノ二、二五九二番、二五九三番ノ一、二五九三番ノ二、自二五九四番至二六〇一番、二六〇二番ノ一、自二六〇四番至二六二八番、二六二九番ノ一、二六二九番ノ二、自二六三二番至二六三五番、二六三六番ノ一、二六三六番ノ二、二六三七番ノ一、二六三七番ノ三、二六三八番ノ一、二六三八番ノ二、二六三八番ノ四、二六三九番、二六四〇番ノ一、二六四〇番ノ二、二六四一番ノ一、二六四一番ノ二、二六四二番、二六四三番ノ一、二六四三番ノ二、自二六四四番至二六四九番、二六五〇番ノ一、二六五一番ノ一、二六五一番ノ二、二六五二番ノ一、二六五二番ノ二、二六五二番ノ四、二六五二番ノ五、二六五二番ノ七、二六五二番ノ八、二六五二番ノ一〇、自二六五三番至二六六〇番、二六六一番ノ一、二六六一番ノ二、二六六二番ノ一、自二六六三番至二六六八番、二六六九番ノ一、二六六九番ノ二、二六七〇番ノ一、二六七〇番ノ二、二六七四番、二六四二番地先廢道敷

同字諏訪

同字全部

同字上ノ町

八四八番、八四九番ノ一、八四九番ノ二、八四九番ノ四、八五〇番ノ一、自八五一番ノ一至八五一番ノ三、八五一番ノ六、八五一番ノ八、八五一番ノ九、八五二番ノ一、八五二番ノ三、八五三番ノ一、八五三番ノ三、自八五四番至八八二番、自八八四番至八九一番、自八九三番至九〇四番、九〇五番ノ一、九〇五番ノ二、九〇七番ノ一、九〇七番ノ二、九〇九番ノ一、九〇九番ノ二、九三一番、九五一番

同字木持

二四七八番、二四七九番ノ一、二四七九番ノ二、自二四八〇番至二四八三番、二四八六番、二四八七番、自二四八八番ノ一至二四八八番ノ三、自二四八九番至二四九二番、二四九三番ノ一、二四九三番ノ二、二四九四番、二四九六番、二四九七番、二

四九八番ノ一、二四九九番、二五〇四番ノ一、二五〇四番ノ二、二五〇五番ノ一、二五〇五番ノ二、自二五〇六番至二五三六番、二五三七番ノ一、自二五三八番至二五五三番、二五五四番ノ一、二五五四番ノ二、二五五五番、二五五六番ノ一、二五五六番ノ二、二五五七番、二五五八番

同折原村大字立原字坂

同字全部

同字深澤上

四八四番、四八九番、四九〇番

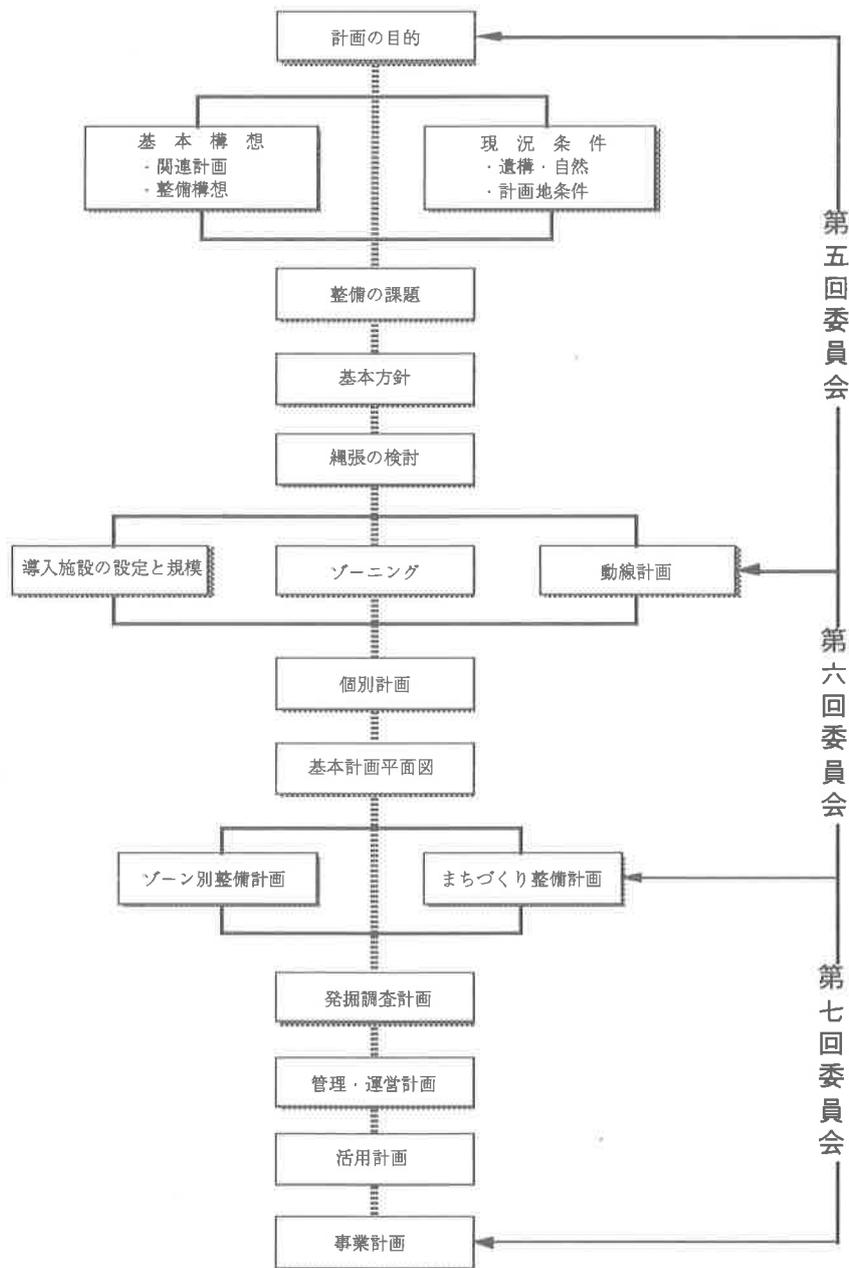
同字諏訪脇

自一二八番至一三四番、二七〇一番諏訪神社境内右地域内ニ介在スル道路敷、河川敷及び水路敷

(4)計画の手順

本計画は、寄居町や圏域の将来的な構想を含む「第4次寄居町総合振興計画基本構想」や「リゾート整備基本構想」、その他上位計画・関連計画と本構想との係わり、国指定史跡としての現況、その他の計画の前提条件の調査を行い、これらの分析をもとに計画地の持つ特性を活かし、課題は解消する方向で整備の目標・方針を設定した。

次にこの方針を受けて、計画対象地を区分し、それぞれの整備方針を示すと共に、全体の動線、景観整備方針等を加え、また計画地と密接な関係を持つ周辺地についても、その整備計画の指針を示した。



2.条件整理と課題

(1)条件の整理

I.基本構想の整理

II.関連計画

(2)縄張資料の検討

I.検討の手法

II.資料

III.検討

IV.縄張設定

(3)保存整備への課題

I.史跡整備への課題

II.まちづくりへの課題

2.条件の整理と課題

(1)条件の整理

I.基本構想の整理

平成7年度に策定した基本構想では、その整備の目標と方針を次のように定めた。

鉢形城跡整備の基本的な方向は次のように定める。

鉢形城跡の優れた歴史的、自然的な特性を活かし、町民或るいは城跡を訪れる多くの人々が活用できる場とすると共に、我々の生活に寄与することのできる史跡公園とする。

鉢形城跡整備における具体的な目標を次のように定める。

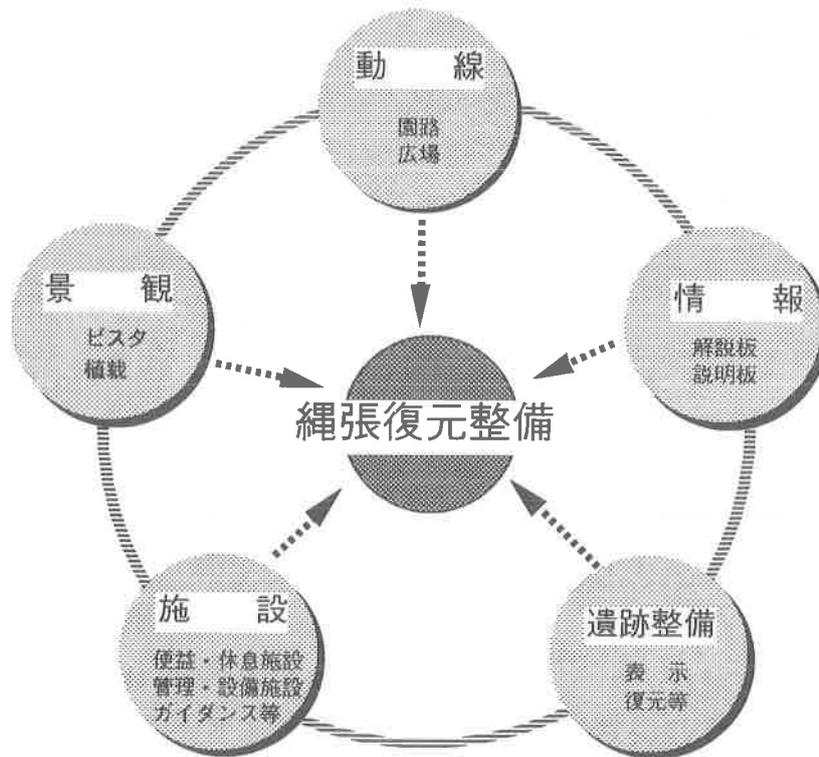
- 1.町民のシンボルとして、鉢形城跡のロマンを活かした整備を行う。
- 1.後北条氏当時の姿形を明らかにし、わかりやすい史跡整備を行う。
- 1.高齢者や体の不自由な方に配慮した屋外環境の整備を図る。
- 1.人々の憩の場とする。
- 1.文化・教育・学習の場とする。
- 1.まちづくりと連携した場とする。
- 1.広域圏における観光や歴史文化の拠点として機能する場とする。
- 1.周辺のまちなみは鉢形城跡と一体化した整備を図る場とする。

また全体整備構想の方針を以下のように定めた。

城跡整備において重要な要素は、《城の縄張》を復元することである。縄張を判然と感じさせるために、虎口や台（矢倉台）、堀や土塁の整備を行い、閉鎖的な空間を構築していく。また復元建築物等を併せ持つことにより、強い視覚的效果を得ることができる。それらをつなぐ主動線は往時の大手道を踏襲することにより、城郭の構造を体感できるようにする。

このように鉢形城跡整備においては、往時の形態や機能に適合した動線計画、景観計画、情報計画等を遺構表示、復元等、施設整備等と組み合わせることにより、効果的な整備を図るようにする。

縄張整備の概念



基本方針

- ①遺構の保存を行う。
- ②発掘調査を実施する。
- ③わかりやすい遺構整備を目指す。
- ④公開する上での必要施設の充実を図る。
- ⑤文化・教育に資する整備を目指す。
- ⑥史跡に親しみ、楽しむことのできるレクリエーションの場として整備する。
- ⑦まちづくりと効果的に連携した整備を図る。
- ⑧観光拠点として効果的な整備を図る。
- ⑨荒川流域における史跡、文化施設とネットワークを図る。
- ⑩周辺のまちなみは、戦国期から続く歴史のある都市空間として、総合的なまちづくりを図る。

ゾーニング

基本構想でのゾーニングは、鉢形城跡の縄張を基本に曲輪の特徴を活かし、以下のよ
うな整備タイプを定め、ゾーン設定を行った。

●遺構整備地区

発掘調査等の十分な資料に基づいて、積極的な復元整備を行う地区

ゾーン設定名

曲輪Ⅲ遺構整備ゾーン

大手周辺整備ゾーン

●遺構修景地区

曲輪を特徴づける土塁や堀等の修復、整備を行いながら、地区の景観や曲輪の特徴
を活かした整備を行う地区

ゾーン設定名

御殿下曲輪広場ゾーン

東外曲輪修景整備ゾーン

曲輪Ⅱ環境整備ゾーン

●遺構保全地区

必要に応じた土塁整備等や利用上での簡易な整備を行い、現状の景観をそのまま見
せる地区（但し、発掘調査による遺構は整備上での検討を行う）

ゾーン設定名

御殿曲輪景観保全ゾーン

●管理運営施設利用地区

城跡の管理や見学者への対応を行う、施設的な整備を図る地区

ゾーン設定名

管理運営施設整備ゾーン

笹曲輪広場ゾーン

●歴史景観整備地区

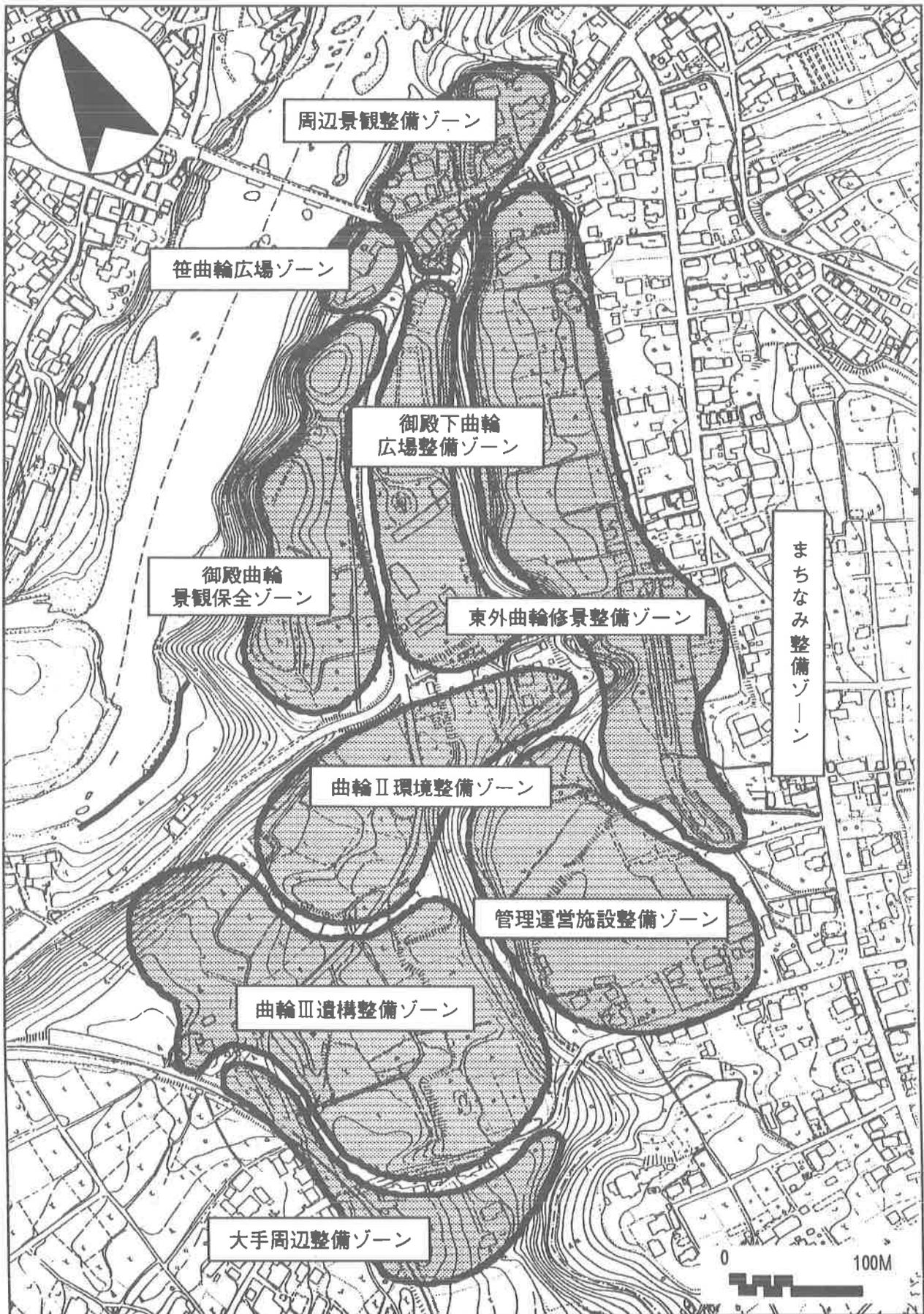
史跡地内あるいは歴史性の高い地区にふさわしい景観誘導や整備を図る地区

ゾーン設定名

周辺景観整備ゾーン

国史跡指定範囲は、上記のような5つの整備タイプと9ゾーンを設定し、その他に本
構想対象地と係わりの高い地区を「まちなみ整備ゾーン」として設定した。

ゾーニング設定図

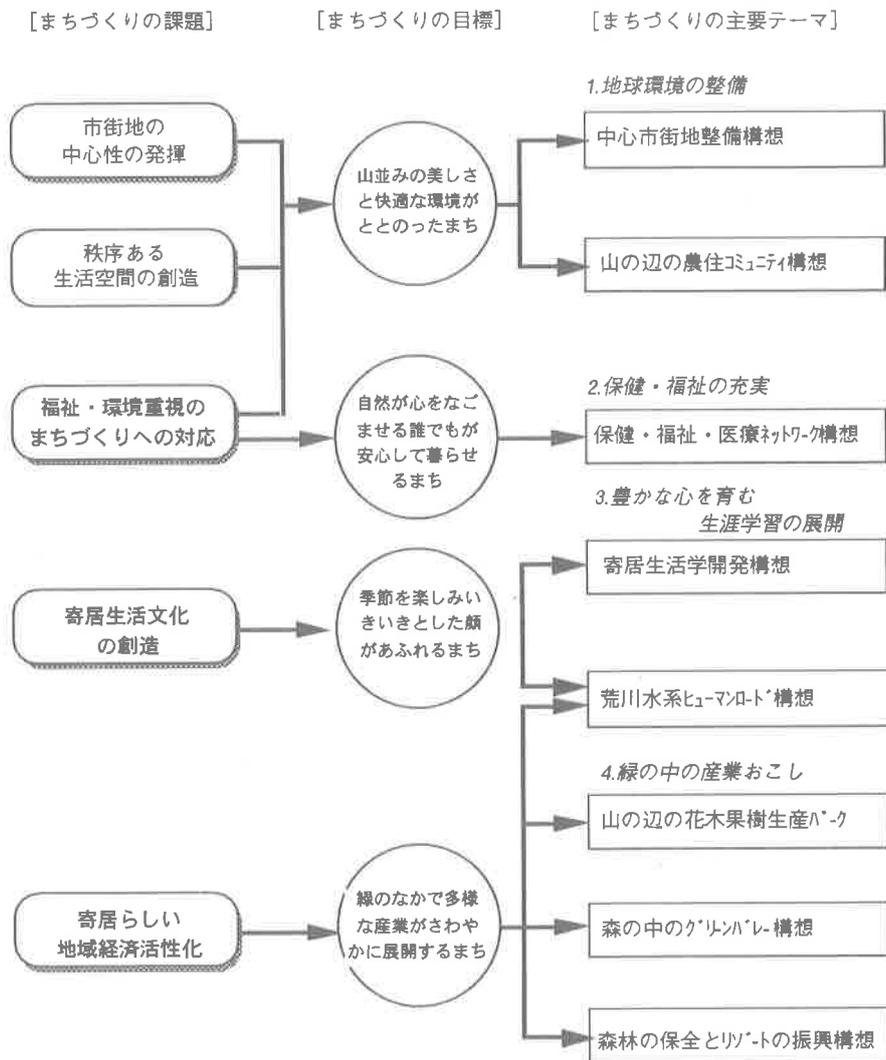


II. 関連計画

第4次寄居町総合振興計画基本構想

「鉢形城跡保存整備基本構想」は「第3次寄居町振興計画基本構想」を上位計画として策定したが、平成9年度を初年度とする「第4次寄居町総合振興計画基本構想」が策定されたため、それ等との整合性を図りつつ、本計画は後者を上位構想とした。上記構想より、鉢形城跡保存整備基本計画に関係する諸計画の抽出を行う。

まちづくりの課題・目標・主要テーマ



荒川水系ヒューマンロード構想は、寄居生活学開発の1つとして「水の郷」にふさわしく荒川及びその支流を活用した楽しみ方を開発するものです。このため母なる川、荒川は河岸等の景観・緑地保全とともに、野生生物と共生し、心と体に優しいリフレッシュ・リゾートとして、遊歩道やサイクリングロード等の整備を進める。また風布川、坂東沢川、逆川、深沢川等も楽しめる河川として保全整備し、ネットワーク化を図る。

基本方針

- 水と緑を活用した本町の「まちおこし」として、観光・リゾートを振興する。

1.観光・リゾートネットワークの形成

さいたま川の博物館・鉢形城跡の活用

さいたま川の博物館及び鉢形城跡やその他の観光資源をネットワーク化し、テーマ性のある観光ルートを設定する。拠点として位置付けられているさいたま川の博物館・鉢形城跡の効果的な活用を図るため、レンタサイクル事業、鉢形城跡を利用した花と香の花壇整備、さいたま川の博物館でのオリジナル販売物品の開発、特産品等販売施設の設置などを進める。

荒川水系ヒューマンロードの整備

豊かな自然の緑と水とのふれあいをゆっくりと楽しみながら散策し、またさいたま川の博物館、鉢形城跡へのアクセス歩道としても機能する散歩道、ポケットパークやサイクリングロード、荒川への進入道路の整備を進める。

また、荒川河岸等の景観・緑地を保全するとともに、野生生物の生息、成育にとって重要な水辺環境の保全・創造に努める。

基本方針

- 寄居生活学の開発を生涯学習のテーマとして全町で取り組んでいく。
- すべての町民が、いつでも、どこでも、学びたいことが学べ、その学習成果が活かされるような学習環境を整備する。
- 文化財の保護や伝統文化の継承を図る。
- 外国人が安心して暮らすことができる環境を整備する。

1.文化事業の推進

文化活動の振興

文化性の高い町民育成の観点から、文化事業に関する情報の提供や質の高い芸術文化活動への積極的な参加を奨励し、その活動の場や発表の場を適切に設定する。またさいたま芸術文化祭への参加、近隣文化団体との交流促進や団体・文化活動への援助と協力を進める。

歴史的文化の継承と活用

町内文化財パトロール、町内遺跡の調査・保存事業を通じて、遺跡の範囲・性格等の把握を行うとともに、それらの保全整備に努める。また地域文化遺産の保護・継承事業を通して、地域の年中行事や民俗芸能等のすぐれた伝統文化の継承に努める。

町の文化財を理解するための親しみやすい資料・パンフレット・冊子・ビデオ等の作成・提供、文化財史跡めぐりの実施、文化財学習会の開催などを通して文化財愛護精神の高揚に努める。また、文化財保護団体の育成、広報による郷土の歴史の紹介事業を推進する。

鉢形城跡保存整備の推進

本町の歴史的資源の中核となる鉢形城跡の保存整備を総合的に進め、またその有効な活用を促進するため、発掘調査、遺構等の整備・復元及び園路・諸施設の設置、鉢形城跡の公有化を図る。

(2) 縄張資料の検討

I. 検討の手法

基本構想にて縄張の検討を行ったが、表面観察での限界もあり、縄張は明確にはならなかった。しかし、計画の基本となる縄張であるため、現状で確認しうる文献資料を元に再整理を行った。

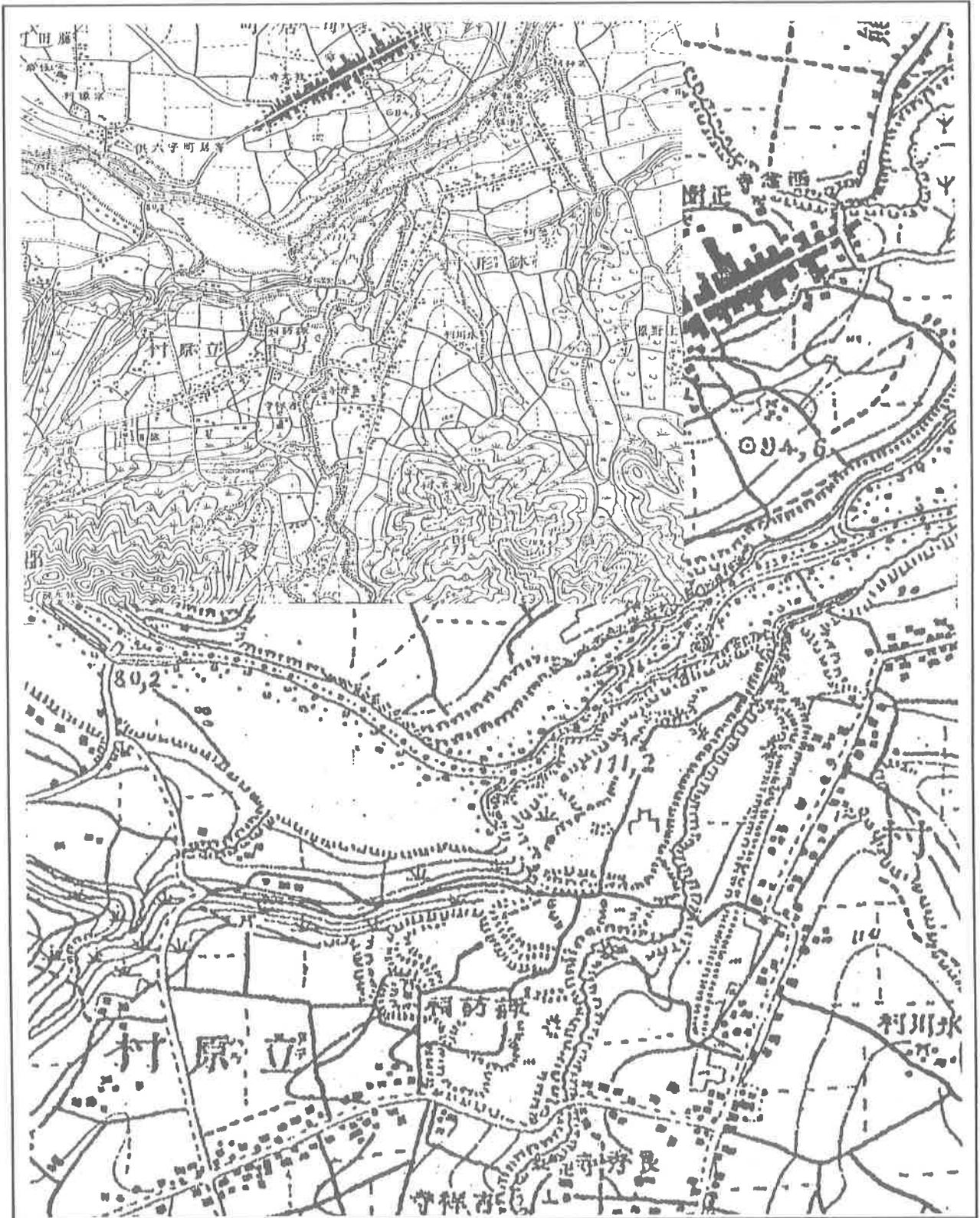
検討資料は以下の文献資料である。

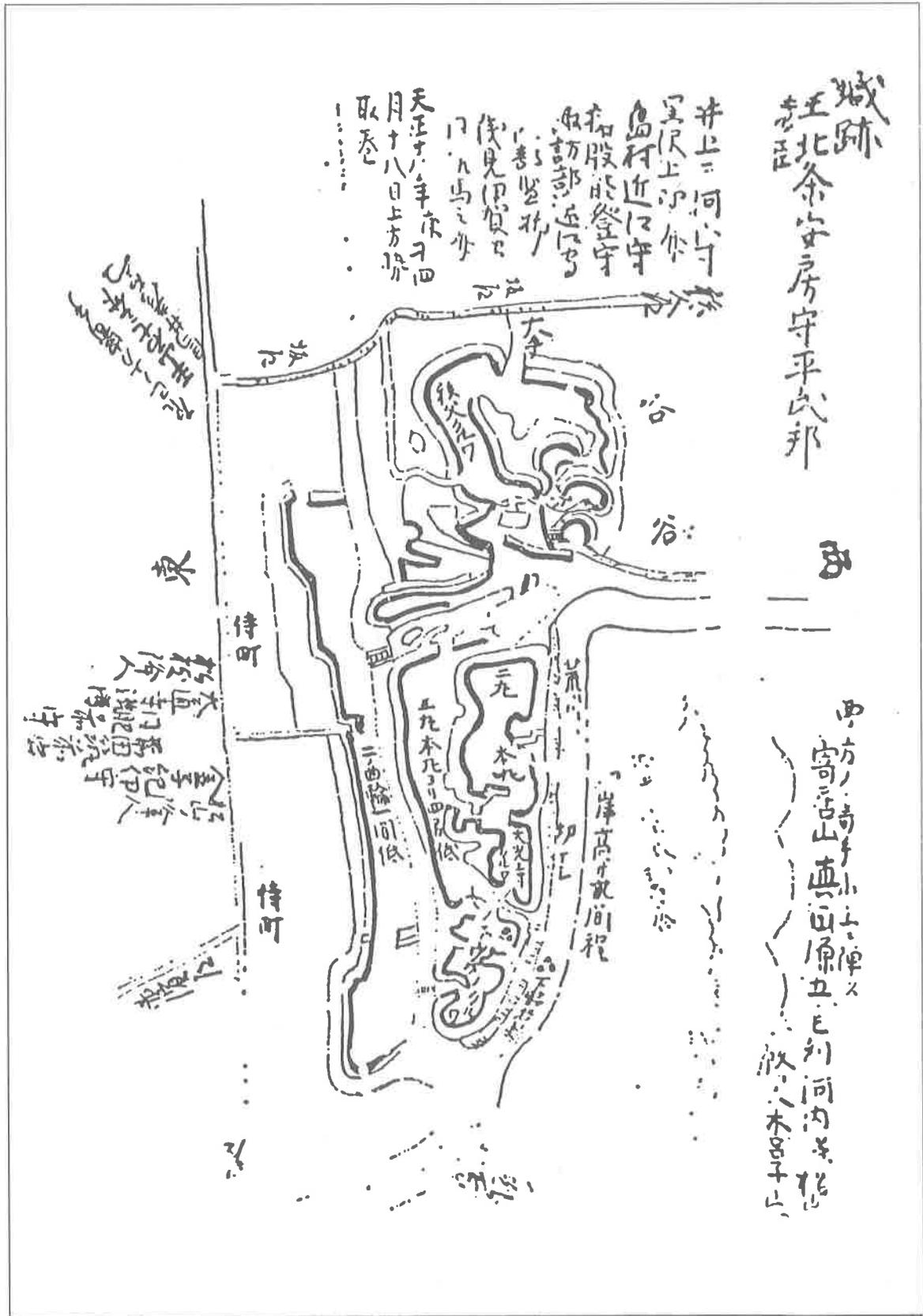
- ・ 現況測量図
- ・ 迅速図
- ・ 築城学教程に記載された測量図
- ・ 鉢形城絵図

検討手法は、現況測量図を元に上記の資料情報、現況の表面観察情報（基本構想による）を重ね合わせ、縄張設定の要素となる〈虎口〉〈馬出〉〈通路方向〉〈堀〉〈土塁〉〈平場〉を抽出し、縄張区分を設定した。しかし本手法では埋蔵遺構や作事情報が欠けているため、普請構造の最も大きな堀や地形差等による区分は明確になるが、広大な面積を持つ曲輪内の区画については判然としない。

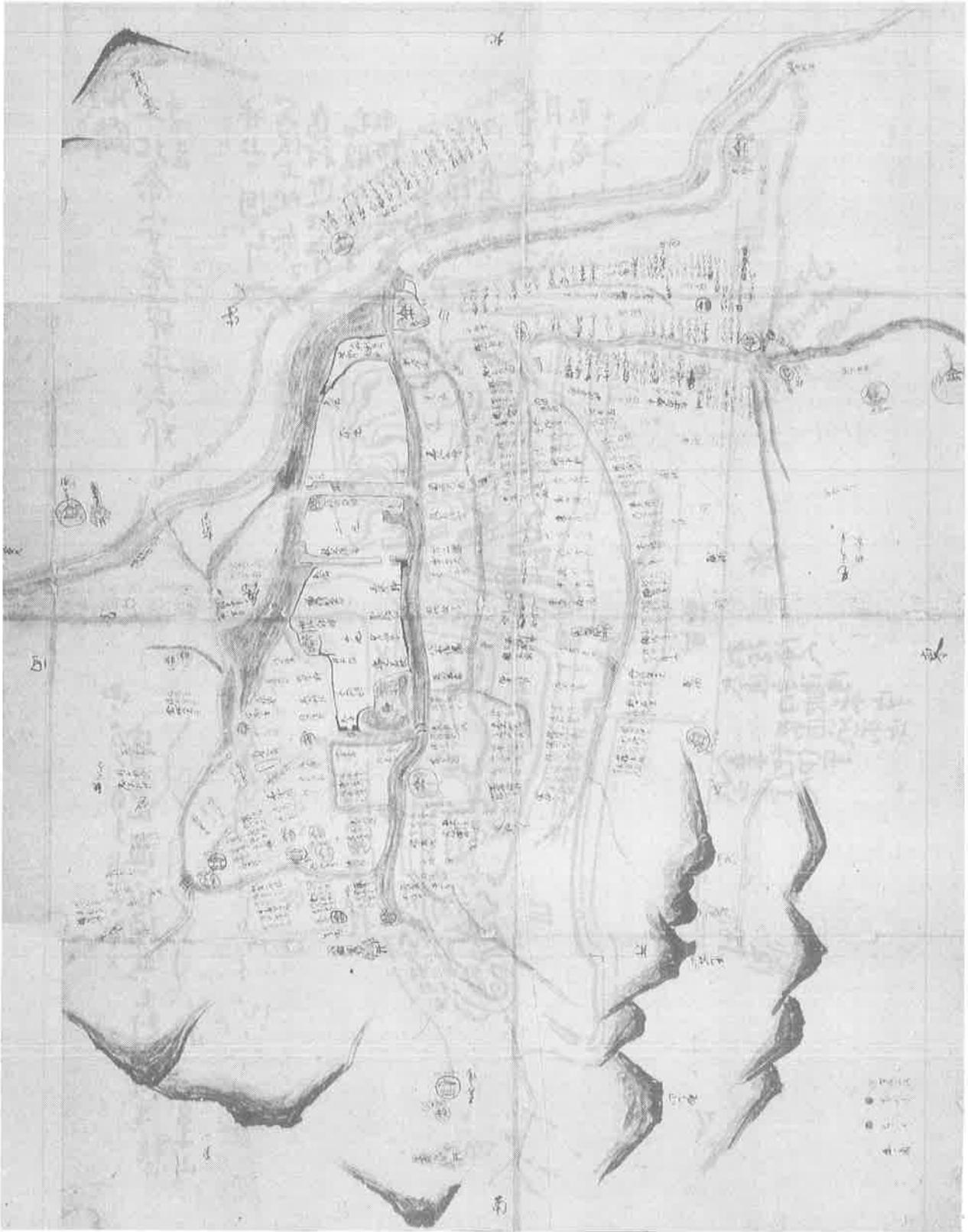
II. 資料

●迅速図 (出典：国土地理院 1/20000)



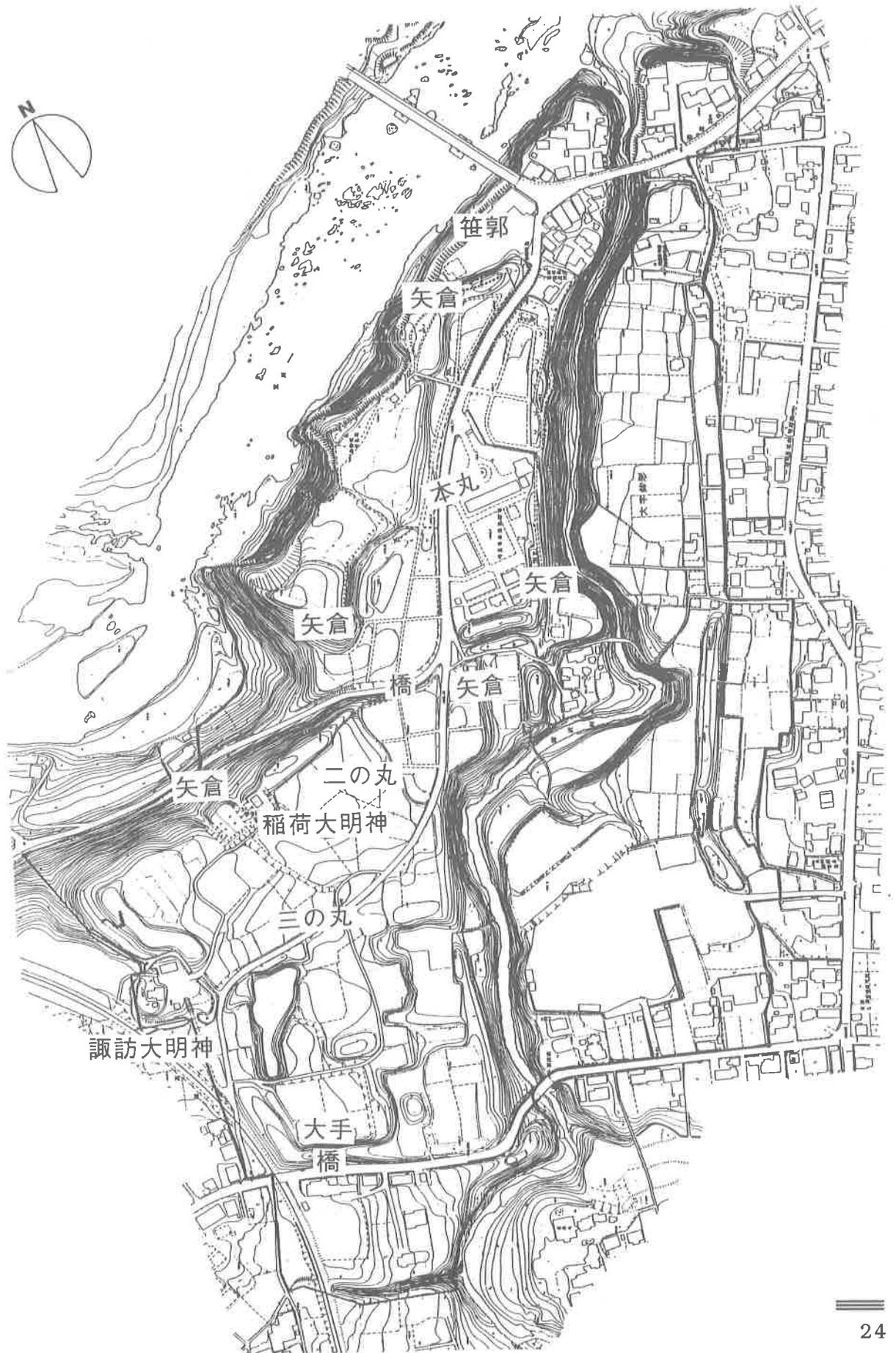


●新田家蔵鉢形城絵図（出典：寄居町教育委員会）

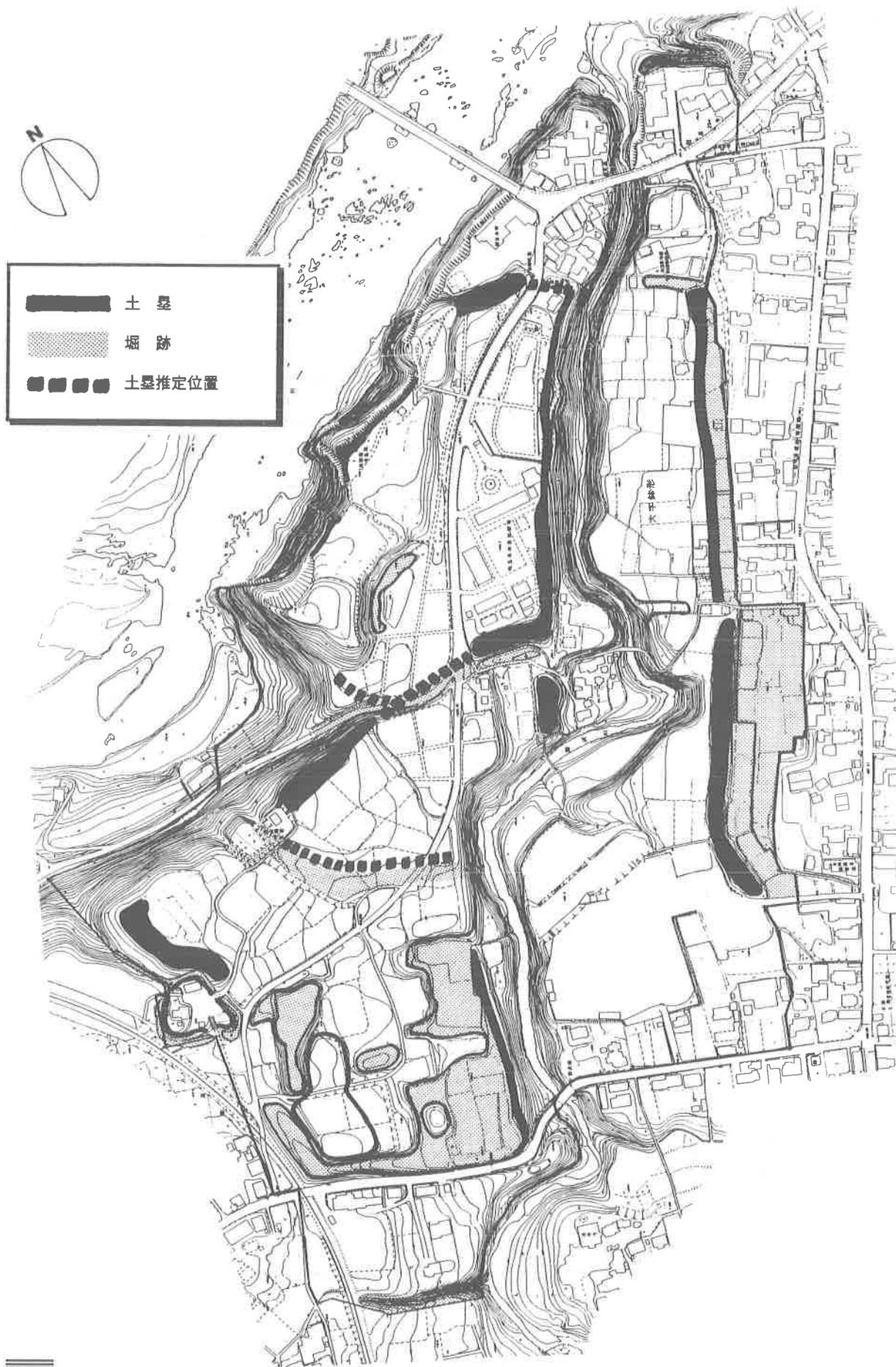


Ⅲ. 検討

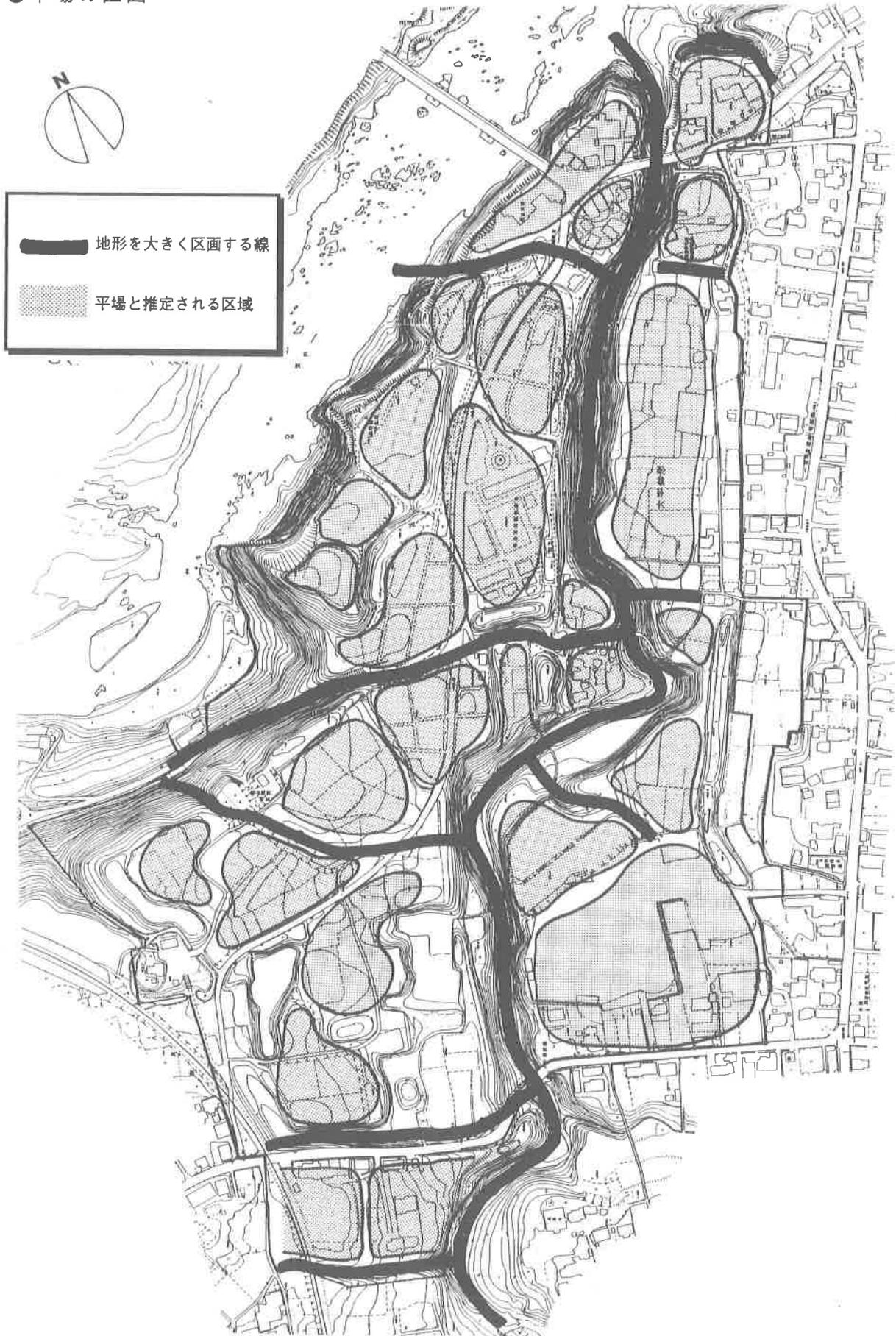
① 絵図に標記のある構造物（堀・土塁・矢倉等）の推定位置



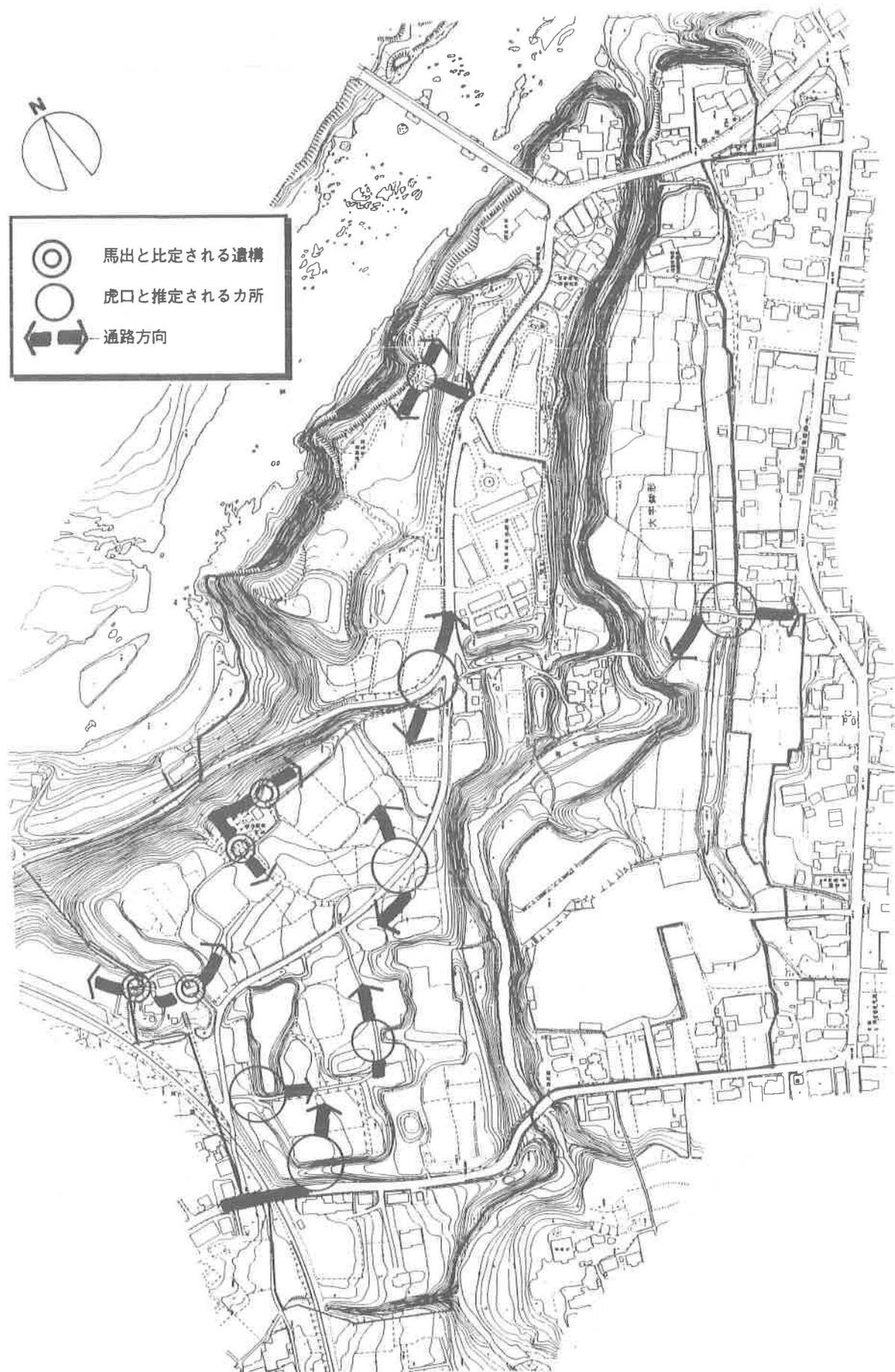
② 堀と土塁の位置



③ 平場の区画



④ 虎口推定位置と通路方向



⑤ 周辺の地名等の整理 (出典：史跡鉢形城跡保存管理計画書)



Ⅳ. 縄張設定

検討①において

現況図に、鉢形城絵図（新田家蔵）における縄張区分を基に表記された構造物の名称を落してみた。標記としては「矢倉」の文字が最も多く、土塁の高所には殆ど「矢倉」の標記があった。また別紙に見るような細かい区分はなく、土塁や堀と思われる普請で囲まれた区域が笹曲輪、本丸、二の丸、三の丸の4つに区分されている。

本丸、二の丸間の堀と三の丸西側の堀には、「橋」の標記があり、そのうち三の丸西側の橋には、大手の標記が見受けられる。

虎口に関して明確なものは少なく、先の「大手」「橋」の標記の他では、二の丸、三の丸間の一部に土橋と思われる通路が描かれているのみである。

堀は薄茶系で彩色されているが、深沢川等はその上に墨でなぞった表現となっている他、弁天社付近も同様な表現となっている。土塁も墨系の彩色であるため、先の堀と判別しにくい。その他は単色で彩色されている。

検討②において

現況図から土塁と堀の位置を推定してみた。大凡は先の絵図や陸軍測量図に合致するものであり、堀や土塁によって区分されていた様子が推察できる。また絵図や陸軍測量図に見る三の丸の土塁付近は、大きな土壇状になり、平坦部よりも高くなっているものの、他で見られるような土塁の形状とはなっていない。

堀、土塁は、大手方向（本丸に向かう進行方向）に対し、手前に堀があり、立ち上がって土塁があるという規格性を持っている。しかし本丸（本丸・御殿下曲輪共）と笹曲輪、外曲輪に関しては、このような規格性は見られない。

検討③において

表面観察による平場の推定は、廃城後の土地利用や埋蔵遺構が調査中ということもあり、往時の曲輪内の小区分を明かにすることは難しいが、比高や確認できる堀・土塁等により、大凡図のようになる。本丸は上・下に別れ、かつ上は4段に別れる。二の丸の、試験場の土地は近年造成した可能性が高いが、本丸直下との比高があるため、2段ないし3段の区分がされていた可能性が高い。三の丸は北・南での比高があり、さらに深沢川沿いに低地が広がる。

外曲輪北側は深沢川に沿って傾斜して、学校跡地は近年大きな造成が行われた。

検討④において

虎口は、絵図や土塁や堀の喰い違い、その他伝承等を参考に別紙のような位置を推定した。

検討⑤において

昭和56年度に策定された「鉢形城跡保存管理計画書」に記載の地名伝承は図の通りであり、特に大手の記載があるほか、他と比較して多くの名称が見受けられる。

以上のような検討を基に縄張図の設定を行ったが、基本構想時よりは内容が整理されつつあるが、堀と土塁で囲まれた範囲を曲輪と想定するかぎり、鉢形城跡保存整備基本構想で検討した内容と同様となった。整備の基本でもある縄張の明確化は、これらの検討結果を課題に発掘調査の進展に合わせ、再度検討することとする。

また設定した名称は、従来の名称が区分を示すものではなかったため、以下のような名称設定とした。

設定した縄張	鉢形城絵図（新田家蔵）	地名等の伝承
笹曲輪	笹郭	笹曲輪、搦手
曲輪Ⅰ	本丸	本丸 御殿下曲輪
曲輪Ⅱ	二の丸	二の丸
曲輪Ⅲ	三の丸	秩父曲輪 逸見曲輪
外曲輪		外曲輪
外曲輪Ⅱ		大光寺曲輪

繩張図設定図



(3)保存整備への課題

本基本計画における整備課題は、先に策定した基本構想の基本目標や方針抽出の際の基礎条件となった問題点を発展的に解消する方向で考えていく。

I.史跡整備への課題

①土地利用

- ・ 史跡地としての有効活用を図るため、施設の移転を前提とした整備を図る。
- ・ 導入路等の確保や遺構の性格の把握あるいは公開を前提とするなかで、公有化範囲の見直し（昭和56年 史跡鉢形城跡保存管理計画書 土地利用計画C地区等）を図る。
- ・ 史跡地内の通行制限や安全な見学路の確保等のため、周辺交通や住民の利便性・安全性を考慮し、生活道を優先した道路計画を図る。
- ・ 史跡地内には名勝指定地（玉淀、四十八釜）や深沢川等の自然豊かな区域が存在し、城跡の特徴ともなっているため、これらの保全と効果的な活用を図る。
- ・ 諏訪神社や城山稻荷社の境内地の保全を図りながら、史跡地としての景観整備や遺構整備を図る。

②施設

- ・ 利用空間の設定に応じた必要施設類の設置を行う。
- ・ 施設はデザイン等を統一し、環境に相応しい規模と内容の充実を図る。
- ・ 設定する施設は、将来の見学者に対応できる規模とし、また人にやさしい整備を図る。
- ・ ガイダンス施設を設置する。

③遺構

- ・ 発掘調査等により遺構の解明を図り、保護・修復の対策を図るため、調査計画が必要。
- ・ 調査計画においては、整備の目的に応じた調査を実施する。また調査結果を検討できる組織づくりが望まれる。
- ・ 遺構の保存、表示、復元等の手法を検討する。
- ・ 縄張を体験できるように城内通路、虎口、堀、土塁等を明確にする。
- ・ 城内通路を踏襲した園路整備を図る。
- ・ 施設移転時には埋蔵遺構の保全対策を講じる必要がある。

- ・見学者にわかりやすく遺跡整備を行う。
 - －曲輪の明確化
 - －情報の表示の充実
 - －視覚的に効果の強い整備手法の導入等

④ 景観

- ・樹木管理と遺構の保護対策を行いながら、植生の保護を図る。
- ・視界を広げる等の場所に応じた景観の確保を行う。
- ・史跡指定地内は一定の景観形成の方向を定める。
- ・アイスポットに留意した景観形成を図る。

⑤ アクセス

- ・主要道や寄居駅等からの利用に対し、導入の明確化を図り、利便性を高める。
- ・史跡地内の町道等は一般車輛の通行を規制（原則通行不可）するため、迂回路の設定を含めた周辺一帯の道路交通の調整を図る。
- ・史跡地内を通過する通学路は、史跡整備や利用上の安全性や管理面を考慮しながら、調整を図りながら検討する。
- ・周辺地域の施設等とのネットワーク化を図り、相乗効果を図る。

Ⅱ.まちづくりへの課題

上記に提示した検討課題の中には、史跡整備にとどまらず当町における「まちづくり」的な課題を含んだ内容が含まれている。基本構想で提示されたこれらに関する整備目標をより現実的に検討するため、指定地内の整備課題と連携しながら、次のような点をまちづくりへの課題としていく。

①ネットワーク整備

本整備地は、秩父リゾート計画の長瀬地域－寄居・玉淀エリア内に位置し、町によるリゾート整備基本構想を始めとし、さいたま川の博物館等多くの整備が見込まれている。町域には玉淀、日本水の里、トンボ公園、神社仏閣、その他多くの祭事が催される等、豊富な自然・歴史資産が散在している。近隣地域では荒川に関する史跡の整備や自然を活かした施設の整備充実も予定されている。また近い将来には山梨県側への道路アクセスが容易になる等、鉢形城跡をとりまく来訪者の需要は、従来とは大きく異なる質と量が予想される。

ネットワーク整備においては、来訪者の期待度が増幅し、城跡への円滑で、関連する諸施設との相互効果が図れるような具体的な事業の展開を課題とする。

②アクセス整備

城跡へのアクセスは鉄道（JR・私鉄）を起点とした徒歩や車両によると想定されるが、そのいずれも現状では城跡への来訪において快適とは言えない。アクセス整備では来訪の拠点となる地点からのルート整備を課題とするほか、史跡内現況道路の規制による迂回路等の検討を合わせて行う。

③案内・標識等の整備

整備は史跡地内の解説や案内標識類とデザインの統一を図りながら、表示が必要なまちなみの各種資源やアクセスの整備、ネットワーク整備に基づく誘導機能、遺構解説、定点表示等の情報表示の効果的な手法を検討する。

④まちなみ整備

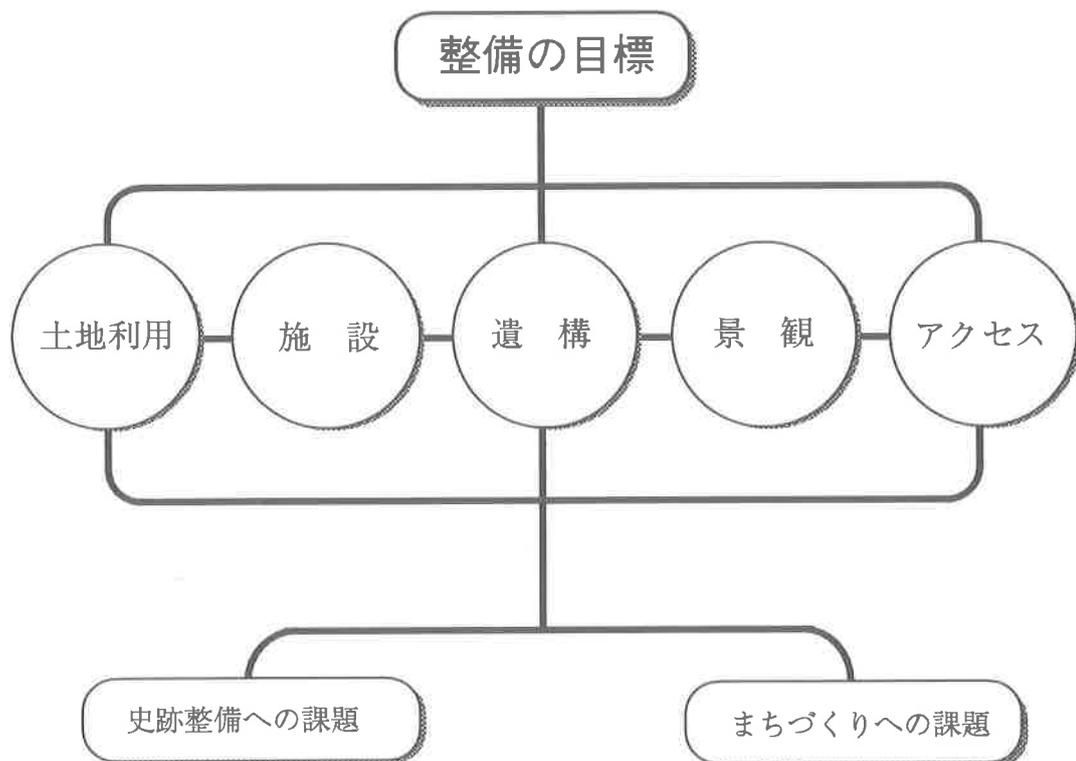
まちなみ整備は、史跡をとりまく周辺環境の他、城跡整備から見た必要と思われる箇所をその検討範囲（旧城下町域と推定される範囲）とし、本町のまちづくりや都市計画等、先の整備や史跡整備と相互効果が図れるような整備を課題とする。

たとえば、まちなみ散策路の設定による道の整備、ポケットパーク、広場設定による

「市」の開催、風土記稿に記載される小路等の景観整備（規制誘導、舗装、植栽整備等）が想定できる。

本整備は対象地域が広大であることから、さまざまな問題発生が予想されるため、整備効果上で早期に検討しなければならない事項と、将来的な計画との2段階にわけた整備とする。

●整備課題の構造



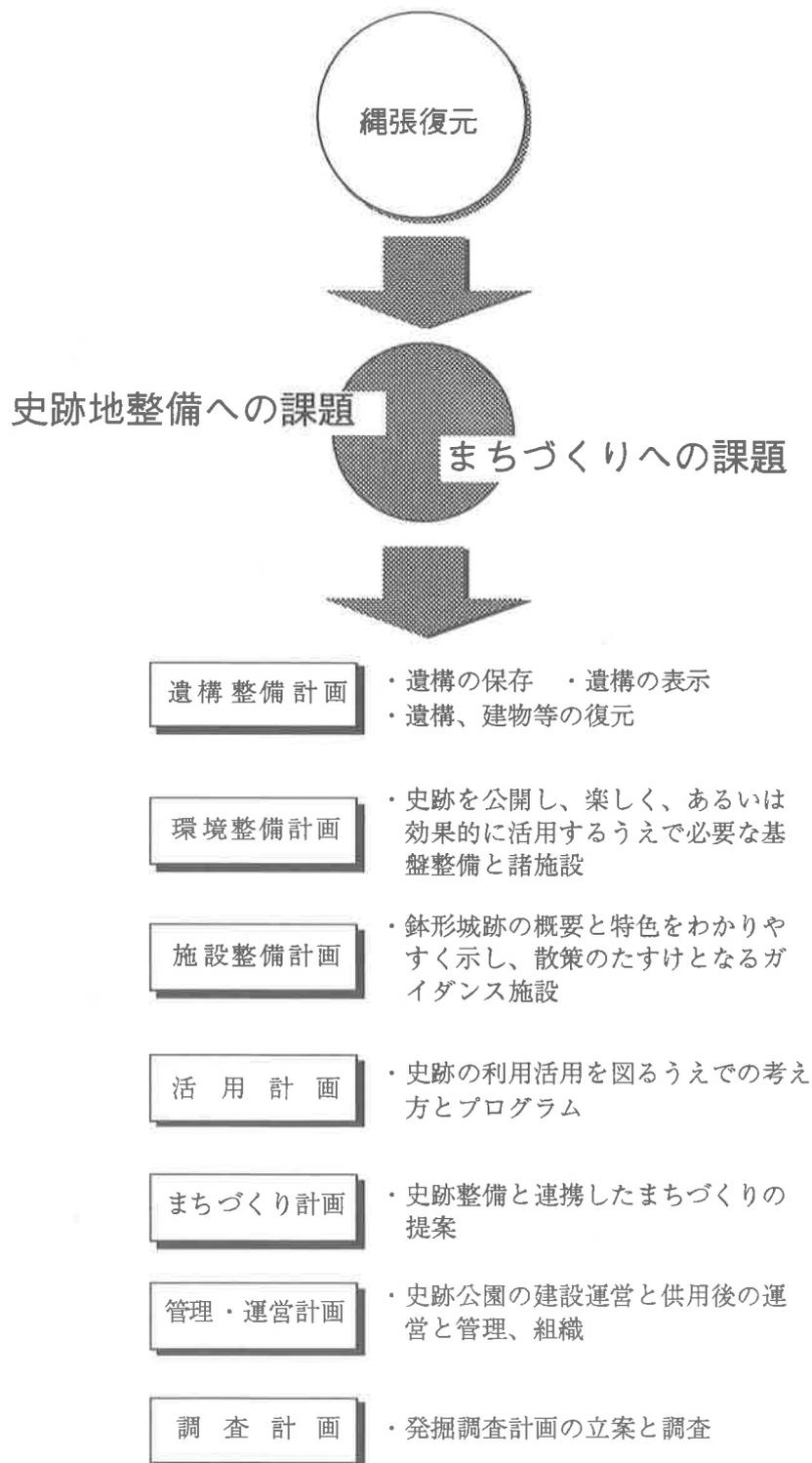
3.全体計画

- (1)全体構成
- (2)基本方針
- (3)ゾーニングと導入施設の設定
 - I.ゾーニング
 - II.導入施設
 - III.動線計画
- (4)利用者数の推計・規模算定

3.全体計画

(1)全体構成

本整備では先の検討課題を具現化していくうえで、基本目標を前提に、次のような項目に整理して整備を図っていく。



(2) 基本方針

I. 遺構の整備方針

遺構整備は学術調査による結果を前提に、その保存や表示手法の検討を行うが、整備の基本は縄張復元の意図を持った整備を行う。

● 縄張整備

縄張は築城過程において「占地」「地取」の次の段階に位置するもので、曲輪の配置を定め、その墨線設計を行うこととされている。このように縄張は曲輪の墨線の他、虎口、堀、土塁等の城の構造を定める重要な要素と言える。

整備は学術調査に基づく縄張設定を前提に、土塁や堀あるいは自然地形や樹林、門・塀等の工作物により閉鎖的な空間を構築し、城跡を体験できるようにする。また堀・土塁の整備の他、葦等の整備、大手道（城跡内通路）の利用、復元建築物、遺構表示等を通じ、強い視覚的効果を得ることができるようにする。

● 遺構保存

鉢形城跡の遺構保存においては、その普請構造が主に土で造成され、遺構の保存や表示には不向きであるため、盛土保存を基本に保存や遺構表示、施設等の設置を行う。また土塁や堀、曲輪等の斜面の流土崩落を防ぐ対策を講じる。

● 遺構表示

・ 堀・土塁の整備

堀はその存在が想定される箇所については、その規模を把握することができるような整備を図る。また水堀は水質の保全を図れるような浚渫(生態系に配慮する)や清掃を行い、水際線の整備を行い親水性を高める。土塁はその位置や規模を把握することができるような整備を図り、曲輪や区分の明確化を図る。

・ 虎口の整備

虎口は土塁や堀で構成されたもので、その防御や攻撃の機能が理解できるように往時の形態で復元する。また虎口に係わる木戸等の門や塀等も復元可能なものについては整備を行う。

・ 城内通路の活用

城内通路のルート復元を元に、見学路（園路）の設定を行う。

- ・ 曲輪内部の整備

曲輪内部の遺構は、保存が良好でその規模が判然としたものについて、その遺構の表示や復元を図る。

- ・ 建物復元

遺構の保存が良好でその性格や規模・構造が判然としたものについて復元を図る。

II. 環境整備方針

環境整備は整備における基盤項目として、遺構整備等と関連しながら次のような方針をもって整備を図る。

● 園路整備

史跡内園路は、城内通路を踏襲しながら、周遊体験が可能な歩行者専用園路や橋等の他、最小限度の管理車両道路の整備を図る。

● 植栽整備

諏訪神社や御殿曲輪、深沢川、荒川側斜面の樹木は保全する方針とするが、その他は景観形成、遺構保存等上で必要な伐採や補植を図る。また広場や緑地としての利用から町の花「カタクリ」や四季に楽しめる草木を配置する。

● 情報施設

史跡への誘導機能を含む体系的なサイン計画のもとで、解説板、案内板、誘導板等の適正な配置を行う。

● 施設整備

来訪者が快適に過ごせるように、必要な便益施設（駐車場、手洗所、水飲み等）や休養施設（ベンチ、四阿等）管理施設（安全柵、照明灯、防犯装置等）等の整備を図る他、子供や高齢者、体の不自由な方に配慮した整備を行う。

● 供給処理設備

- ・ 電気照明設備

電気照明は園内の出入口の他、夜間利用の検討にあわせた必要な箇所に設置する。また配管は地下埋設を基本とするが、埋蔵遺構の調査を前提とした整備を図る。

- ・ 雨水・排水設備

雨水排水は自然浸透を原則とし、舗装材や植栽等を設定する。また土塁裾や地形上での高低差が生じる必要な場所に排水施設を設置する。手洗所等の排水等は地下遺構に配慮した整備を行うと共に、その設置位置についても十分な協議を行う。その他民家等からの流入排水はその流入防止の対策を図る。

- ・給水設備

上水道給水も電気設備と同様に埋設を基本とするが、埋蔵遺構の調査を前提とした整備を図る。

Ⅲ. ガイダンス施設整備方針

鉢形城跡を訪れる来訪者に、城跡をわかりやすく説明し、学習の手助けとなるガイダンス機能を持つ等、展示・管理機能が行える施設を設置する。

Ⅳ. 活用整備方針

鉢形城跡は中世関東を代表する史跡のひとつであり、整備後は文化施設として、城跡に相応しい利用活用を図る必要がある。そのために学習活用のプログラムをはじめ、広場や公園としても積極的に活用できる利用メニューの設定を図る。

Ⅴ. まちづくり整備方針

まちなみ整備は、寄居町が計画する関連する諸事業との協調を図りながら、鉢形城跡周辺の歴史・自然的環境を生かし、史跡整備と相互効果が図れるような整備を図る。

- ・散策ルートの設定
- ・既存の文化・都市資源を活用する。
- ・安全な歩行者空間を確保する。
- ・拠点となる施設整備を図る。
- ・鉢形城跡や周辺地域に関連する文化を活かした総合的な都市づくりを行う。
- ・坂本寄居線や小路の沿道景観形成等の整備を図る。
- ・鉢形城跡への動線機能を整備する。
- ・周辺住民に配慮した迂回路を設定する。

Ⅵ. 管理・運営方針

鉢形城跡を保存・活用していくため、活用整備計画や史跡整備の推進を円滑に実施できる事業運営や維持管理、調査研究の機能をもつ組織体制の確立を図る。

Ⅶ. 発掘調査方針

史跡整備の整備目的に応じた調査計画の検討を行う。堀や土塁等はその規模・構造を把握するための必要最小限度の調査とし、曲輪面等も整備対象区域を中心とした調査を行う。

(3)ゾーニングと導入施設の設定

I.ゾーニング

ゾーニングは基本構想におけるゾーニングを基本に、ゾーン内の特性に基づき、次のような内容を持つ地区を設定した。

笹曲輪広場整備ゾーン

現況の城跡で導入口となっており、城郭の搦手を意識した整備を行う。

①搦手広場地区

- ・城跡を感じさせる広場とし、休息や城跡見学等の情報提供を行う場とする。
- ・樹木を整理し、荒川側や道路側からの城跡らしさが感じられる場とする。
- ・御殿下曲輪側の斜面を整備し、搦手口としての城郭景観を確保する。

御殿下曲輪広場整備ゾーン

埋蔵遺構の保護を図るとともに、その修景整備を通じて憩いの場として整備する。

②北入口地区

- ・城跡見学における徒歩・自転車等の導入空間とする。

③ふれあいの広場地区

- ・樹木や芝生で修景された広場を整備し、催し等にも対応できる場とする。
- ・深沢川沿いの土塁の整備を行う。
- ・深沢川沿いの地形の保存処置を図りながら樹木を保全する。

④歴史の庭地区

- ・漆桶万里や宗長によってうたわれた鉢形城の情景を彷彿とさせる場を整備する。
(町の花であるカタクリ、いわれのある菊や松等を主とする)
- ・野外学習が体験できる場とする。

御殿曲輪景観保全ゾーン

古くから城郭に活用された所で、古城の景観を印象づける風景として一帯を整備する。

⑤遺構保全地区

- ・自然環境を保全する場とする。
- ・遺構破損の危険性や展望を著しく疎外する樹木は整理し、展望の場の確保や隠れた遺構が見えるようにする。
- ・北側土塁（荒川側）の整備を行い、柵等を設け見学者の安全を図る。
- ・通路となっている土橋、堀切を整備する。

曲輪Ⅱ環境整備ゾーン

園路が集中する地区で、アクセスの拠点として位置付けるほか、堀・土塁等を積極的に整備復元する場とする。

⑥導入地区

- ・ガイダンス地区からの導入空間の場として、便益施設を中心に整備を図る。
- ・曲輪Ⅱの入口は堀跡の道路等を活用し、縄張空間の区切りをつける整備を図る。

⑦親水広場地区

- ・深沢川の河原を利用した、水に触れられる場とする。
- ・河川には橋を整備し、緊急避難動線や散策の利便性を高める。
- ・深沢川沿いの樹木は地形の保存処置を図りながら整理伐採する。

⑧自由広場地区

- ・イベント等の催しが開催できる場とする。

⑨遺構の広場A地区

- ・遺構表示や整備を中心とした場で、曲輪Ⅱ、Ⅲ間の堀・土塁を整備する。
- ・虎口を体験できるように橋、門等の整備を行う。

曲輪Ⅲ遺構整備ゾーン

遺構の保全を図ると共に、鉢形城跡を体験できる中心部として位置付け、積極的な復元整備を行う。

⑩諏訪神社地区

- ・堀斜面の下草を整理伐採し、堀の深さや大きさが感じられるように整備する。
- ・神社側と調整を図りながら土塁や堀（土塁上の社の移動等する等）の整備を行う。
- ・2方向の通路の体験と横矢が見渡せるように植栽整理等の整備を行う。
- ・八高線の車窓から城跡が見えるように線路沿いの植栽等を整理する。

⑪遺構の広場B地区

- ・遺構表示や整備を中心とした場とし、曲輪の高低差や埋蔵遺構、通路を活かした整備を行う。
- ・堀の環境を保全するため、水質保全や法面等の保護を行う他、動植物の生息に配慮した整備を行う。
- ・湿地への汚水流入を防止する。

⑫泉水坂整備地区

- ・歩行者が安全で快適な見学が図れるよう歩道等を整備する。

大手周辺整備ゾーン

鉢形城跡の大手方向と伝わり、泉水坂をはさんだ地域は大光寺曲輪と伝承されている。一帯は寺町等の周辺散策の拠点とする。

⑬環境整備地区

- ・寺町周辺見学のための情報拠点の場とする。
- ・深沢川沿いの樹木は整理伐採し、対岸が垣間見られるように整理する。
- ・堀等は樹木を整理し、道路や電車から望められるようにする。

管理運営施設整備ゾーン

見学者のための拠点地域として位置づけて整備を図る。

⑭ガイドンス地区

- ・ガイドンス施設を中心に、園路整備等を図り、城跡見学の入口とする。

⑮施設利用地区

- ・進入路を確保し、駐車場として活用する。

⑯沿道景観整備地区

- ・沿道沿いの建築物・工作物に対して、規制誘導を図り、城跡空間との調和が図れるような景観形成を図る。
- ・歩行者専用道を持つ道路空間の整備

東外曲輪修景整備ゾーン

鉢形城の最終段階の構築といわれる土塁・堀遺構の整備と深沢川の緑地保全を行い、鉢形城の総合的な土地利用の歴史を辿れる場として位置付ける。

⑰外曲輪堀・土塁整備地区

- ・堀・土塁の遺構整備を図る場とする。
- ・栗、桑等の現況植生を生かしながら遺構整備を図る。
- ・地方道より進入する出入口を虎口として整備する。

⑱野草広場地区

- ・野草や四季に咲く植物を中心に修景する広場とする。
- ・喰違い付近の土塁は復元し、虎口を体験できるようにする。
- ・深沢川沿いの樹木は地形の保存処置を図りながら保全していく。

⑲東入口広場地区

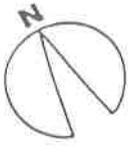
- ・徒歩等による入口広場として整備する。
- ・斜面部等の環境整備を行う。

周辺景観整備ゾーン

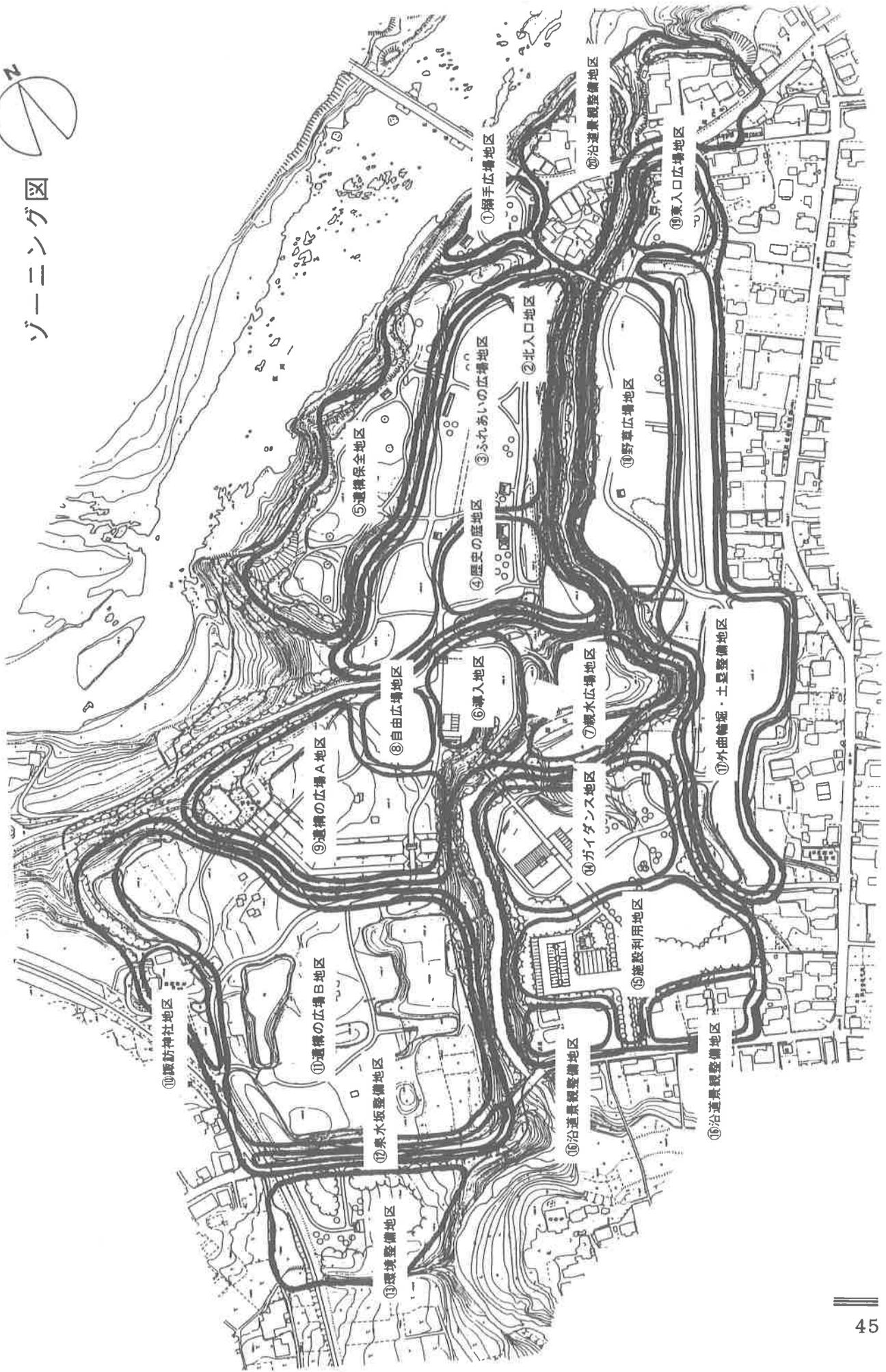
道路周辺の宅地等は長期的な視野をもって調査・整備を図る場として位置づける。

⑳沿道景観整備地区

- ・ 城跡空間との調和が図れるような景観形成を誘導していく。
- ・ 歩行者専用道を持つ道路空間の整備



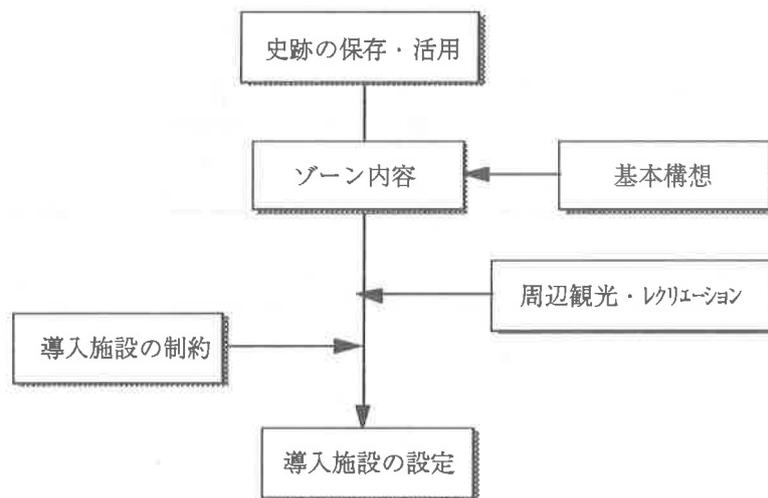
ゾーニング図



II. 導入施設

導入施設の設定は、先に策定した基本構想やゾーニング内容に基づき、以下のようなフローにそって整理検討した。鉢形城跡整備は、史跡保存・活用を中心としながら、第4次総合振興計画（前期基本計画）の中で、観光・リゾートネットワーク形成の拠点施設として位置付けられ、その歴史資源を活かした活用が期待されている。この他同計画の中では、花と香りの花壇、さいたま川の博物館と結ぶ荒川水系ヒューマンロード整備等が本整備と係わりをもっている。

導入施設の検討フロー



このように周辺観光レクリエーションと密接な係わりを持つ鉢形城跡であるが、史跡保存・活用という範囲の中で、多くの人達が史跡という環境を楽しくすごせるよう、遺構整備の他に休息所、四阿、手洗所等の便益施設の充実、史跡散策ための情報提供、参加することのできるイベントの場の整備や運営プログラムの整備、四季を感じることでできる景観整備を行い、誰でも安全で快適な利用ができる環境を目指して施設設定を行う。

導入施設について、公園施設の分類に基づき、大凡次のように設定する。

園路・広場…………… 園路、広場

(入口広場、休息広場、芝生広場、展望広場、親水広場)

修景施設…………… 植栽、花壇、碑

休養施設…………… 休息所、四阿、パーゴラ、ベンチ

教養施設…………… 方向表示、城跡案内、まちなみ案内、曲輪案内、個別解説

管理施設…………… 車止、門、柵、照明、注意板

便益施設…………… 手洗所、水のみ、電話、自転車置場、管理用駐車場等

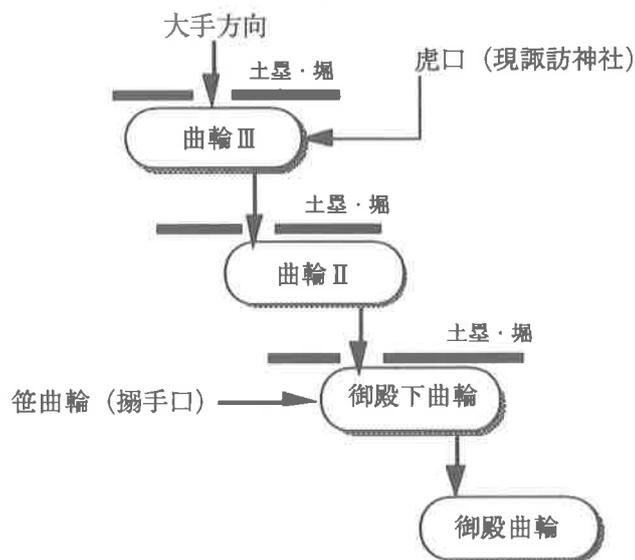
Ⅲ. 動線計画

鉢形城往時の大手口からの進入ルートは不明であるが、その関係は判然としないものの明治18年陸軍測量図や迅速図等に見る道（現在は町道）が残存している。城内の道は大手門から御殿曲輪、御殿下曲輪等の核となる曲輪へ向かうのが一般的であり、鉢形城跡の曲輪Ⅱ、Ⅲでは御殿曲輪、御殿下曲輪からみて外側に土塁や堀等の普請がなされている点等から、この方向に大手が存在したと思われる。

またこの道は諏訪神社（旧虎口）と三角池西側の喰違付近（喰違いにみえる箇所）からの2本が、曲輪Ⅱ、Ⅲを通過し、御殿下曲輪に向かっている。

動線計画では以下の曲輪順にルートを設定し、旧状を失っている道の形態を復元し、園路として活用していく。また堀の一部として機能した深沢川沿いにも園路を設定し、四十八釜等の名勝を望めるようにする。動線設定に伴う既存道路の扱いについては、迂回路を設定する等、周辺道路計画等との調整を図っていく。

動線の曲輪通過予想ルート



上記の基本的な考え方に基づき、次のような動線設定を行う。

① 周辺部からのアプローチ

周辺部からのアプローチ動線は、車輛動線としては、管理運営施設ゾーンへ至る坂本寄居線を主動線として設定するほか、徒歩・自転車は北入口広場、東入口広場からの動線を設定する。

② 一般動線

一般動線は駐車場からガイダンス地区を経て、曲輪Ⅱ環境整備ゾーンの導入地区から

曲輪Ⅲ遺構整備ゾーンへ向い、諏訪神社地区を経て曲輪Ⅱへ戻り、御殿下曲輪、御殿曲輪、外曲輪へ至る順路を主動線として設定する。上記を周回園路とするが、この他に駐車場から泉水坂、ガイダンスから外曲輪等へ移動できる動線を設定する。

③ 城内自転車動線

自転車は駅等の拠点施設から周辺を巡るためのものとし、城内では搦手口広場地区から御殿下曲輪を通り、曲輪Ⅱ環境整備ゾーンの導入地区に至る動線を設定する。但し御殿下曲輪にては管理用動線と同一ルートとする。

④ 人にやさしい動線

人にやさしい動線は、園路の勾配が少なく、ファミリーや高齢者、車椅子利用者に配慮した整備動線で、本整備では動線の大半がこれにあたる。

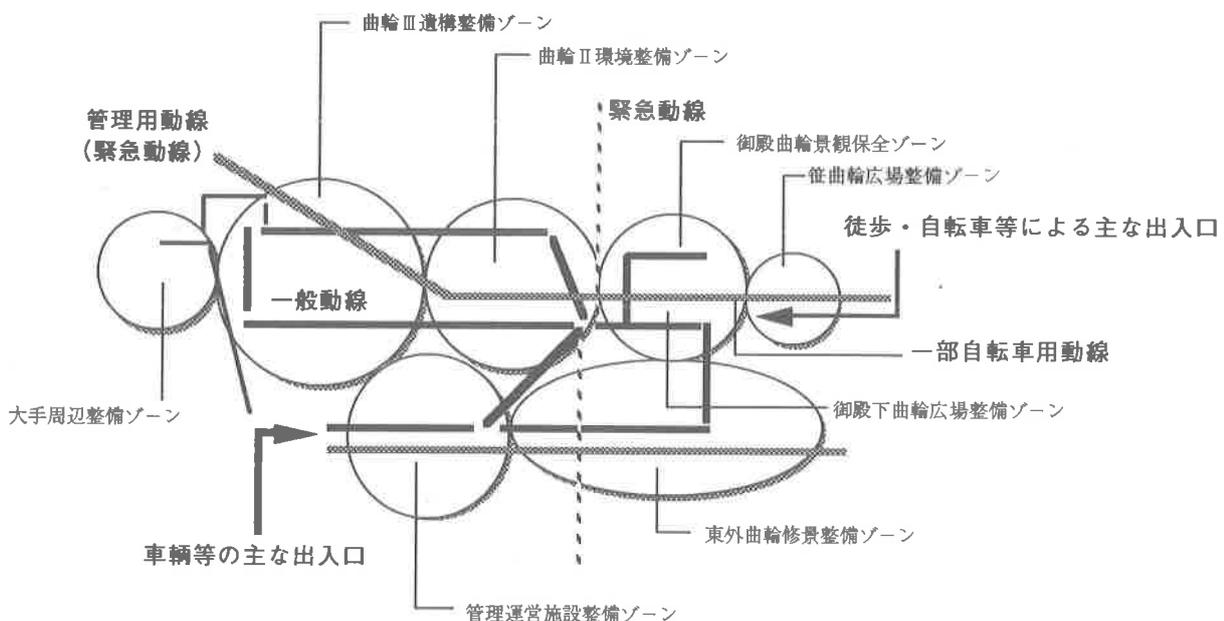
⑤ 城内管理用動線

管理用動線は御殿下曲輪の北入口広場から芝生広場を経て、曲輪Ⅱ環境整備ゾーン、曲輪Ⅲ遺構整備ゾーンの諏訪神社下から、坂本寄居線へ通じる動線を設定する。

⑥ 緊急避難動線

緊急避難動線としては、曲輪Ⅱ、御殿下曲輪間の町道、親水広場地区から東外曲輪へ至る動線、管理用動線を設定する。

動線設定の概念図

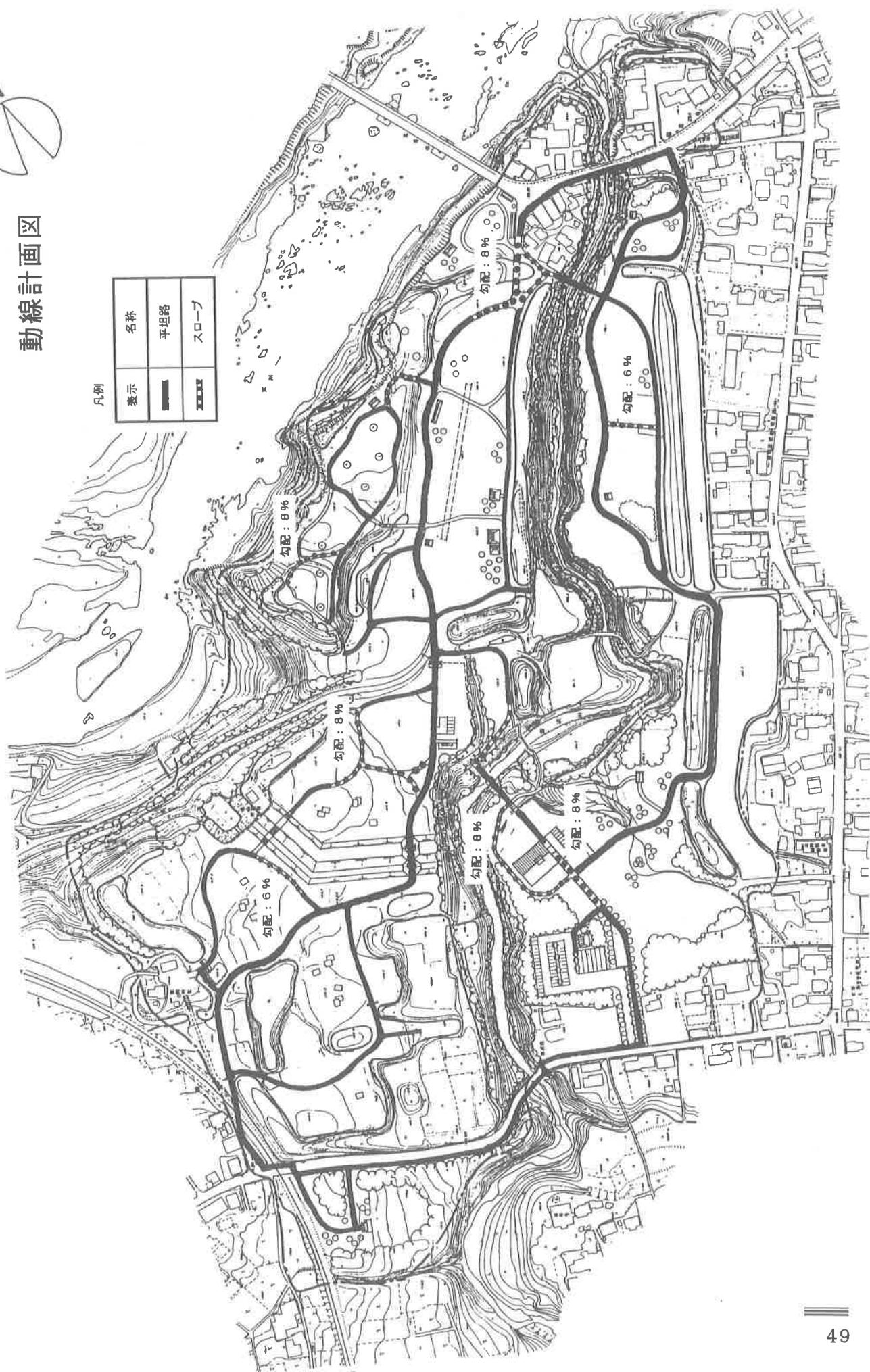




動線計画図

凡例

表示	名称
	平坦路
	スロープ

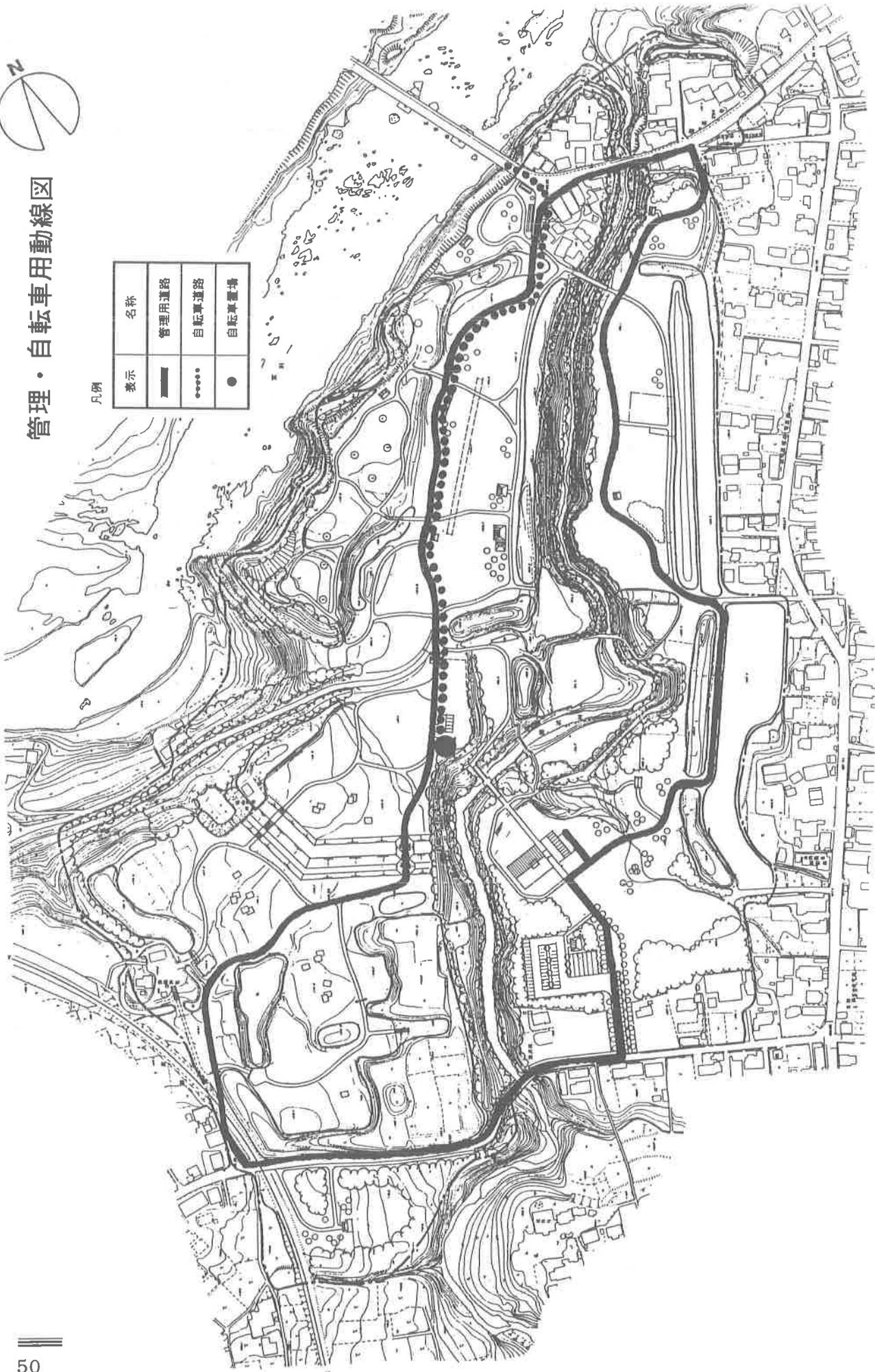




管理・自転車用動線図

凡例

表示	名称
	管理用道路
	自転車道路
	自転車置場



(4)利用者数の推計と施設規模の設定

史跡公園における利用者推計の特別な算定式はなく、過去の事例に地域性を加味して算定する。但し本整備地はレクリエーションや観光地としての要素も合わせ持っていることから、総合公園における算定式とあわせて考慮する。

日本観光協会 観光計画の手法

①最大時利用者数 =年間利用実数×最大日率×回転率

②最大1日入園者数 =年間利用実数×最大日率

設定	年間利用者実数	100.000人	
	(第7章 史跡活用の現況における平均利用数の約2倍)		
	最大日率	2%	
	回転率	50%	
算定		①100.000人×2%×50%	=1.000人
		②100.000人×2%	=2.000人

公園緑地財団 都市公園利用実態調査 平成元年による

①最大時利用者数 =利用可能面積×ha当たり最大時在園者数

②最大1日入園者数 =最大時在園者数÷回転率

設定	利用可能面積	14.4ha	
	ha当たり最大時在園者数	96人	
	回転率	50%	
算定		①14.4ha×96人/ha	= 1.400人
		②1400人÷50%	= 2.800人

よって上記2つの算定式より大凡の利用者推計は以下の通りである。

最大時利用者数	1.200人
最大1日入園者数	2.400人

駐車場の収容力

日本観光協会 観光計画の手法

$$\text{①収容力} = \text{年間利用実数} \times \text{最大日率} \times \text{回転率} \times \text{駐車場利用率} \\ \times \text{1台あたりの平均乗用人数}$$

設定	年間利用者実数	100.000人
	最大日率	2%
	回転率	25%
	駐車場利用率	80%
	平均乗用人数	10人

算定 ① = $100.000 \times 0.02 \times 0.25 \times 0.8 \times 1/10 = 40$ 台

これをバスと乗用車の比率1：5で分けるとバス6台、乗用車34台となる。設定では余裕をみて、バス6台、乗用車46台とした。

手洗所

日本観光協会 観光計画の手法

$$\text{①公衆便所必要穴数} = \text{年間利用実数} \times \text{最大日率} \times \text{回転率} \times \text{公衆便所利用率} \\ \times \text{1台あたりの平均乗用人数}$$

設定	年間利用者実数	100.000人
	最大日率	2%
	回転率	25%
	公衆便所利用率	1/30

算定 ① = $100.000 \times 0.02 \times 0.25 \times 1/30 = 16$ 穴

計画地は見所も多く、また遺構に左右された長い園路がある点、高齢者等にも配慮し3カ所に手洗所を設置する。それぞれの規模はファミリー用のブースを設け、男女穴数をできるだけ同数に近いものとした。

4. 個別計画

(1) 遺構の整備計画

I. 遺構保存計画

II. 遺構整備計画

(2) 環境整備

I. 景観整備計画

II. 植栽整備計画

III. 施設整備計画

IV. サイン計画

V. 電気照明計画

(3) 人にやさしい整備計画

(4) ガイダンス施設計画

I. 建設計画

II. 展示計画

4. 個別計画

(1) 遺構の整備計画

I. 遺構保存計画

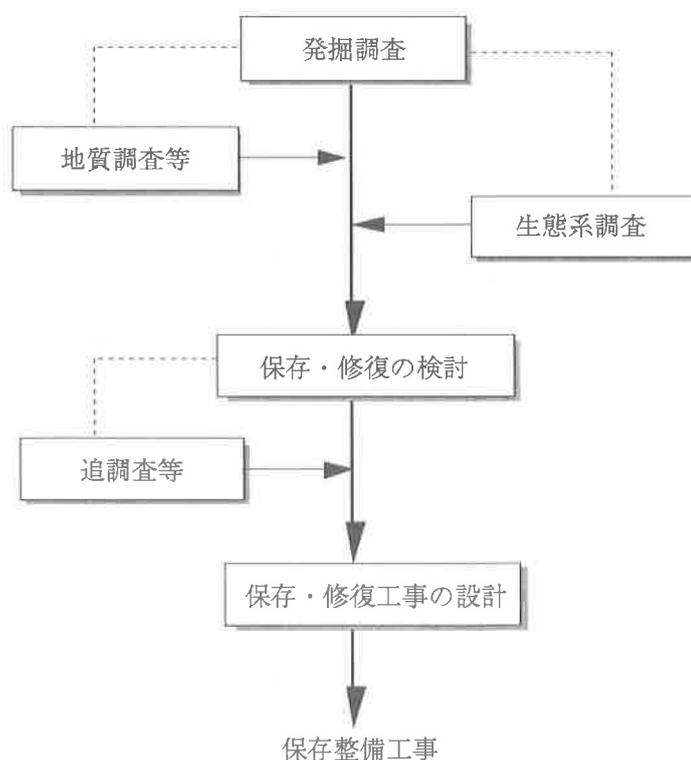
整備は、現況の遺構や発掘調査等によって検出される遺構を対象とするが、城跡での多くの遺構は土で普請されており、そのままの保存には不向きであるため、盛土保存を基本とする。

また現況に応じた対策が必要であるが、遺構の修理・保存にあたっては次のフローに沿って検討する。修理・保存は発掘調査成果に基づき、遺構の性格を十分に把握した上でその手法を検討していくが、雨水排水計画・植栽計画・管理計画等の諸計画との関連が重要であり、遺構保存の検討ではこれらの整備を含めた保存対策を行う。また必要に応じて追調査を含めた地質調査、植生調査、水質調査、生態調査等を行なう。

上記は鉢形城跡の遺構保存における基本的な事項であるが、保存の対象はこれらばかりではなく、荒川に面する御殿曲輪土塁や深沢川の急斜面による遺構の流失、崩落等への対策も考えていかなければならない。

また城跡内の景観は各種整備により一定の方向性を持つが、これを取り囲む環境は大きく変化しており、特に氷川台地の眺望景観（城内から見ることのできる景観）は、鉢形城跡と深く係わる景観として、緑地の育成を図っていく等の対策が必要である。

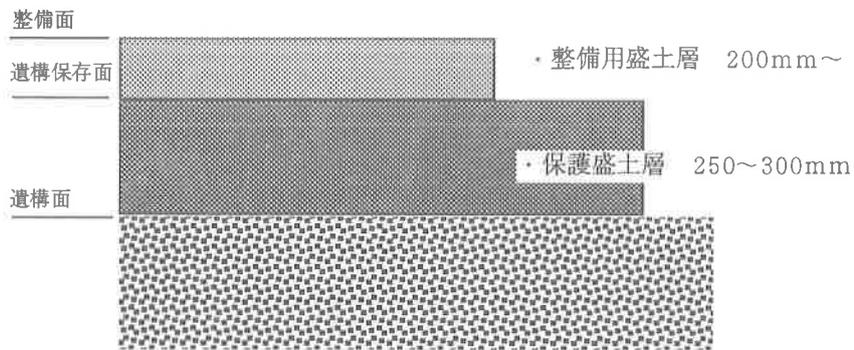
遺構保存の検討フロー



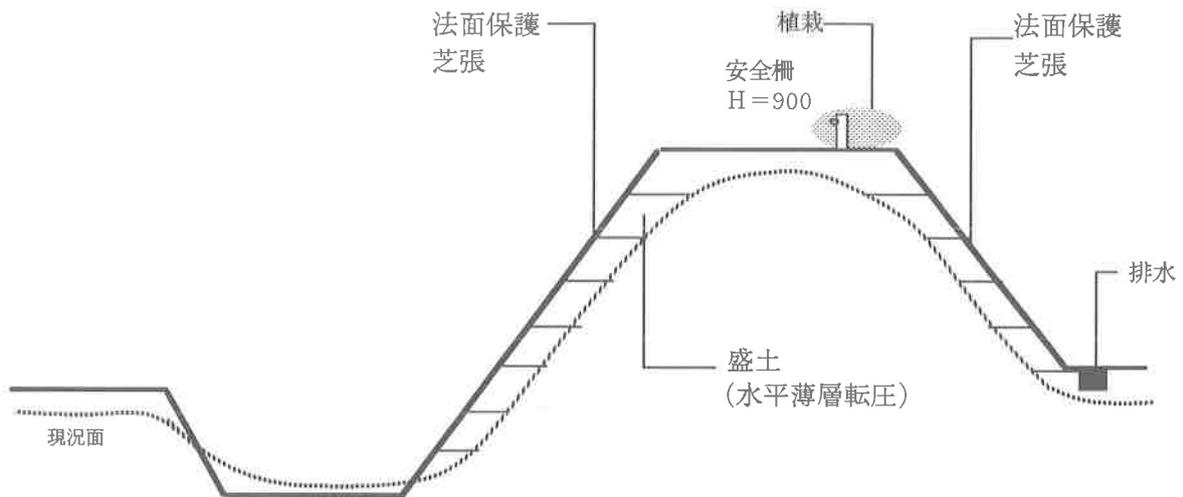
盛土保存

盛土保存は遺構の保護が十分に保てる高さとするほか、周囲とのつながりが自然に行なえるように配慮した盛土高を設定する。特に盛土高は基盤面の上の整備によっても変わるものの、一般的には図のように覆土する。

盛土保存・例



土塁・堀等の保存



Ⅱ. 遺構整備計画

① 遺構整備の考え方

遺構整備計画では、普請構造である堀、土塁の整備及び作事としての建物の遺構表示、柵等の整備が考えられる。鉢形城跡では曲輪の輪郭線としての堀、土塁は残存しているものの、開発や流失、樹木等によって原形を失っているものが多い。またその痕跡が各種資料には散見するものの、現状では確認できないものも多くあり、曲輪という閉ざされた空間を構築する上でこれらの整備は重要である。また曲輪内部には旧通路があり、動線計画で検討したように旧状を確認し、復旧を図る。

建物遺構等については、建築の目的や規模（高さ方向がわかる）が解るものについては立体的な整備を目指す、それ以外は平面的な表示にて整備する。虎口は土塁や堀等の他、門、柵、塀等の復元を合わせて整備を図るようにする。

以上のような整備は、いずれの場合も発掘調査に基づく検討を行なう必要がある。

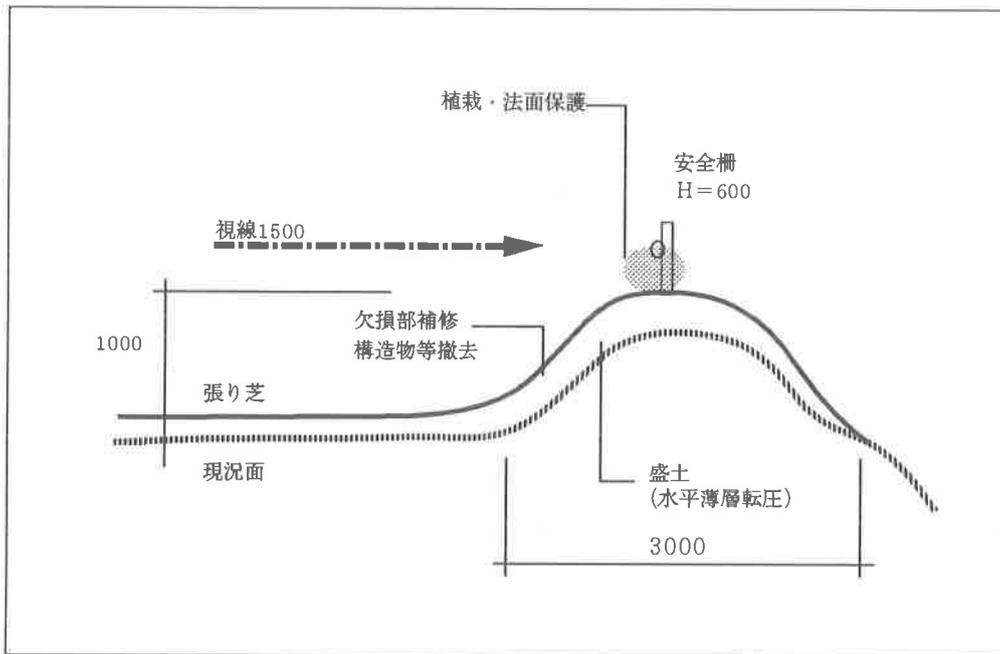
遺構整備計画では次のような方針をもって遺構整備を行なうこととする。

- ① 遺構整備は発掘調査成果に基づいて整備内容を検討する。
- ② 水堀等の生態系や水質保全に係わる点は事前調査を行なう。
- ③ 土塁は支障のないような形で整備するが、敷幅や高さ等の調査成果を反映させる。
- ④ 土塁の馬踏部は基本的に登らせない。
- ⑤ 土塁は柵や勾配調整等（深さも）による安全対策を行なう。
- ⑥ 土塁上や堀斜面の樹木で保存上で問題があるものは整理伐採する。
- ⑦ 水堀は浚渫を行ない、水が安定供給できるものについては、水堀として整備する。
- ⑧ 建物遺構は発掘調査成果に合わせて、整備手法を検討する。
- ⑨ 虎口はできるだけ、柵、門等を合わせて整備する。

②土塁・堀の整備

本整備では以下のような土塁・堀整備を検討する。

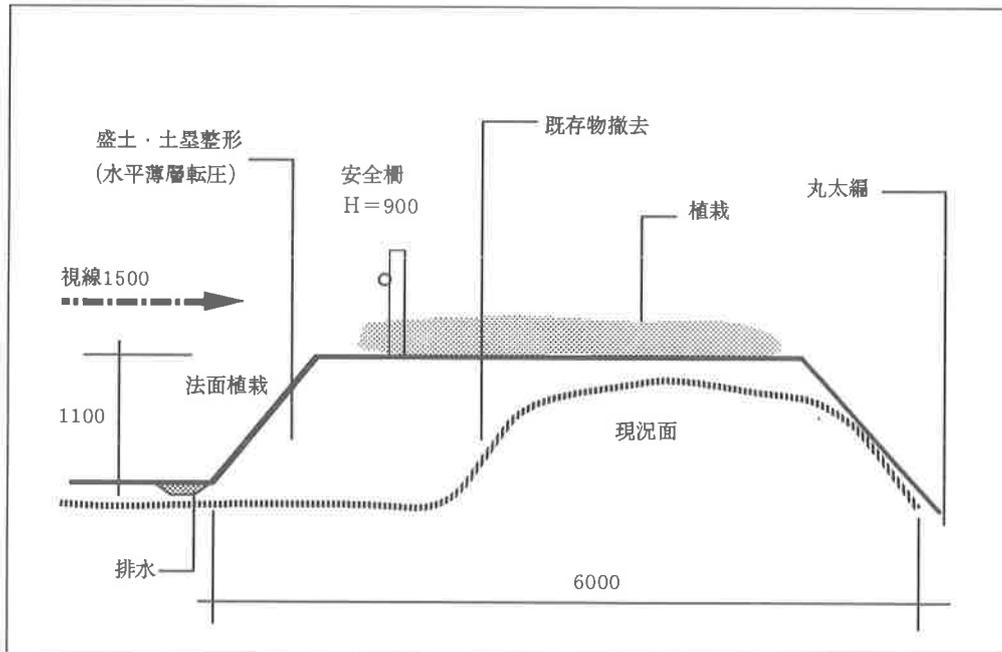
■土塁整備 例-1



設定場所 御殿曲輪荒川側土塁

盛土高が低いので、法面芝張、普通土の他、植生土嚢も利用可

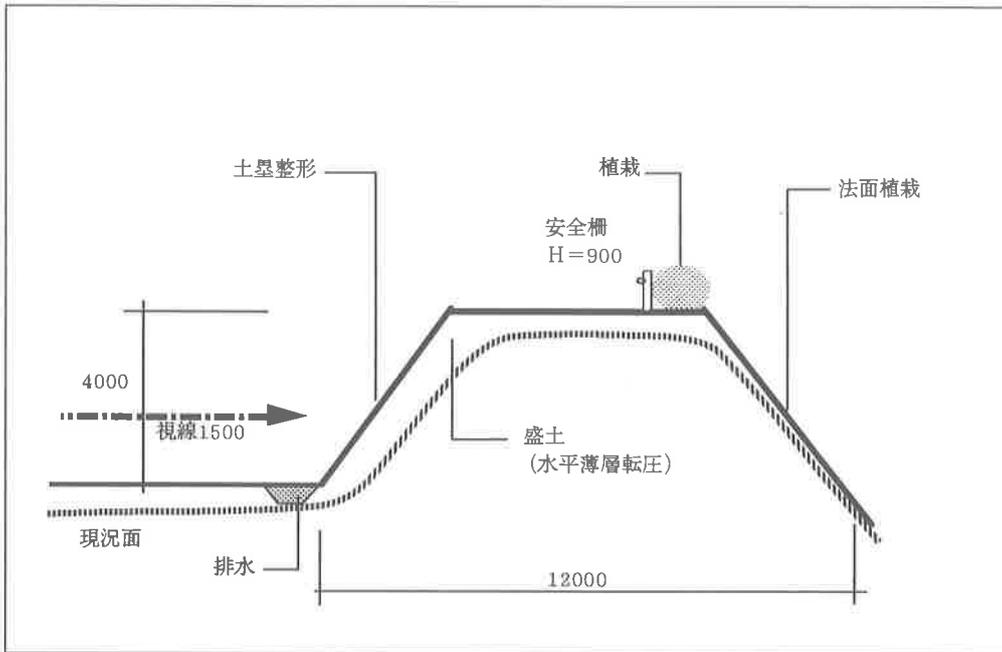
■土塁整備 例-2



設定場所 御殿下曲輪深沢川側土塁

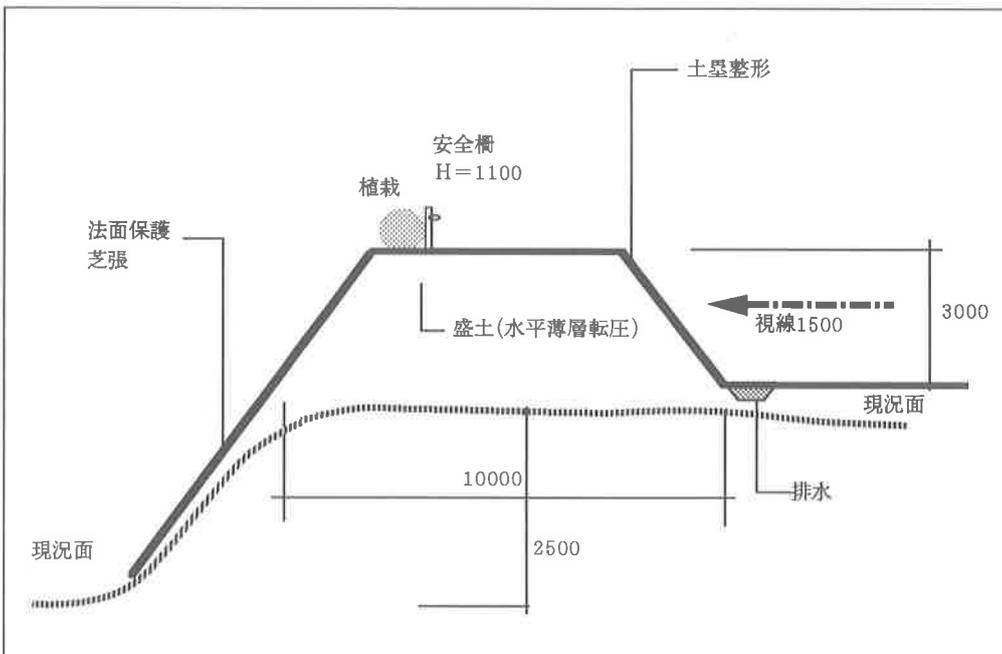
盛土高が低いので、法面芝張、普通土の他、植生土嚢も利用可

■土塁整備 例-3



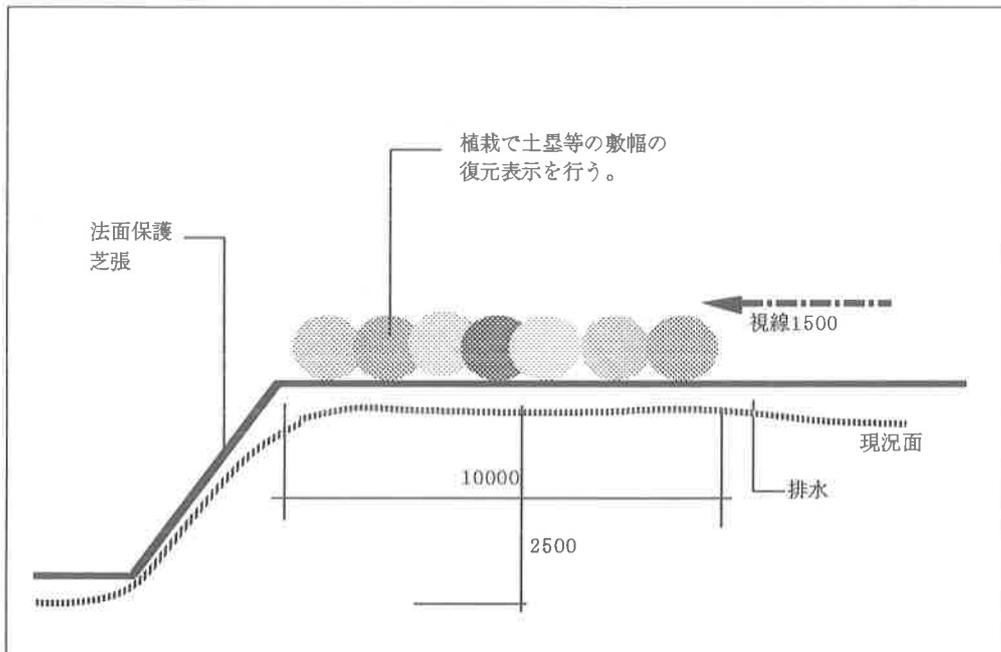
設定案 御殿下曲輪北側土塁、東外曲輪（西側）
現況面との滑りに対して地盤補強等を考慮する。

■土塁整備 例-4



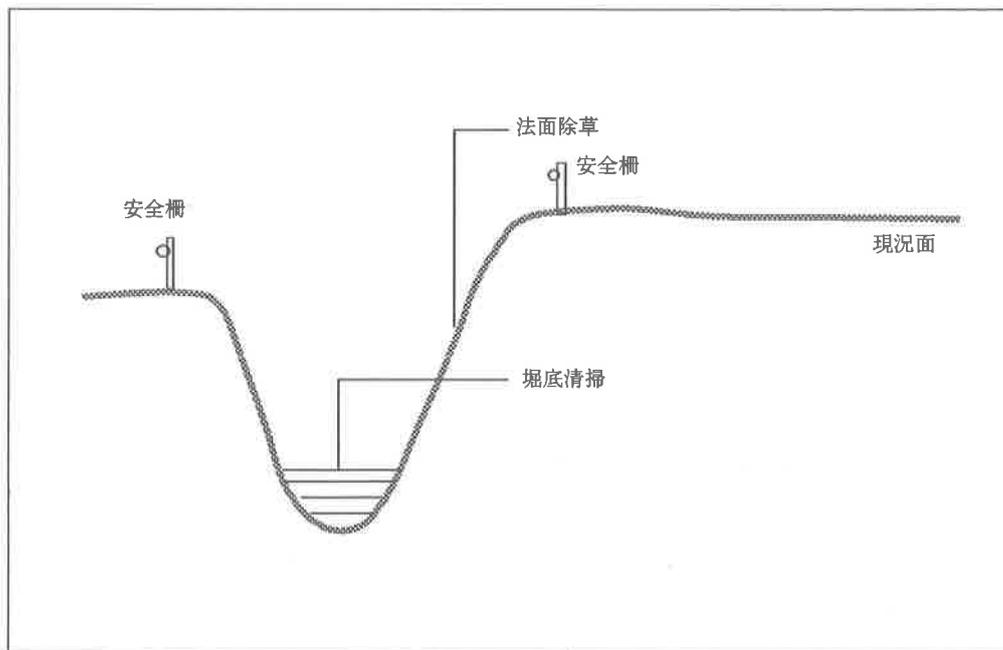
設定場所 曲輪Ⅱ、東外曲輪（東側）
現況が平らな箇所に築くので崩壊を防ぐため、地盤補強を考慮する。

■土塁整備 例-5



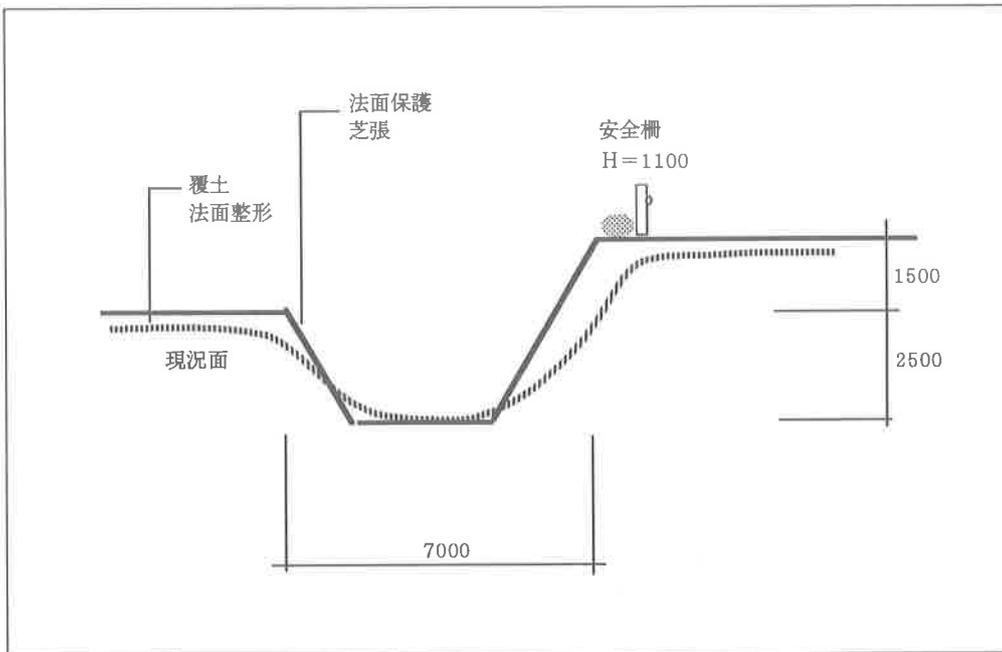
設定場所 土塁の位置や規模の表示を行う場所

■堀整備 例-1



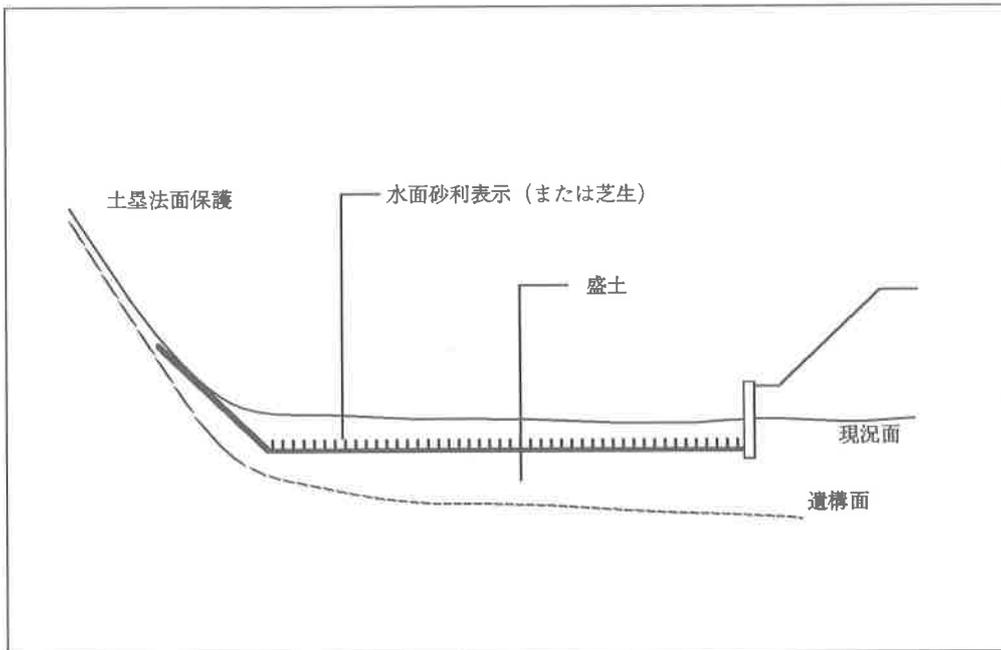
設定場所 諏訪曲輪周囲の堀、三角池等
堀底等の浚渫・清掃の際は、既存の生態系に配慮しながら行う。また法面の植栽は崩落の危険性の高いものは伐採整理するが、その他は下草刈程度とし、現況を保全する。

■堀整備 例一2



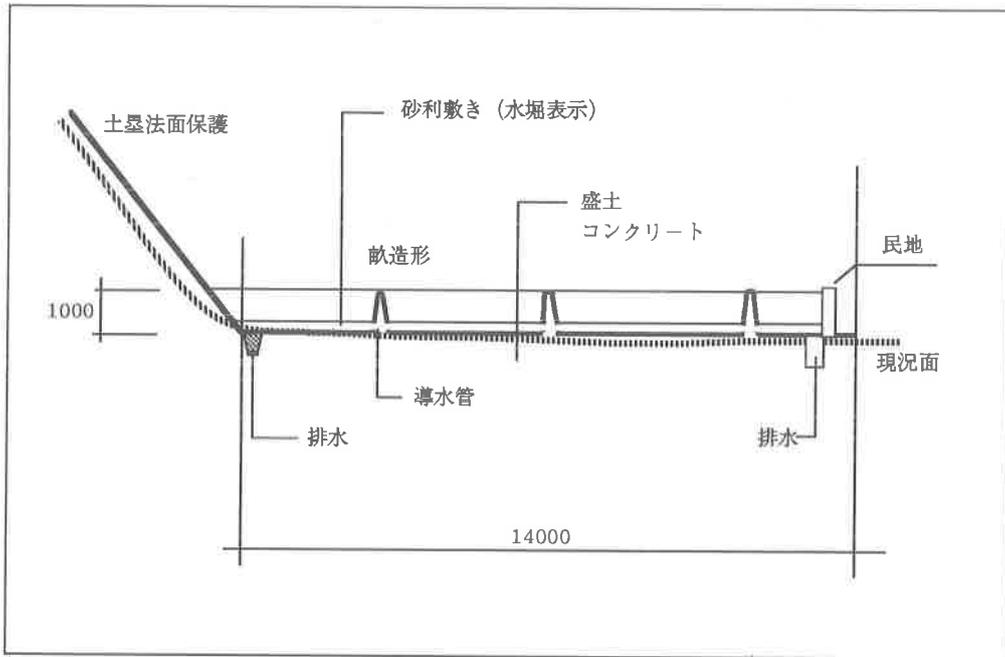
設定場所 曲輪Ⅱ（調査により検出）、東外曲輪の横断方向の空堀
法面保護を充分に行なう。

■堀整備 例一3



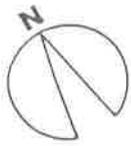
設定場所 曲輪Ⅲ、東外曲輪
それぞれの堀整備は水堀として仮定するが、安定した水の供給が困難であり、また流れ込む雑排水を処理する必要があるため、砂利等による水表現を行なう。

■堀整備 例-4

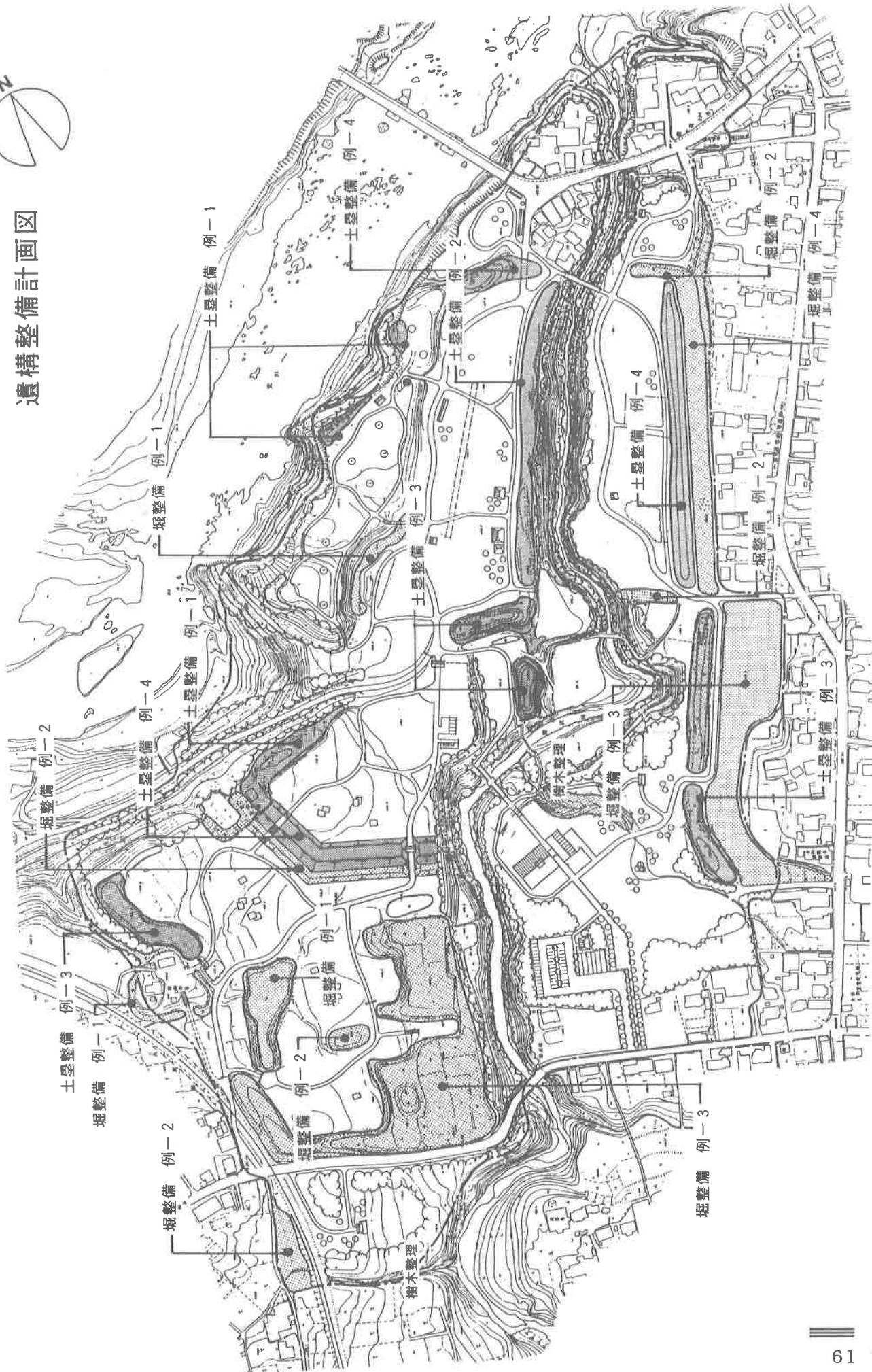


設定場所 東外曲輪

障子堀として仮定した場合、その深さを復元することは、転落等の安全管理上で問題があるため、高さ1m程度の土羽打した畝を造形し、障子堀を構成させる。



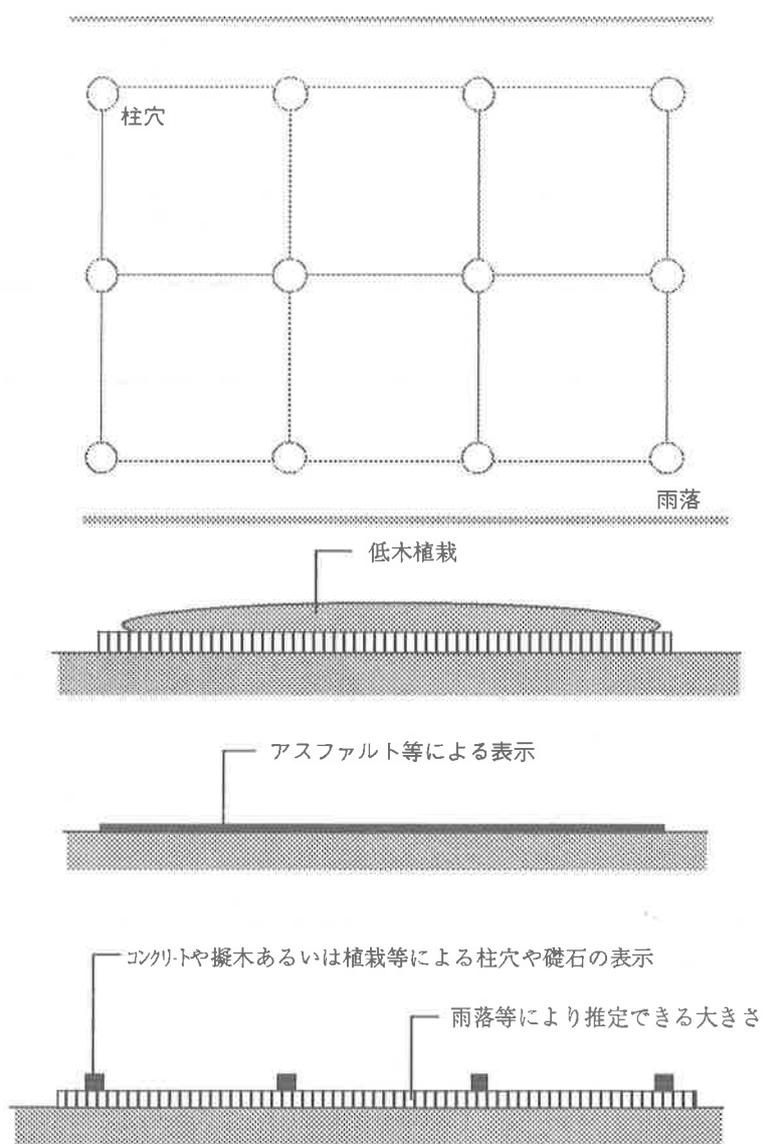
遺構整備計画図



③ 建物跡等の整備

建物等の遺構表示は、発掘調査成果の内容により、次のような方向で整備を行なう。建築物の種類が特定でき、その大きさが判明する場合は、平面的な大きさを表示したり、礎石や柱穴をコンクリートや植栽で表現したもの等を考える。またその内の一部は上屋を想定し、四阿として整備をする。

建物跡平面表示例



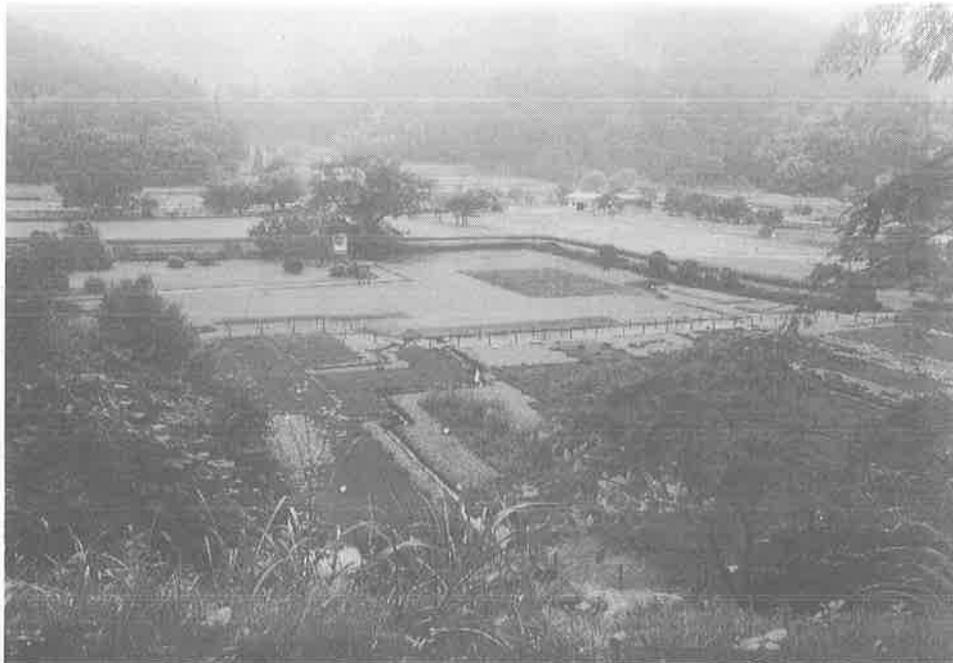
● 建物跡表示例一平城宮跡（奈良県）



● 建物跡表示例一山中城跡・西櫓（静岡県）



●建物跡表示例一乗谷朝倉氏遺跡（福井県）



●建物跡表示例一備中松山城跡・三の丸跡（愛媛県）



●建物跡表示例一平城宮跡・壁付の表示

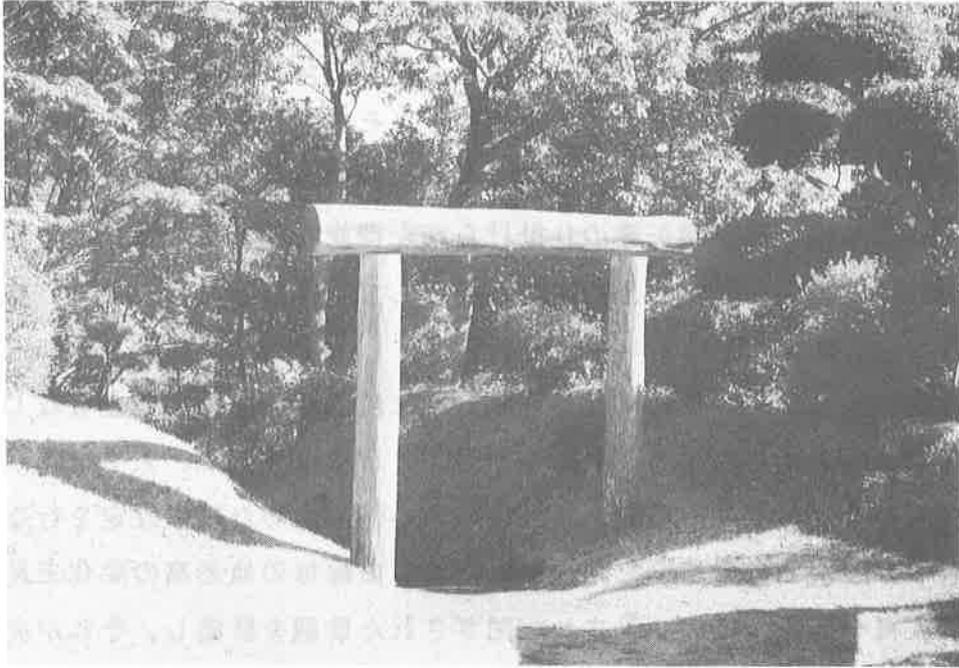


●建物跡表示例一山中城跡

本丸上段・絵図を参考とした建物規模の表現



●門跡表示例一山中城跡・西の丸跡



●橋復元例一山中城跡・本丸跡



(2)環境整備計画

I.景観整備計画

鉢形城跡は、荒川と深沢川の両河川が要害となっているほか、車山、愛宕山、氷川台地を外郭線の要衝として位置付けているのが、その選地から知ることができる。また城跡内にあるのは、北条氏の縄張りに多く見られる土塁の折れ、障子堀等は見ることができないものの、進入方向に対する土塁・堀の存在とその大きさは景観の大きな要素である。これらには虎口が設けられており、土塁や堀の整備とともに門、橋、塀等の工作物を合わせ持たせることにより、横矢等の仕掛けられた機能を感じることができる。同じく軍事的な面からは、戦闘を眺望し、指揮する場としての高所が必要であり、整備においては展望の場として整備する。

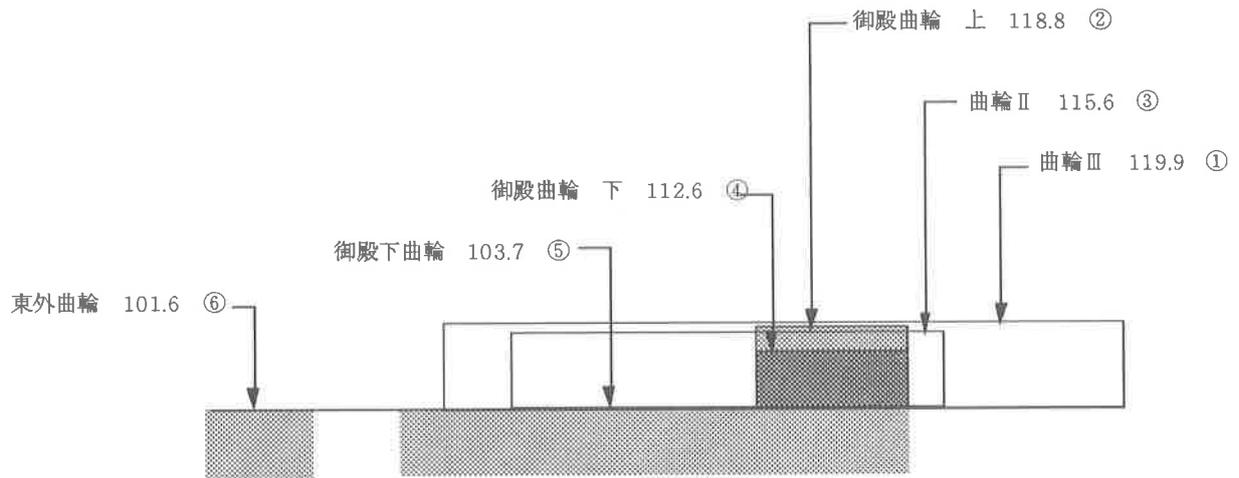
鉢形城跡は近世城郭のように、兵農分離した家臣団を城郭内に完全吸収してはいないものの、御殿曲輪を中心に有力な家臣を曲輪Ⅱ、Ⅲに配する点、大手方向から一二三段式に曲輪高さが上がる事等から、ある程度の求心性を求めた縄張設定を行なっている。整備では大手方向からの旧道を主動線と設定し、曲輪毎の地形高の変化を見ることができるよう、柵や土塁、堀等で囲まれた閉ざされた景観を構築し、それが虎口でつながっていく景観の形成を行なう。

また現況の植生のうち深沢川沿いは雑木類は、城跡を大きく区画する障壁ともなっており、外曲輪とのつながりを考慮すると、現在生い茂っている樹木は、視界遮断が完全に行われない程度に整理伐採をしていく必要がある。

以上のような考え方を基に、景観整備は次のように設定する。

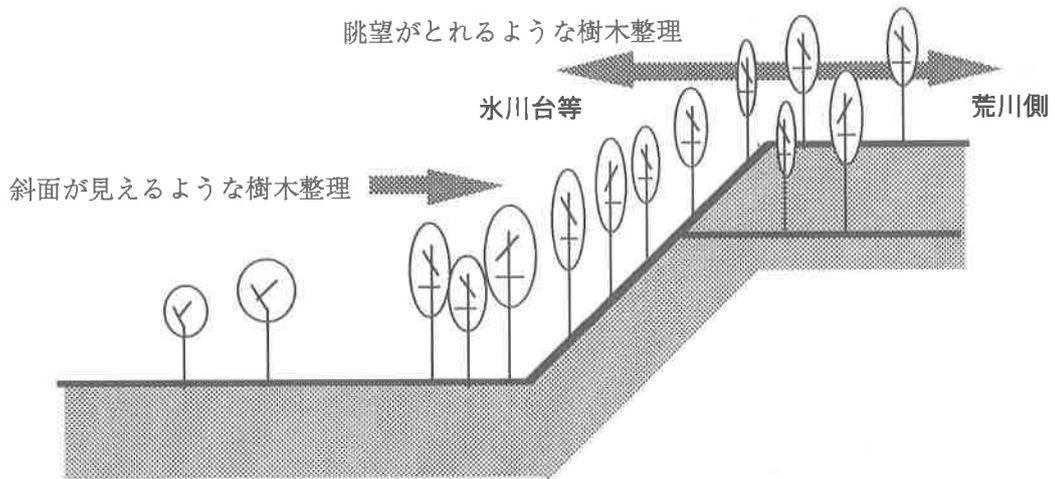
- ①車山に城跡を見渡せる展望の場を設ける。
- ②周辺の山々や城内、外曲輪を見渡せる場を設ける。
- ③虎口の喰違いや横矢等の機能を見ることのできる場を確保する。
 - ・虎口の横矢部分に昇降できるようにする。
- ④曲輪毎の高さが視覚的に認められるような整備を行なう。
 - ・曲輪毎に土塁、堀或るいは柵や階段、スロープ等により閉ざされた空間を確保する。
 - ・樹木の間伐等による視界の確保を行なう。
- ⑤車窓や交差点等の視点から城内が見えるように必要な箇所の樹木整理や建物用途や高さの規制誘導を図っていく。

曲輪高さ（最高所）の模式図

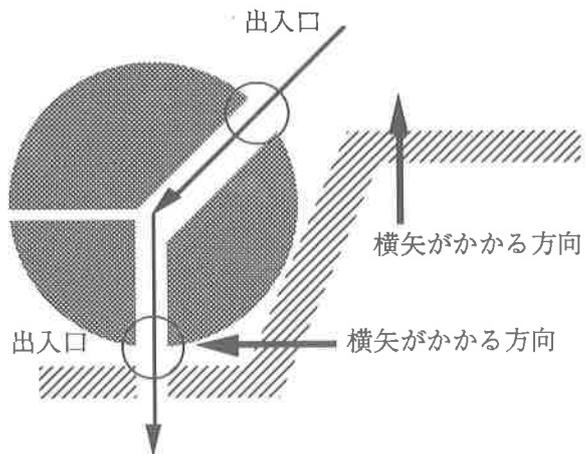


曲輪の高さや眺望景観を確保する樹木整理（上）、虎口の横矢景観

（御殿曲輪をモデルに）



（諏訪神社の馬だしをモデルに）





景觀整備方針図

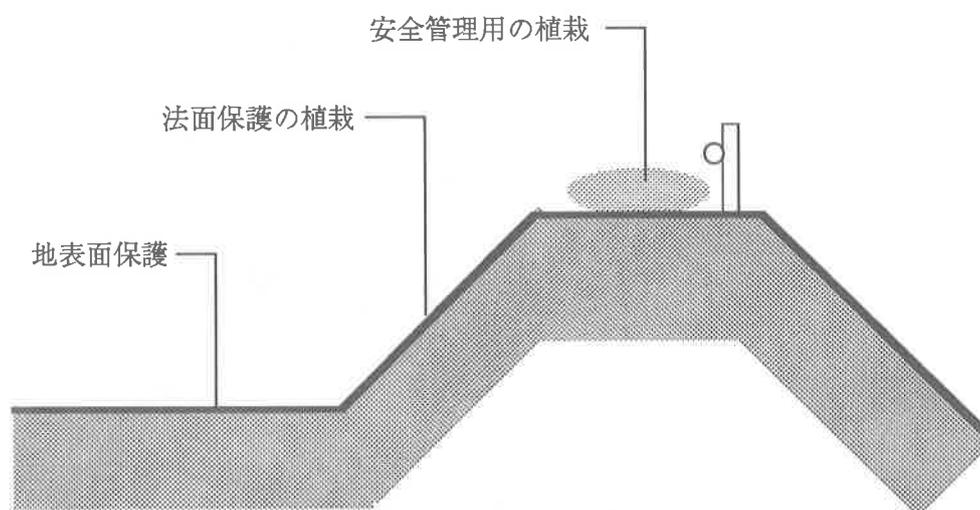
II. 植栽整備計画

植栽計画にあたっては、現況植生の保護・保全と史跡整備に伴う新規植栽を設定する。

現況植生の保護・保全は、御殿曲輪荒川側の名勝指定を受けている範囲や城山稻荷、諏訪神社のような信仰地、深沢川沿いの雑木類等があげられる。これらは遺構整備との共存を図りながら二次林として整備していくが、遺構保存や整備を行なう上で支障となる樹木や下草等については伐採や除草等を行う。

また新規植栽は、ゾーン設定の内容を踏まえた地区別の計画方針を設定するが、林業試験場の試験林については、必要な樹木は残し、その他は整理していくことを前提とする。樹木の配置にあたっては、低木類については十分な整備層と客土を行ない、根穴等が大きくなるような樹木については、埋蔵遺構の保護を前提とした位置の検討を行なう。

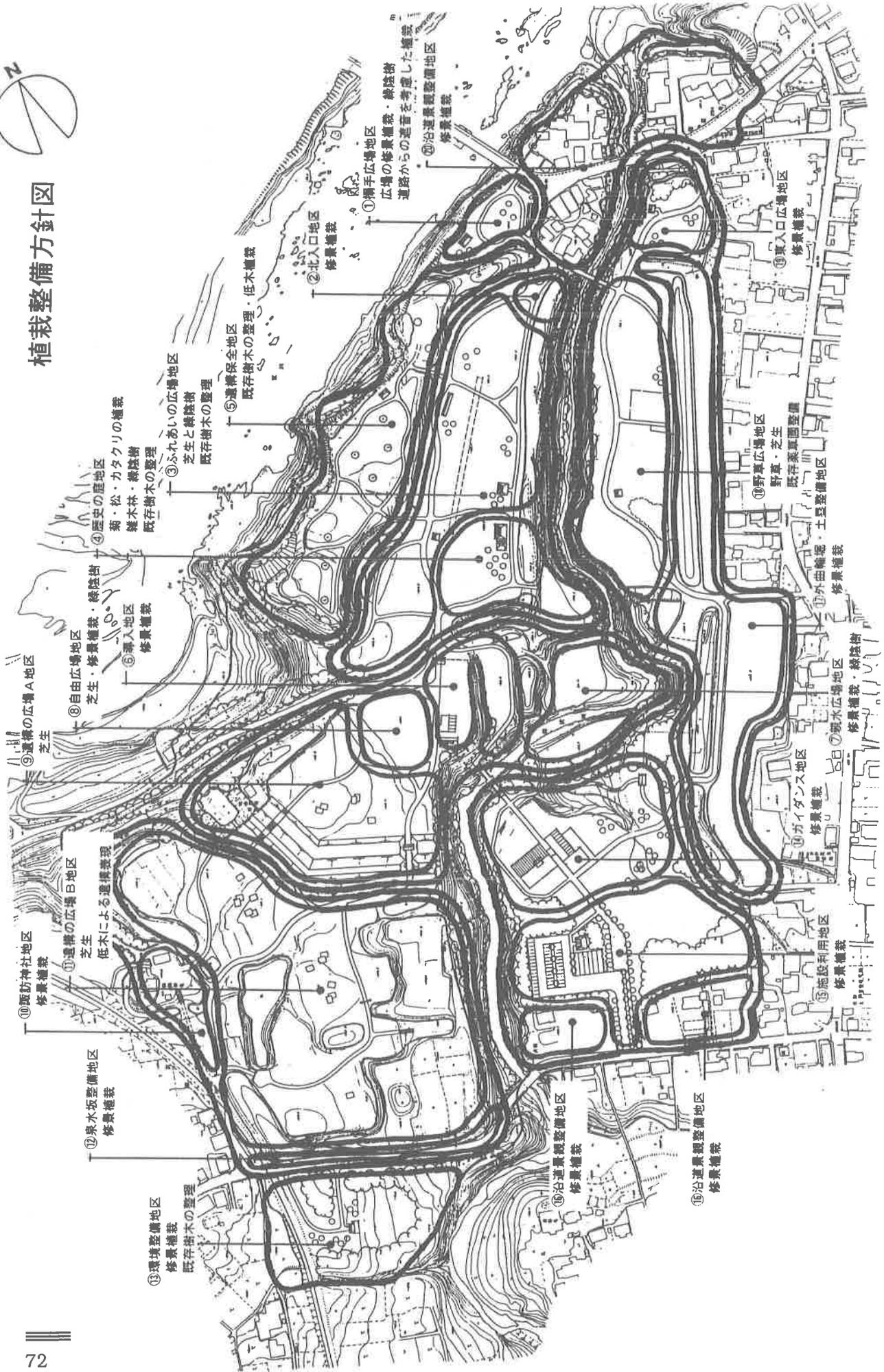
史跡整備に伴う植栽整備は、遺構保存整備での樹木整理を含め、遺構整備での表土の流失防止や法面の保護、あるいは安全管理（立入の制限）等の他、遺構表示としての植栽の利用等も考えられる。



上記のような考え方を基本に、植栽計画では以下のような方針を持って整備する。

- ①新規植栽は地区別の計画方針を設定する。
- ②高木等の植栽においては埋蔵遺構の保存を優先する。
- ③広場は利用者が快適にすごせる緑陰樹や花木（町の木等）による植栽を行なう。
- ④深沢川や荒川沿いの樹木は、景観や地形保存に配慮しながら整理していく。
- ⑤新規植栽は紅葉樹等の四季に変化したり、有用木等の実がなるもの等楽しめるものとする。

植栽整備方針図



Ⅲ. 施設整備計画

導入施設で検討した施設は次のように整理されるが、ゾーン内容や基本方針を踏まえ、その規模内容を以下のように計画する。

園路・広場	園路・広場 (自転車園路、管理用園路、橋、スロープ等)
修景施設	植栽(植栽整備方針図による)、パーゴラ等
休養施設	四阿、休息所、ベンチ等
教養施設	ガイダンス施設(ガイダンス施設計画による)、 サイン、体験階段
便益施設	手洗所、水飲み、電話等
管理施設	門、柵、車止、 照明(電気照明整備計画による)

① 園路・広場

園路は、主園路(橋、スロープ等を含む)、自転車園路、管理用園路を設定し、安全性・快適性・利便性等を考慮した計画とする。

- ・主園路の幅員は2.5～3m、舗装については足への負担が少なく、また車椅子やベビーカー等の通行が容易な舗装等を基本とする。
- ・園路はできうるかぎり8%以内勾配を取り、車椅子やファミリーでも安全で快適な散策ができるようにする。また人にやさしい園路として、ガイドレール等(目の不自由な方にも活用ができる)を設置する他、色彩や舗装材に配慮する。
- ・自転車用・管理用園路については、一部で共用となるが、園路幅員は4～5mとし、舗装については歩きやすく、疲れにくい(脱色アスファルト等)舗装を基本とする。

② 橋

園路を接続する橋は、いずれも深沢川に架橋するものであり、①ガイダンス施設から導入地区、②親水広場地区の橋 ③外曲輪から北入口広場への橋の3カ所を想定する。いずれも人道橋とする。

- ・①については桁下4mの高さを持つ橋梁を計画する。
(計画雨量、河川断面積の設定が必要)
- ・②については既存橋の補修を行なう。
- ・③については兩岸の地形に考慮した橋梁を計画する。

別紙の計画排水面積を元に、合理式による計画雨水量を算定した。

$$Q = 1/360 C \times I \times A$$

Q = 計画雨水量 [m³/s]

C = 流出係数 0.7

I = 流達時間内の平均降雨強度 100mm/h

A = 計画排水面積 (ha) 1011.2 ha

$$Q = 1/360 \times 0.7 \times 100 \times 1011.2 = 196.622 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$Q = A \times V \text{ (流速)}$$

$$V = 1/0.035 \times R^{2/3} \times 11/2 R = 6.518 \text{ m}$$

$$196.622 = A \times 6.518$$

$$A = 196.622/6.515 = 30.166 \text{ m}^2 \text{ [必要断面積]}$$

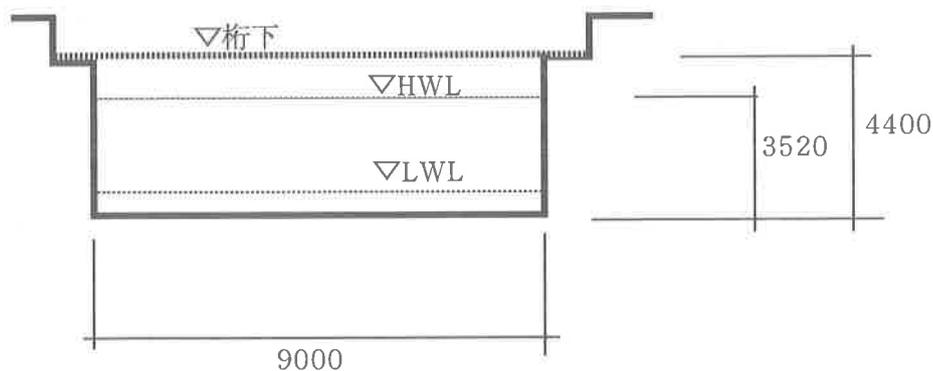
河川断面 深沢川河川幅 (現況平面図読取) W = 9.00 m

桁下計画高 4.4 m

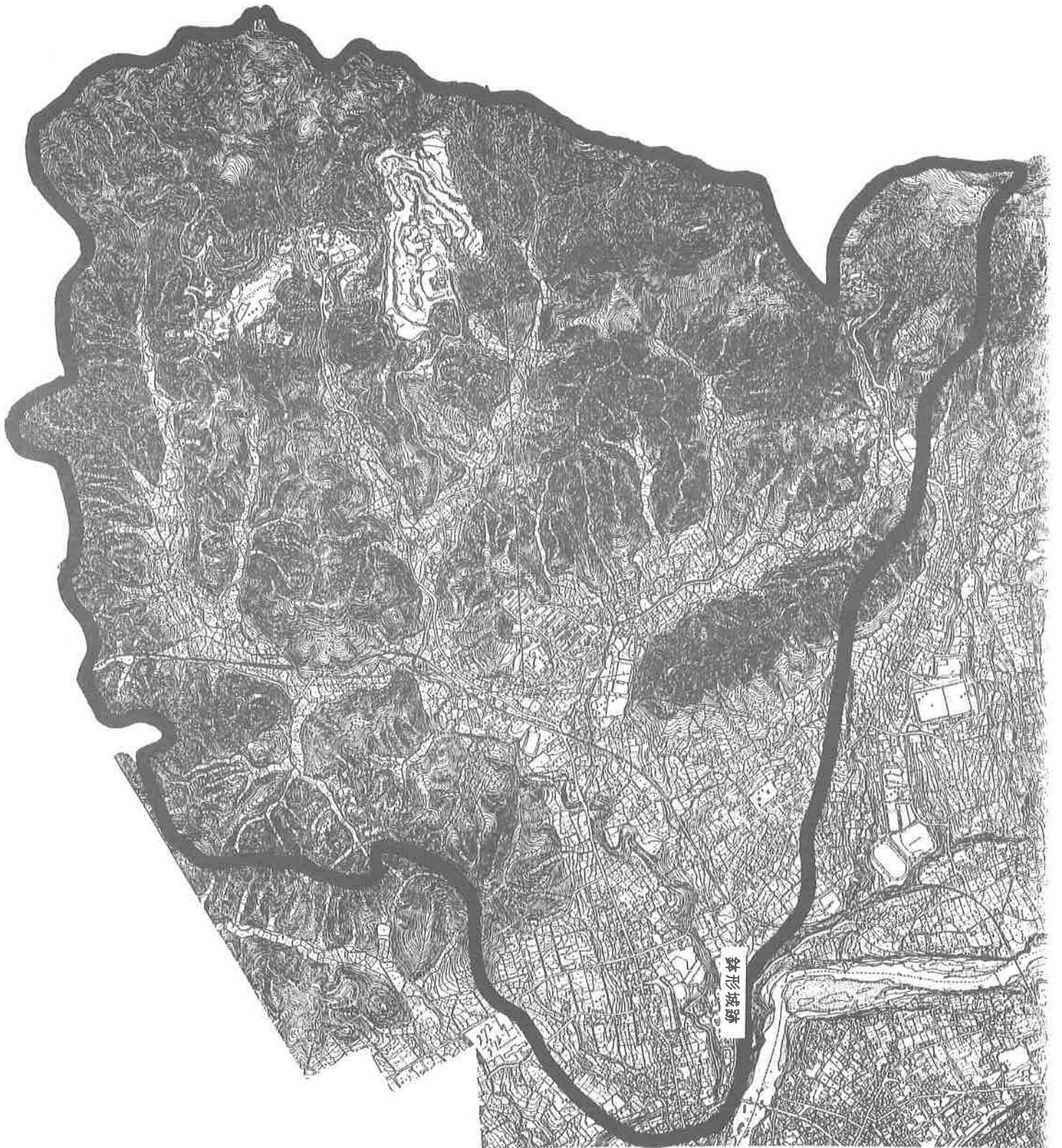
HWL 3.52 m (4.4 × 0.8)

上記の場合の計画河川流出量は、206.490 m³/s (= 3.52 × 9 × 6.518) で先に計算した雨水量より大きく設定され、問題はない。

計画断面模式図



計画排水面積の設定図



③ 休息施設

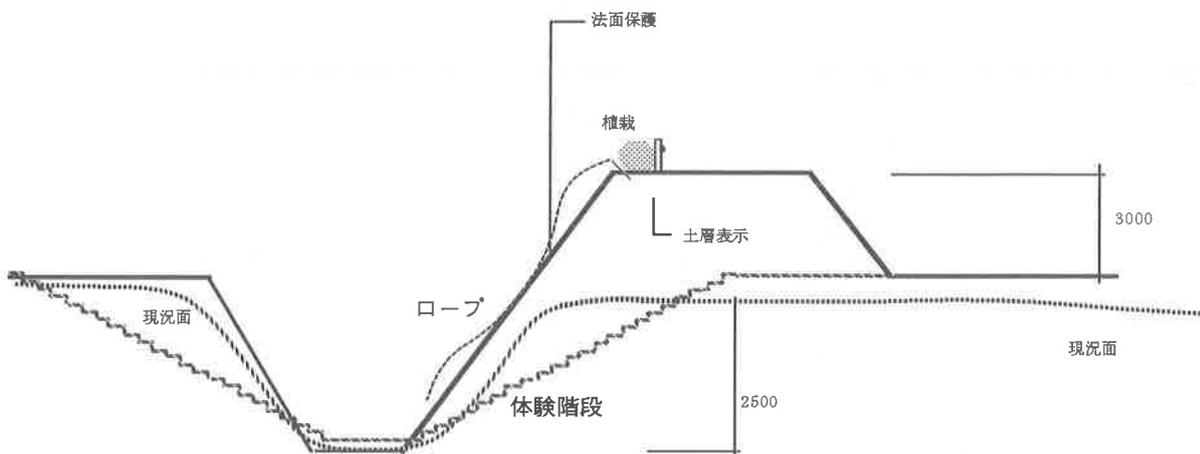
四阿、休息所、ベンチは休息等の施設として、広場や園路沿いに設置する。

- ・施設は自然系の材料を用い、後北条氏の拠点城郭にふさわしいデザインとする。
- ・四阿は自然を満喫できるような開放的な形態とし、休息所は人数に対応できる他、情報施設との複合化、イベント他に対応できる機能を持つ。
- ・ベンチは車椅子や高齢者に配慮し、背付のタイプとする。

④ 教養施設

体験施設は、復元整備する曲輪Ⅱ、Ⅲ間の堀・土塁に設けるもので、発掘調査成果を生かし実際の堀の深さが体験できるようにする。

- ・体験階段は施設は堀・土塁の横断方向に設けるもので、通路幅として2 mとし、法面部分は土層表示等を行なう。
- ・土塁の一部には子供がロープ等により、昇降できるように法面保護を行なう。



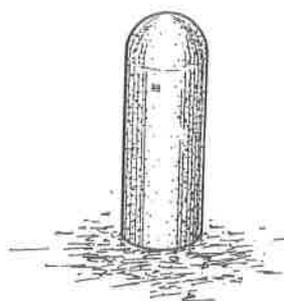
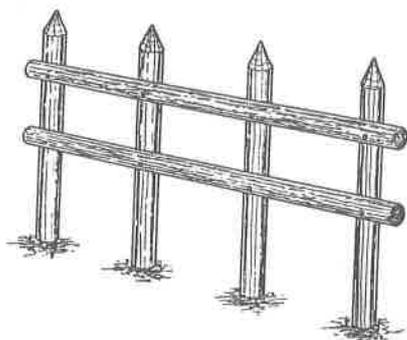
⑤ 管理施設

柵、門等は動線計画と整合性を図りながら計画し、柵等は計画地での安全や修景・管理施設として計画する。

諸施設は以下のような規模・内容で計画する。

- ・整備内容や夜間の利用を考慮し、計画地の一部を閉鎖できるように、必要な園路の出入口に門を設ける。
- ・門は管理車両の進入を考慮した構造とするほか、門扉を設けて管理を行なう。
- ・柵は安全、管理機能を備えたものとする。
- ・柵、門等の出入口は後北条氏の武蔵、上野の拠点にふさわしいデザインとする。

柵・車止のイメージ



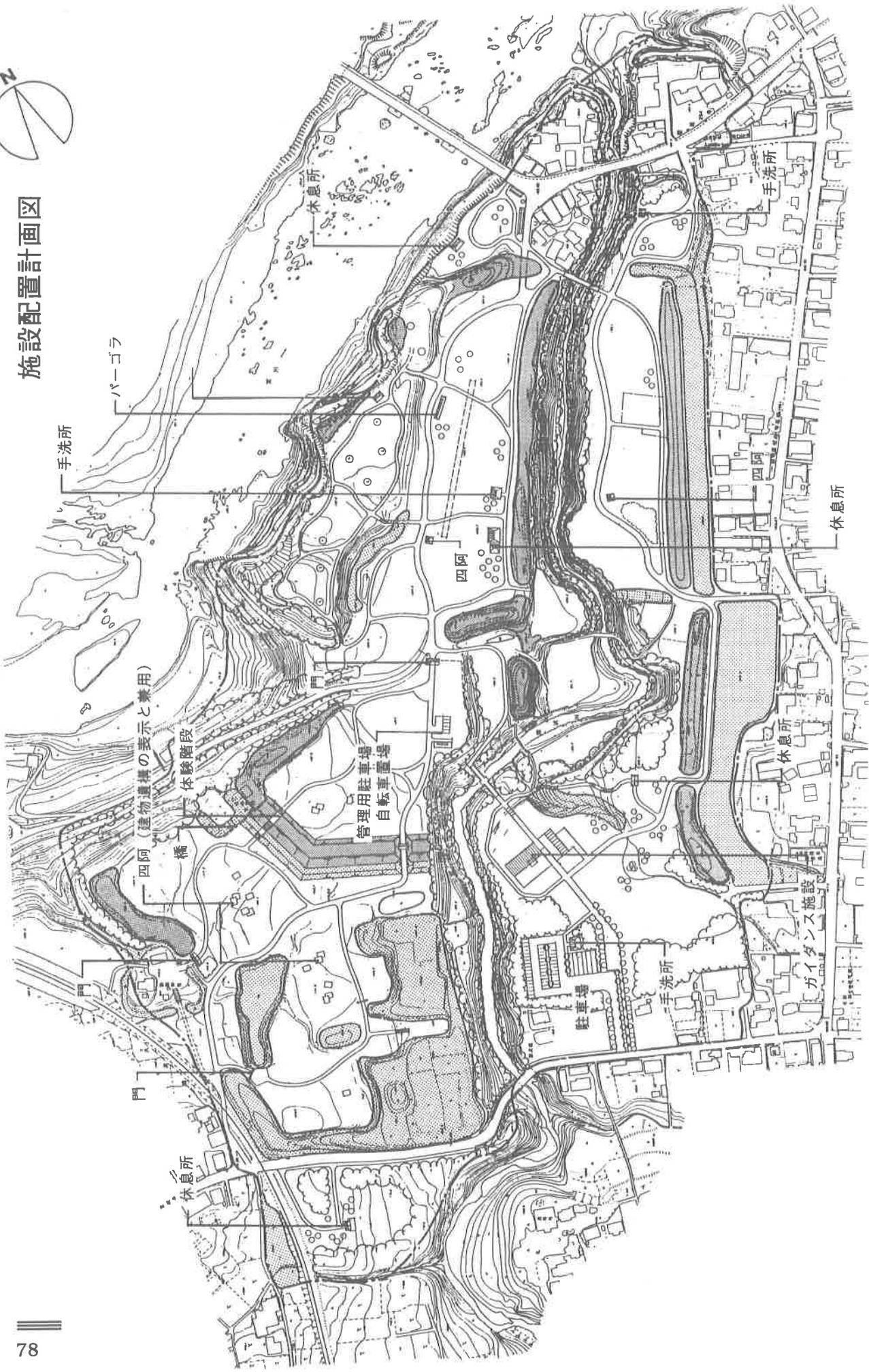
⑥ 便益施設

手洗所は御殿下曲輪ゾーン、管理運営施設ゾーン、東外曲輪に以下のような規模・内容で計画する。

- ・ 施設 後北条氏の拠点城郭にふさわしいデザインとする。
例－構造は在来工法とするが、設備は水洗式とする。
- ・ 配置 ふれあいの広場地区
ファミリー（大便器1、幼児用小便器1）2組
男子 大便器1、小便器3、手洗2 用具1
女子 大便器3、手洗2 用具1
施設利用地区（上記同様）
野草広場地区
ファミリー 大便器1、幼児用小便器1
男子 大便器1、小便器2
女子 大便器1、手洗1（共通）
- ・ その他 身障者ブースには非常ブザー等の設定を行う。
耐久性があり、メンテナンスしやすいものとする。



施設配置計画図



IV.サイン整備計画

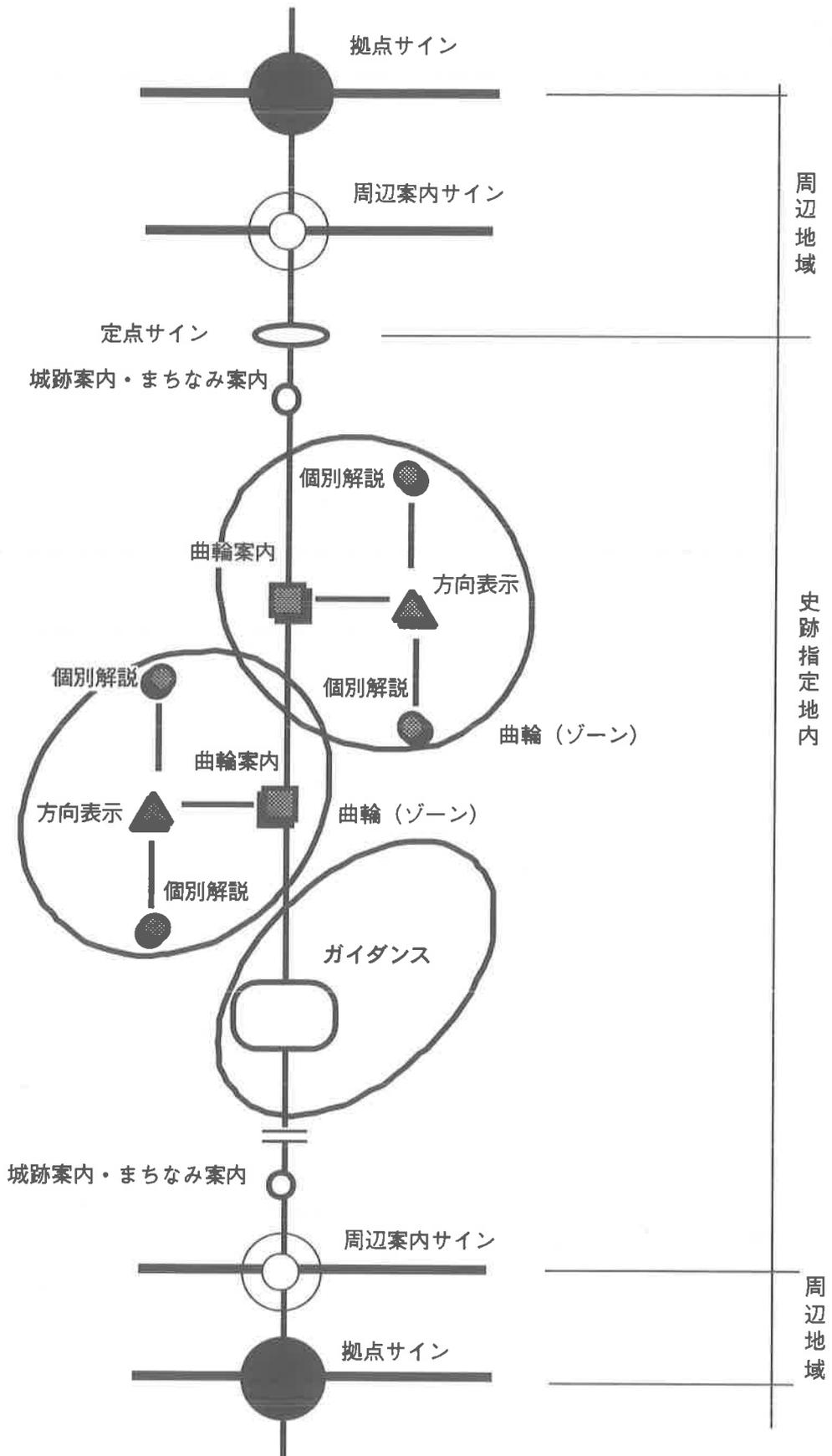
サイン整備は、指定史跡内と史跡へ導くためのサインの2種類を計画する。特に史跡内はそのデザインや情報内容はその中だけで完結するものではなく、外に広がっていくものであることから、史跡外に設置することになるサイン等についても、できうるかぎり統一されたデザインを持つことが望ましい。

また人にやさしいサインとして、曲輪案内、個別解説、方向表示には点字、模型化、音声化等の配慮を行なう。

施設は以下のような種類を設定する。

- | | |
|----------------------|--|
| 拠点サイン | 主に徒歩や自転車利用者に対して、広域的な街路情報を提示するもので、駅やネットワーク関係にある施設、交通の拠点に設置する。 |
| 周辺案内サイン | 徒歩や自転車利用者に対して、周辺の街路案内をするもので、交差点等に設置する。 |
| 定点サイン | 既存の城跡碑等を活用し、本城跡の位置を表示する。
碑等の設置環境を整備する。 |
| まちなみ案内 | 整備された広場等に置くもので、周辺地域の文化財、見所、小路等の案内を行なう。 |
| 城跡案内 | 鉢形城の歴史、城跡の全体を案内する。
(まちなみ案内と同様) |
| 曲輪案内 (高齢者に配慮した装置とする) | 各曲輪の全体案内で、城跡の曲輪の位置付けや役割各遺構等の概要、公園施設等の案内を行なう。
(周辺案内と同様) |
| 方向表示 (高齢者に配慮した装置とする) | 動線の始点や分岐点に設置し、手で触れる700~800mm程度の高さとする。 |
| 個別解説 (高齢者に配慮した装置とする) | 城跡内における各種の遺構についての解説を行なう。
その中でも人にやさしい動線に沿った主な遺構については、立体模型等の手で触れられるものとする。 |

配置概念図



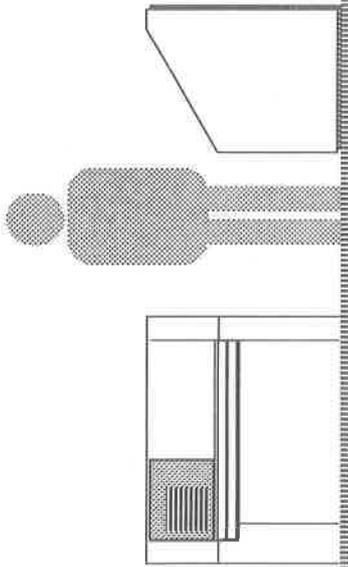


サイン配置計画図

●	城跡案内
○	曲輪案内
◎	まちなみ案内
●	個別解説
○	方向表示

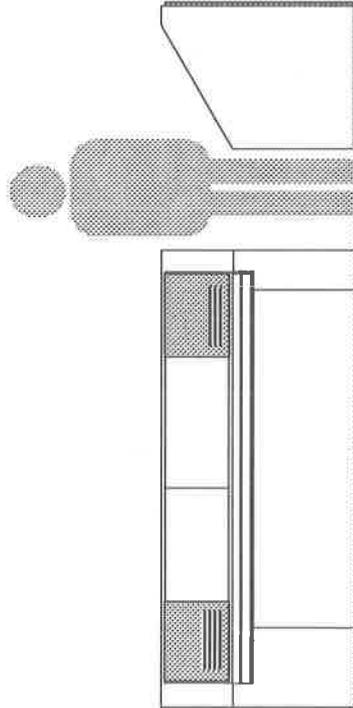


個別解説サイン



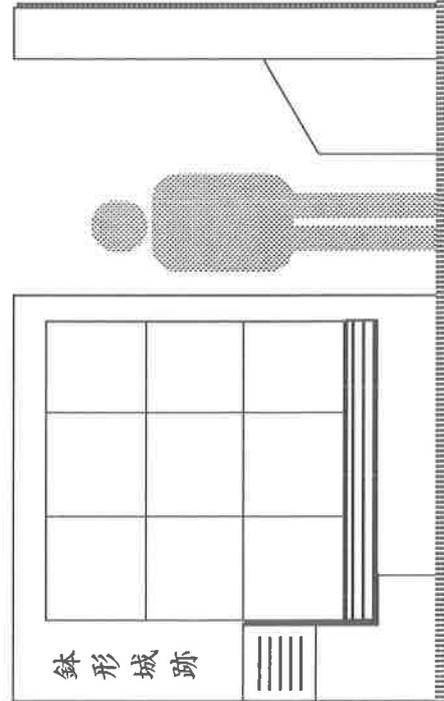
本体
表示
コンクリート サンドブラスト仕上
化粧材 (絵等) H=900 W=1230
磁器クラフト陶板
遺構の内容を立体造形し、手で触れられるようにする。

曲輪案内サイン



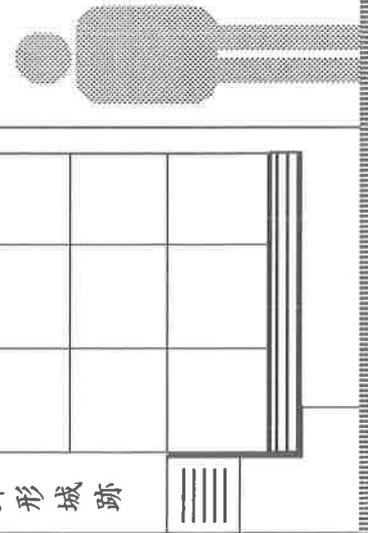
本体
表示
コンクリート サンドブラスト仕上
化粧材 (絵等) H=900 W=2250
磁器クラフト陶板
曲輪を立体造形し、虎口、堀、土塁等の位置等の歴史的内容的の他、圍路、施設等の方向等を表示する。

城跡案内サイン



本体
表示
コンクリート サンドブラスト仕上
化粧材 (絵等) H=2100 W=2090
磁器クラフト陶板
カラー写真、イラスト等を取り入れ、城の歴史や内容、城内の施設等 (圍路施設、遺構等) の表示を行なう。

まちなみ案内サイン



本体
表示
コンクリート サンドブラスト仕上
化粧材 (絵等) H=2100 W=2090
磁器クラフト陶板
カラー写真、イラスト等を取り入れ、城跡周辺の歴史的な見所や見学のルート等の表示を行なう。

誘導・方向表示サインイメージ図

拠点サイン

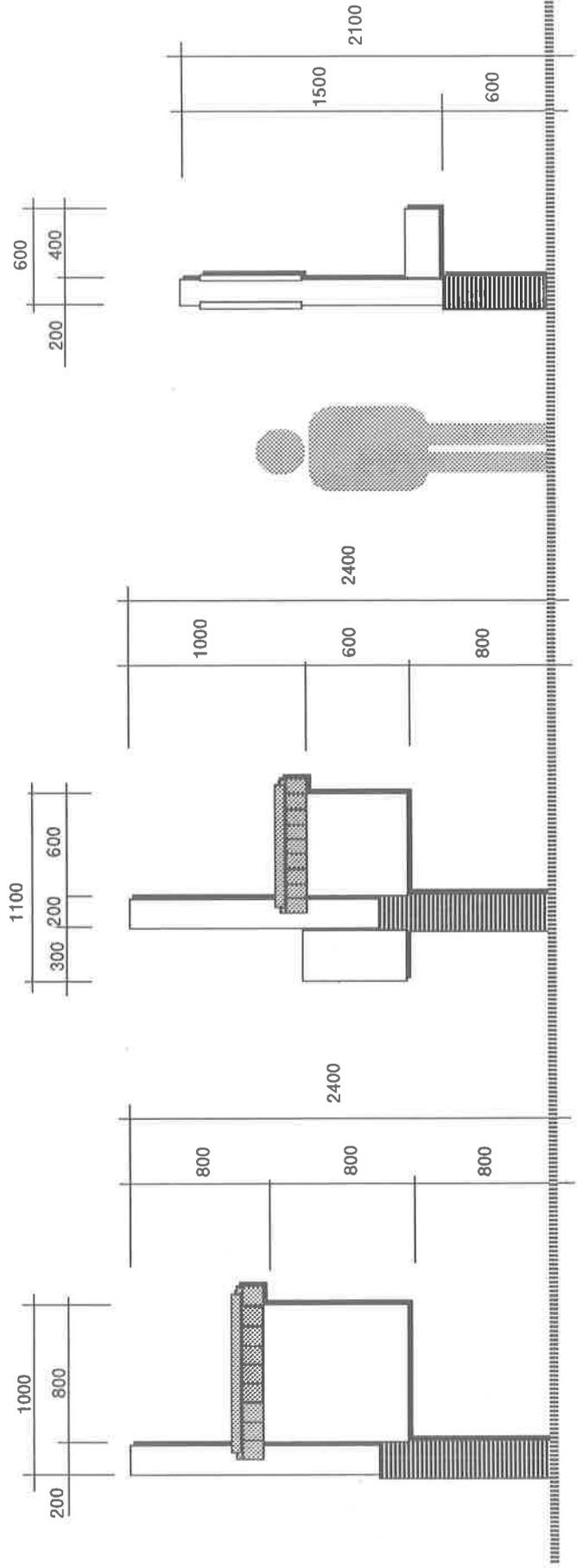
本体 コンクリート 砂ドブラスト仕上
 H=2400 φ=200
表示 ステンレスベース焼付け仕上
 サインは歩行者、自転車等の利用に
 対して設置するものであり、地方道
 等の接点等に設置する。(車輛誘導
 標識と合わせ効果が図れるようにす
 る) 表示は寄居町市街地を範囲に鉢
 形城跡及び関連施設等を明記する。

周辺案内サイン

本体 コンクリート 砂ドブラスト仕上
 H=2400 φ=200
表示 ステンレスベース焼付け仕上
 サインは歩行者、自転車等の利用に
 対して設置するものであり、鉢形城
 跡周辺の交差点等に設置する。
 表示は鉢形城跡に対する現在の位置
 と交差点周辺の案内明記する。

方向表示

本体 コンクリート 砂ドブラスト仕上
 H=2100 φ=200
表示 ステンレスベース焼付け仕上
 サインは城址内の歩行者、自転車等
 の利用に対して設置するものであり
 鉢形城跡内の誘導を行なうため、園
 路の行先を表示する。また表示は点
 字等も併用する。



V.電気照明計画

夜間の利用を検討した場合、堀・土塁、遺構表示や復元建物は管理上の問題も多くあることから、これらの整備の密度の高い部分の夜間利用の制限を検討する。また出入口や危険と思われる箇所には防犯灯を設ける。御殿曲輪、御殿下曲輪では既存道の位置に敷設し、遺構の保護を図る他、タイマー等による運営により、夜間の利用を図る。

(深夜は半数程度に減らすなどの方法を考慮する。)

ハンドホール、電線管、基礎等は埋蔵遺構を避けて敷設する。またやむをえない場所には太陽電池式照明等を検討するが、10～35W程度の明るさで日照に影響される点、既製品のデザイン面等にも検討の余地が残る。

夜間利用の制限を検討する区域

曲輪Ⅱ環境整備ゾーン

曲輪Ⅲ遺構整備ゾーン

出入口や危険な箇所に防犯灯を設置する。

夜間の利用が可能な区域

笹曲輪広場整備ゾーン

御殿下曲輪広場整備ゾーン

設備の敷設に配慮が行なえる区域であり、また夜間のイベントに対応した場とする。

御殿曲輪景観保全ゾーン

設備の配置に制限が生じる区域であり、樹木に影響の少ない計画を行なう。

大手周辺整備ゾーン

管理運営施設整備ゾーン

東外曲輪修景整備ゾーン

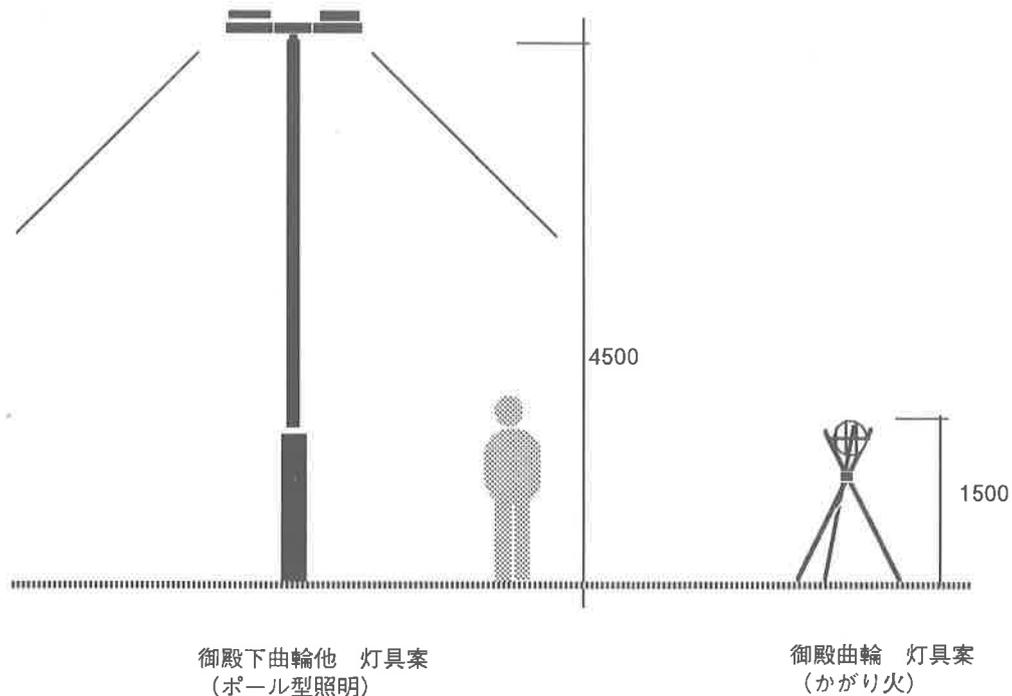
設備の配置に制限が生じる区域であり、また周辺民家との協議が必要である。

周辺景観整備ゾーン

計画する歩道上に街路灯として設置する。

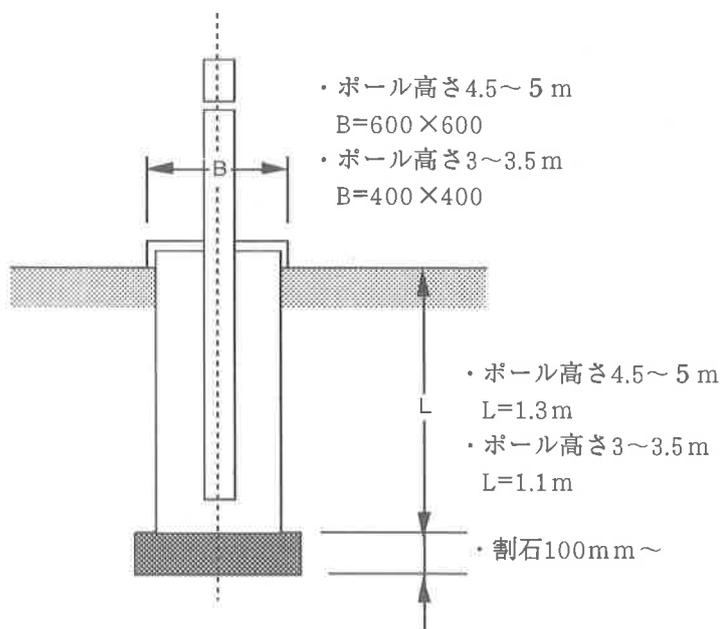
ライトアップは、外から見える位置にある崖等の自然景観や建築物等を対象とすると印象が高まり効果的であるが、現状区域のなかには、市街地からみえる場所として御殿曲輪、曲輪Ⅱ、Ⅲの荒川側の高所が考えられる。本整備では御殿曲輪の灯具の演色性を暖色にする等し、その他の灯具との差をだすほか、復元建築物等に対してライトアップを図っていく。

照明方式



照明器具は照度目標値を平均 $1Lx$ 程度に、水平面照度が広く、灯具高さ以下の空間を効率良く照らす灯具とランプの設定する。次の計画平面図ではポール高 $4.5\sim 5m$ 、 $400W$ 2灯型、水銀ランプで、水平距離 $30m$ を設定した。また御殿曲輪では樹木が多いことから、ポール高 $3m$ 、 $100W$ ランプで設定した。

ポール基礎の検討





照明設置計画図



(3)人にやさしい整備計画

各整備内容における施設の検討は、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき実施する必要がある。本整備では史跡整備という制限された中で、3つのポイントを整備方針に、以下のような内容を計画してきた。人にやさしい整備のめざすところは、山で行き交う人達が声をかけるように、鉢形城跡内を見学する多くの人達が気軽に声を掛け合うことができるような整備をめざしたい。

3つのポイント

- 1.誰でも来ることができ、誰でも安心して利用できる。
- 1.心なごむ、誰にとっても美しい空間。
- 1.語らい、参加し、楽しめる。

検討課題

- ・ **動線** 園路の勾配を8%以内におさえ、どなたでも自由に散策ができるような動線とする他、コース設定等を行い、楽しく巡れるようにする。
- ・ **施設の対応（福祉のまちづくり条例にもとづく整備を行う）**
 - 出入口 (出入りの制御、勾配、自転車、バイク等の禁止)
 - 園路 (幅員、縦横断面勾配、手摺、誘導板、舗装材等)
 - ベンチ (車椅子との高さ、座る位置等)
 - 階段 (手摺、舗装材等)
 - 手洗所 (数量、システム等)
 - 水飲み等 (高さ、形態)
- ・ **楽しむ**
 - 健常者と同様にたのしむ事ができるように配慮する。
 - サイン サインに点字、浮き彫り文字、音声等を組み込み、整理された情報を伝える。また立体模型サインを充実させ、触れることができるような個別解説等を計画する。
 - 花壇 ベンチや四阿の周り等に自然の感覚を味わう、花や樹木を配置して、香り、触感を楽しめるような整備とする。
ベンチや四阿の周りの修景
- ・ **感じる**
 - 橋や展望台等で風や水の音を聞くことができるようにする。

(4) ガイダンス施設計画

I. 建設計画

施設は城跡見学におけるガイダンスとして、主となる管理運営施設ゾーンに設置する。施設は以下の考え方にそって規模・内容を検討していく。

- ① 城跡見学のガイダンスとしての展示・案内機能を持つ
- ② 城跡整備・運営における管理機能を持つ
- ③ 周辺地域にてガイダンスと関連のあるイベント等を催す広場を持つ

ゾーニング

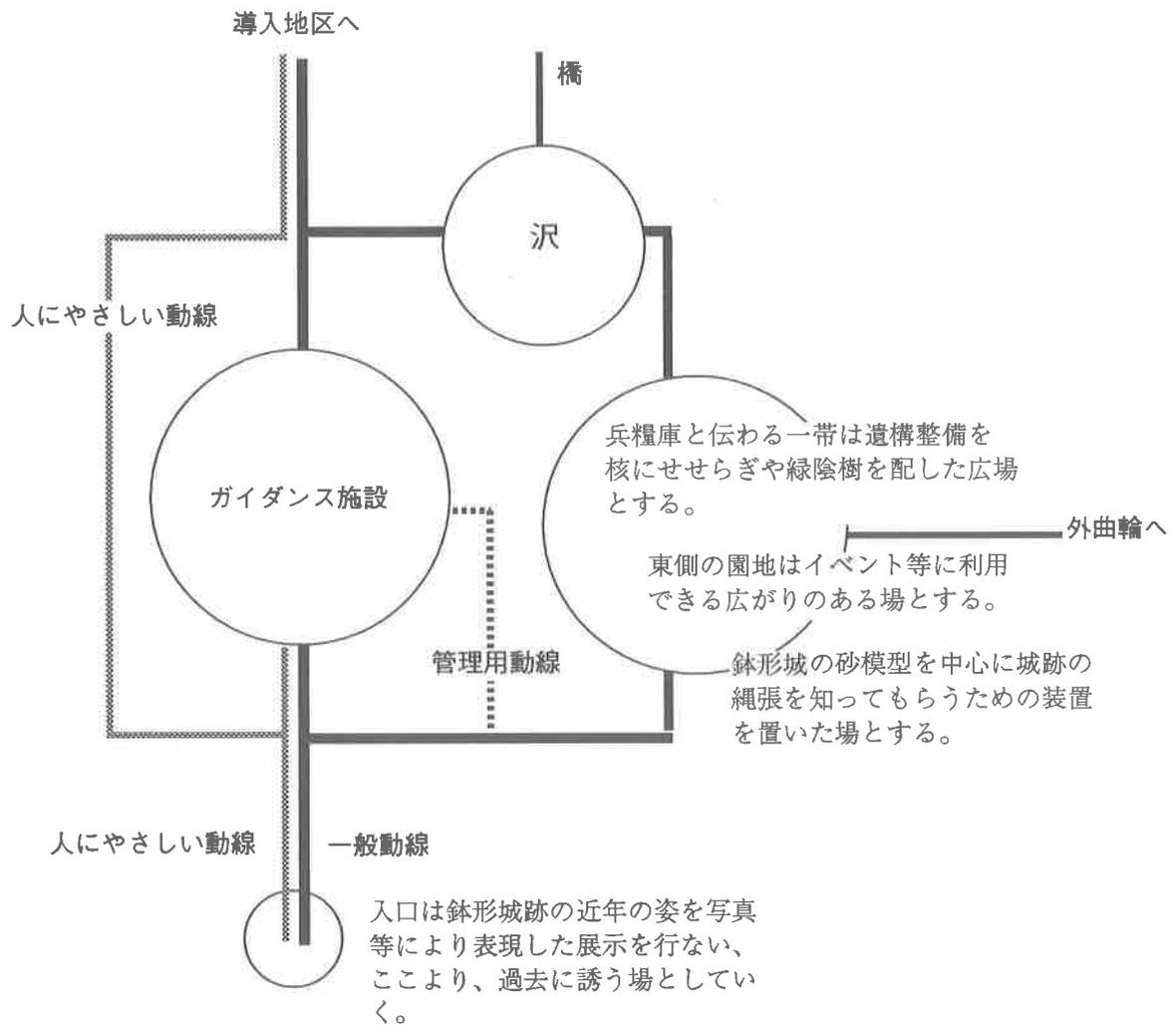
地区のゾーニングは、ガイダンス施設と入口広場、沢、兵糧庫広場で構成される。周辺の地形は3段になっているが、旧地形との係わりは薄いので動線が通過しやすいように造成を行なう。各ゾーンは右図に見るような内容を持つ。

建築計画の検討

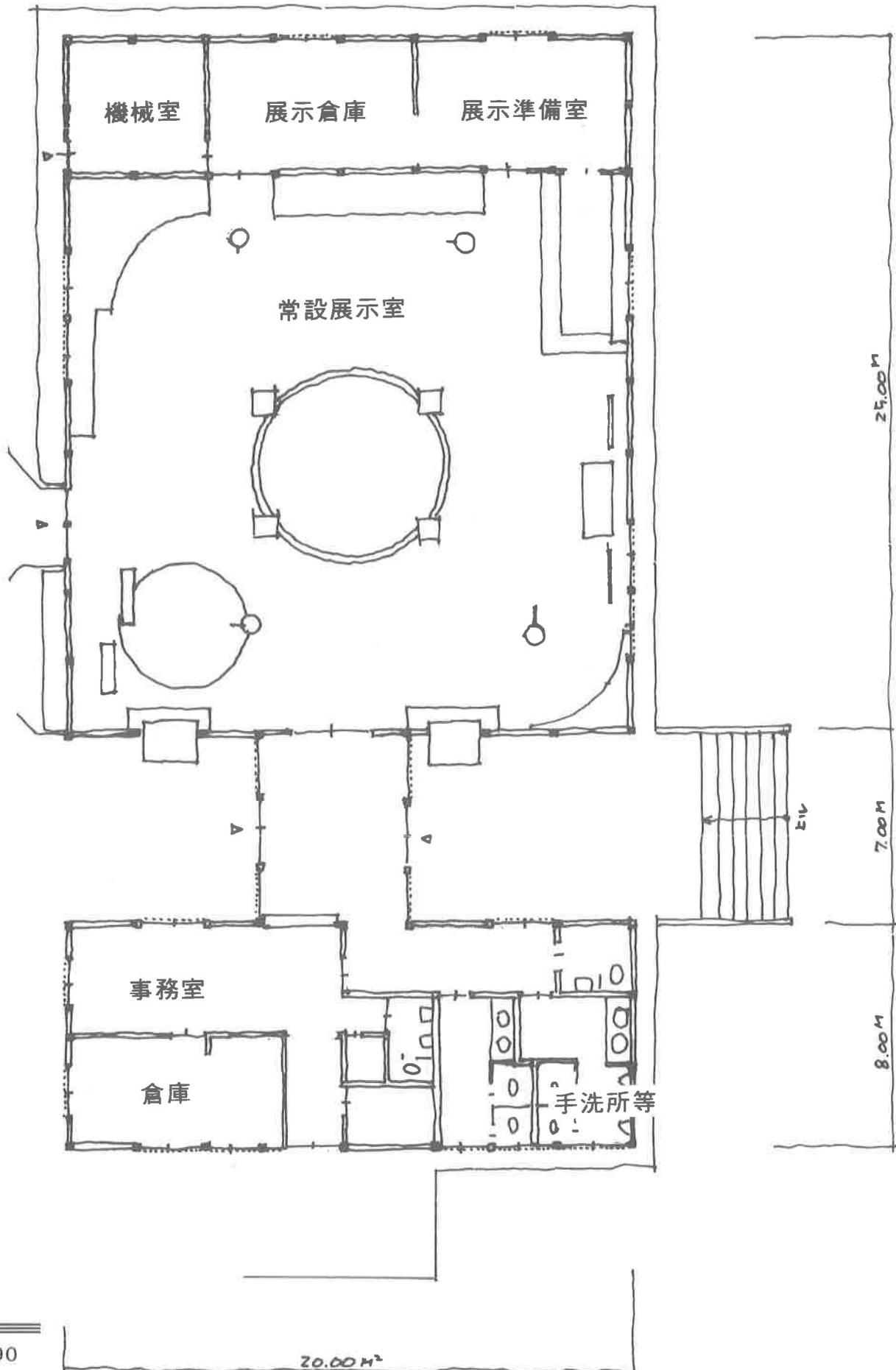
- ・ 深沢川をわたる導入路の利便性を考慮した建物とする。
- ・ 地区の地形が望めるようにする。
- ・ 展示動線と城跡へ動線を分離し、円滑な移動が図れるようにする。
- ・ 団体見学に対応した手洗所の機能を持つ。
- ・ 身障者に配慮した構造とする。
- ・ ランニング費用の少ない構造とする。（水道光熱費等）
- ・ 施設は展示を含め、地震対策に配慮する。

施設機能	ガイダンス棟	500㎡
	・ 常設展示室	
	・ 展示準備室	
	・ 展示倉庫	
	事務室	200㎡
	・ 事務室	
	・ 手洗所	
	・ 倉庫	
	エントランス	40㎡

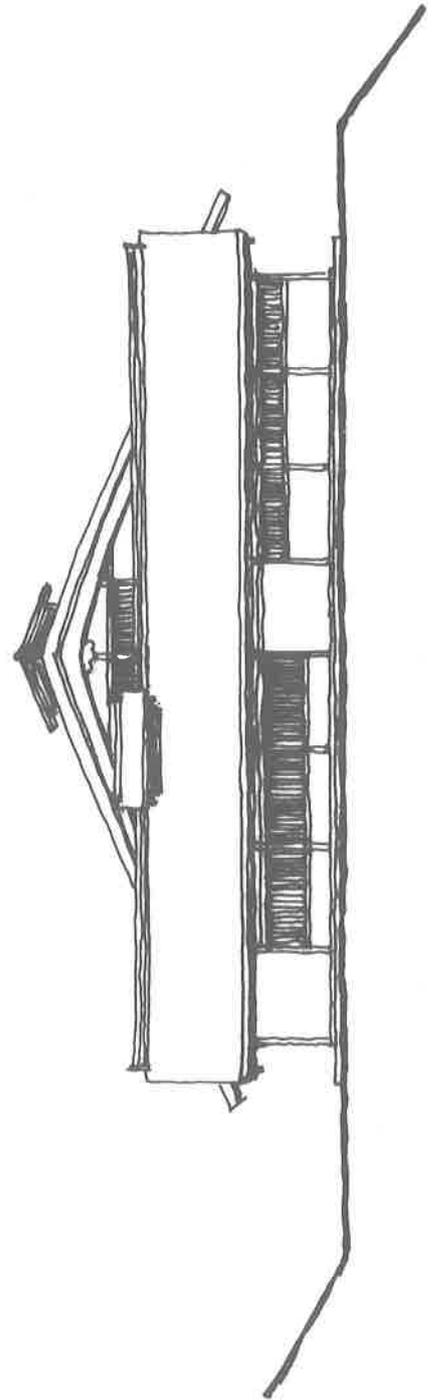
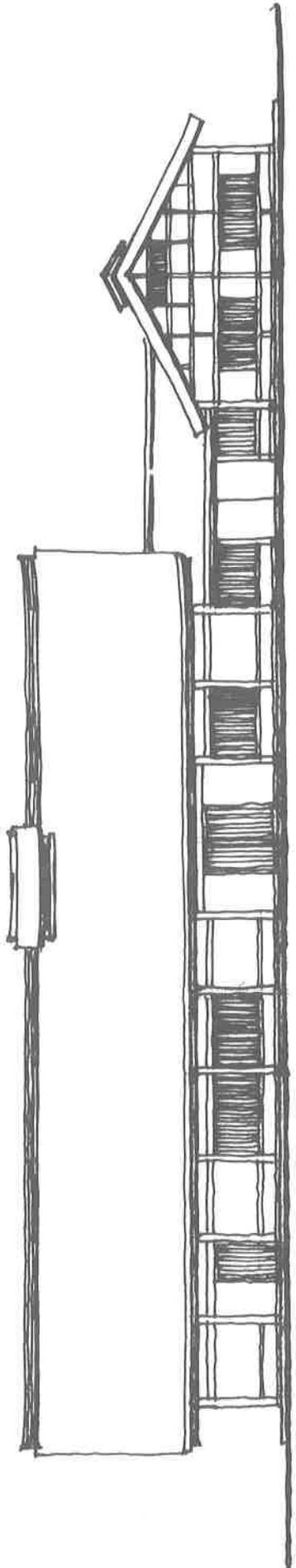
地区のゾーン設定



平面図



立面图



II. 展示計画

展示計画は模型を中心としながら、以下のような展示ストーリーを持って構成する。

1. 北条氏と関東

1-1 時代の主人公たち

1-2 合戦と城郭

展示装置：パネル、位置表示装置

2. 鉢形城跡

2-1 復元鉢形城

2-2 鉢形城跡物語

2-3 城内巡見

2-4 文学と鉢形城跡

展示装置：模型 パソコンを利用した情報
(CG、文字、写真他等)

3. 城の生活

3-1 掘り出された遺物

3-2 城の生活

展示装置：壁付ケース、人形シアター等

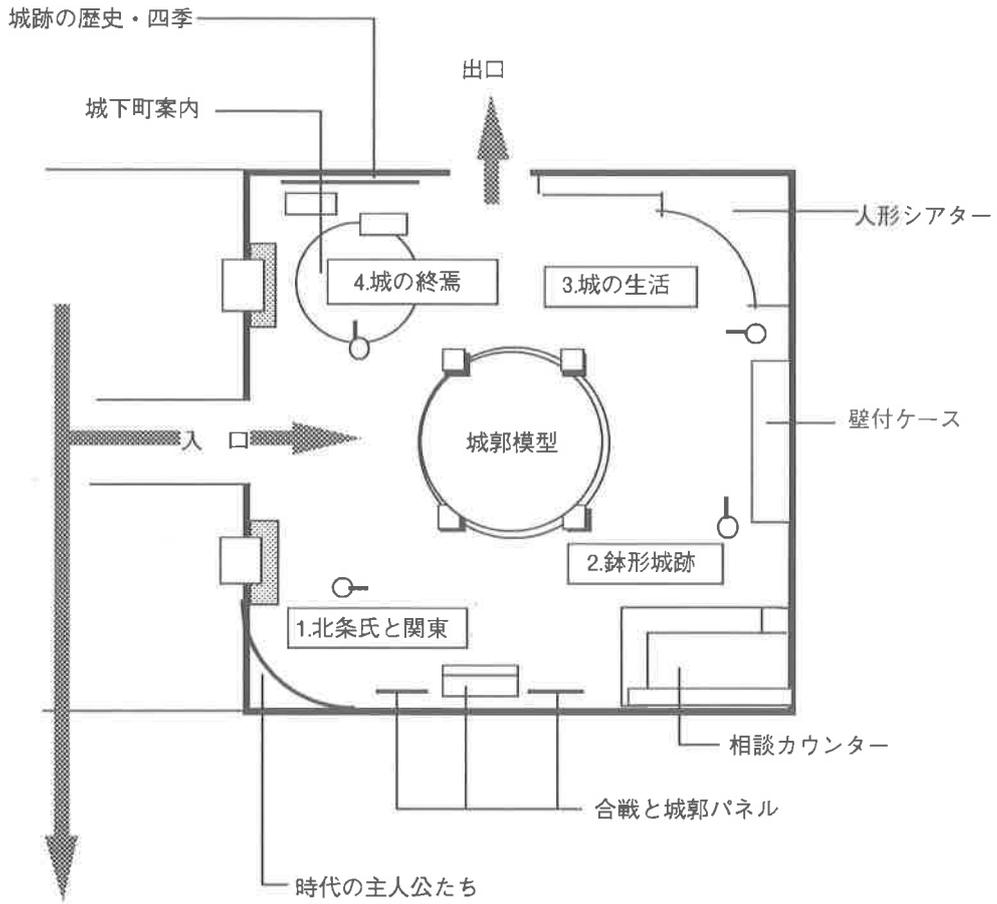
4. 城の終焉

4-1 城下町があった

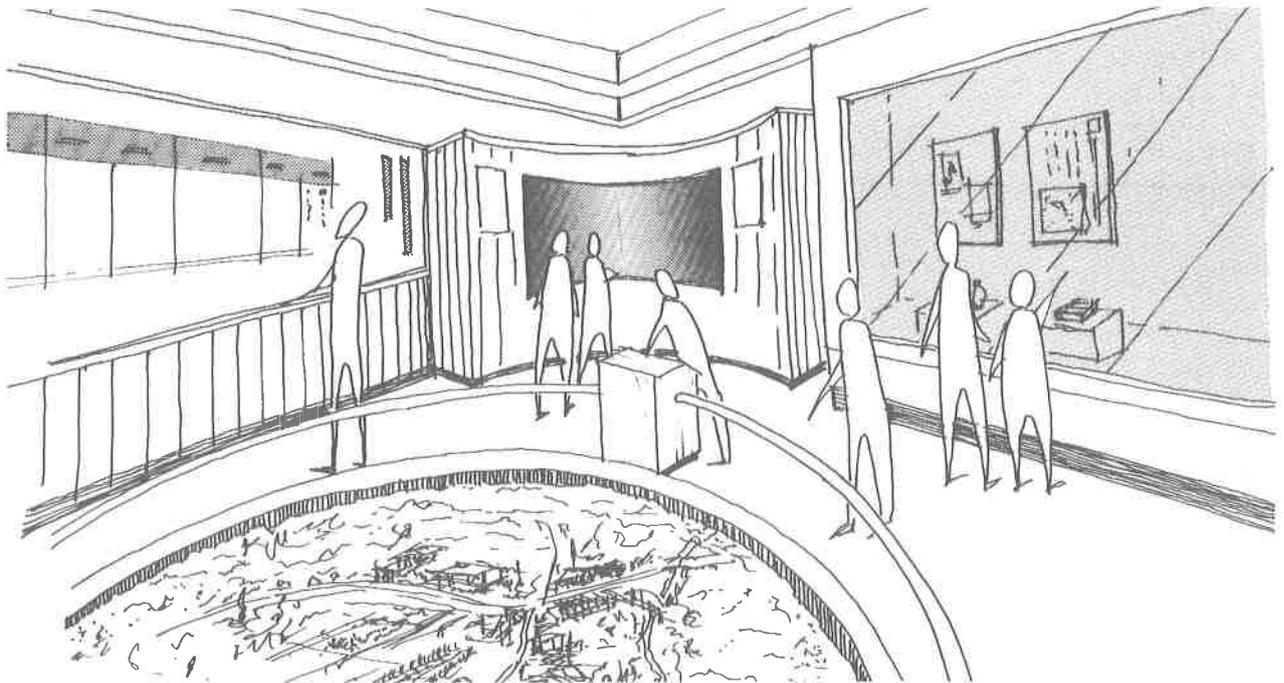
4-2 落城後の城跡

展示装置：床に城下町案内、写真パネル等

展示平面イメージ図



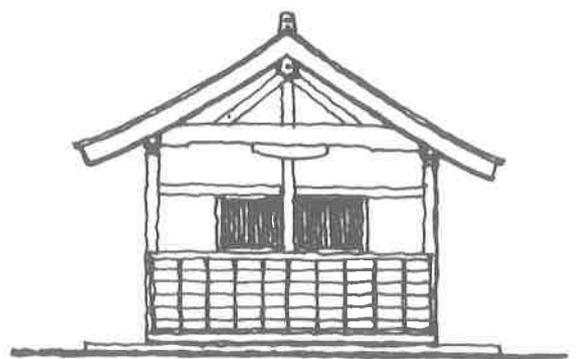
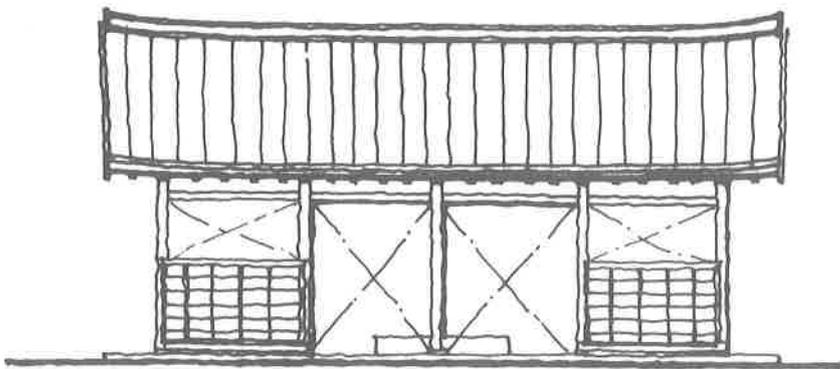
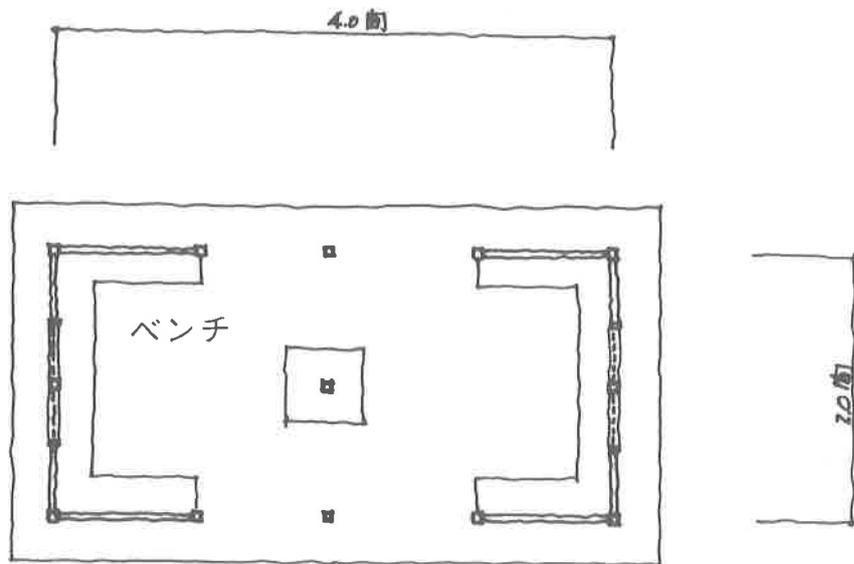
展示イメージ



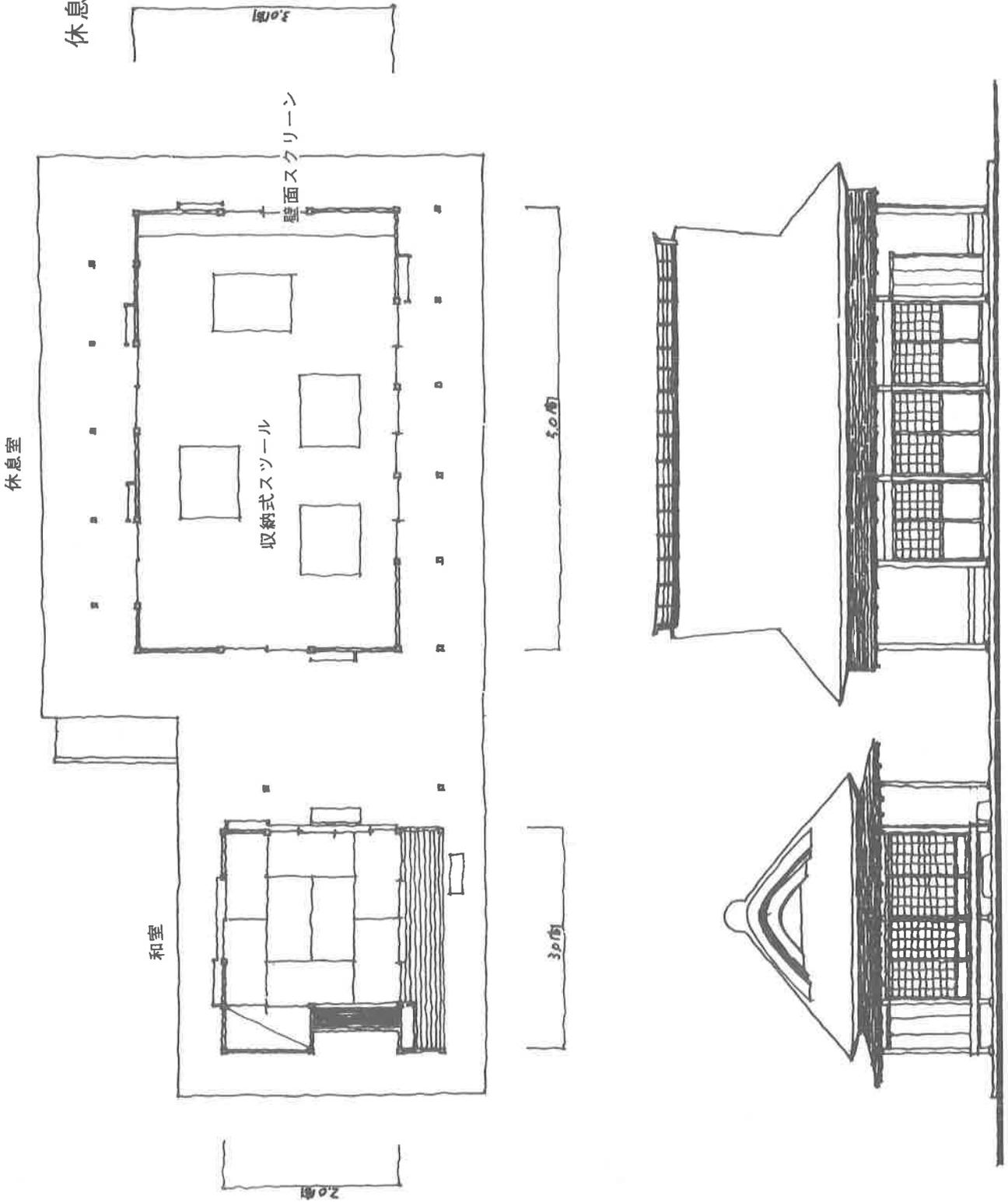
主要施設・基本計画図

休息所（搦手広場整備地区）

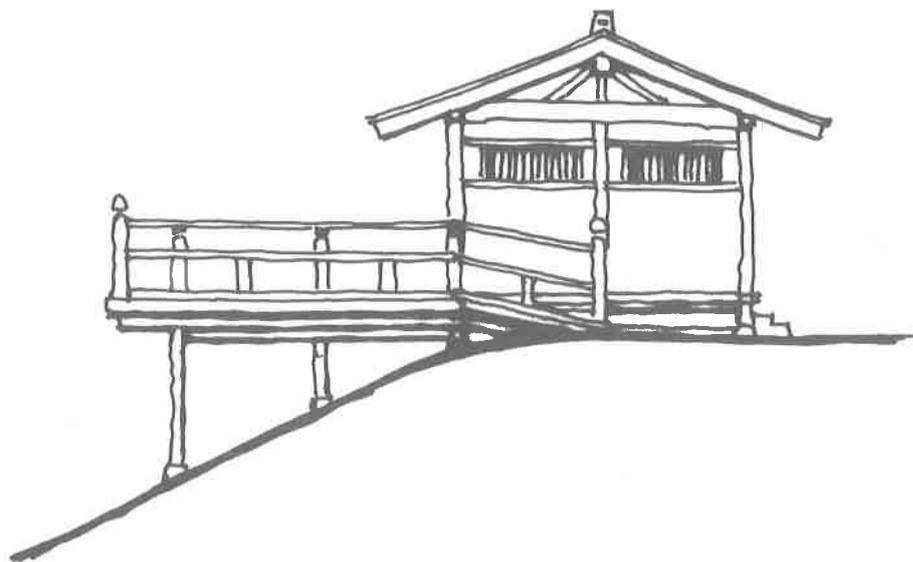
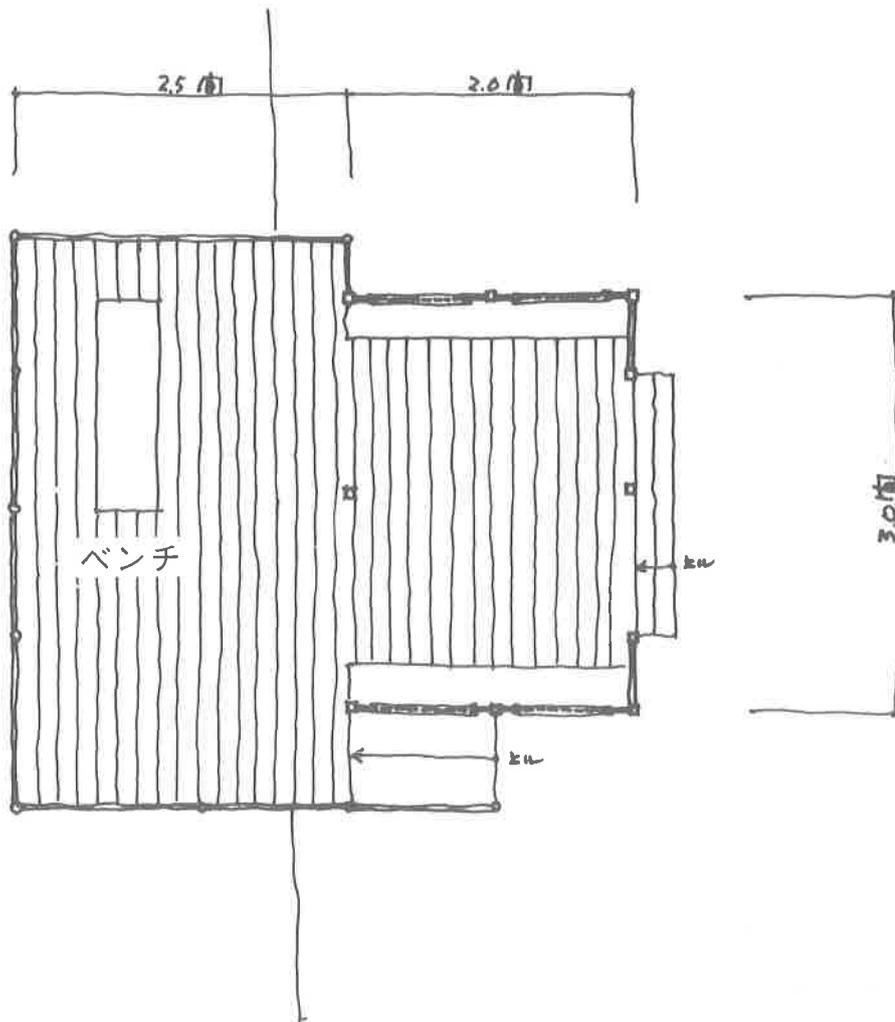
休息所（施設利用地区）



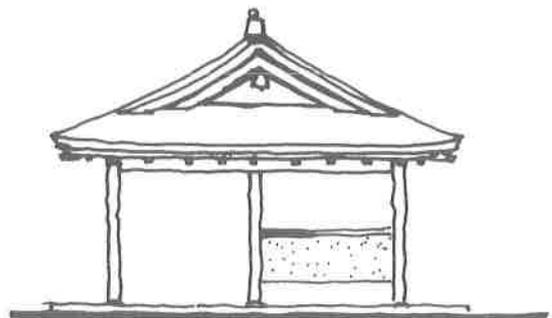
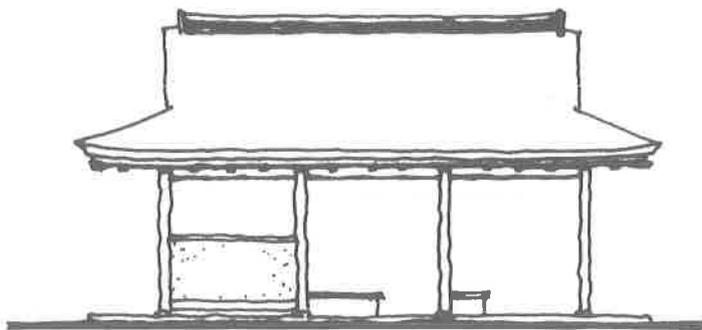
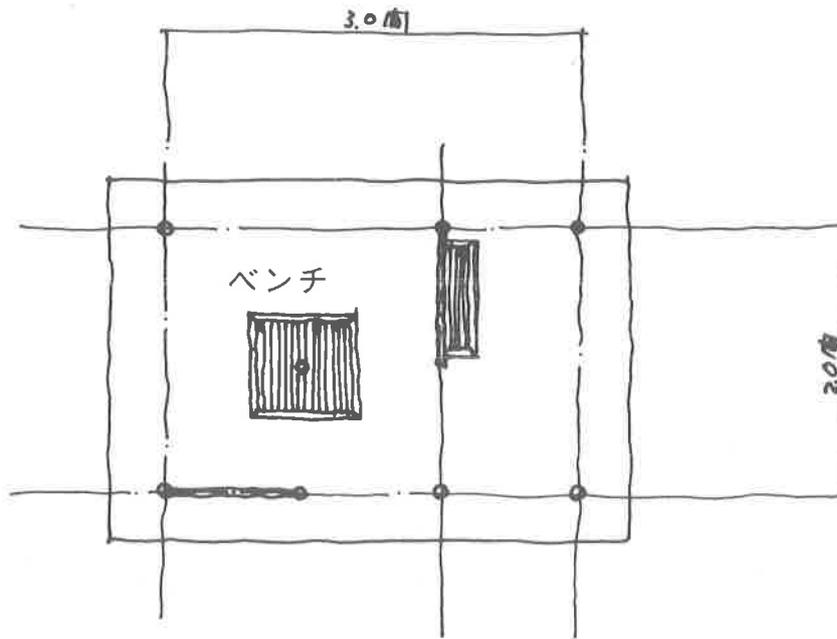
休息所 (歴史の庭地区)



休息所（環境整備地区）

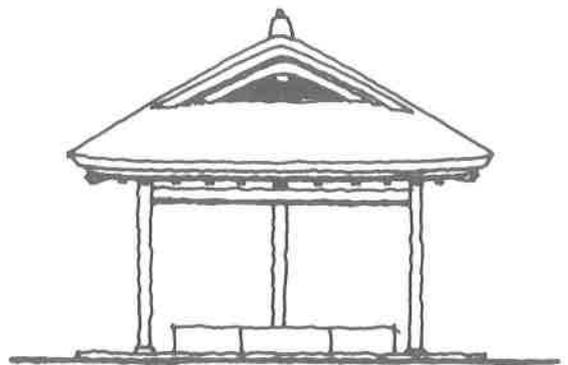
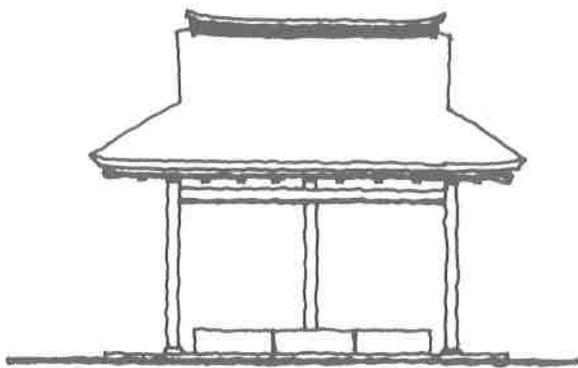
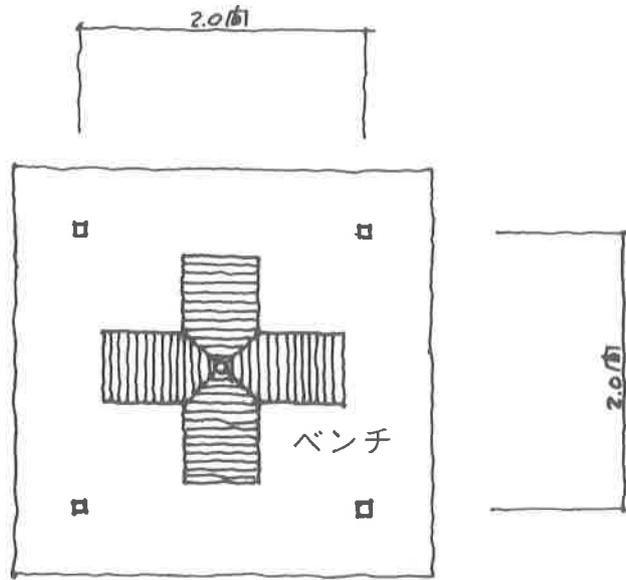


四阿（遺構保全地区）

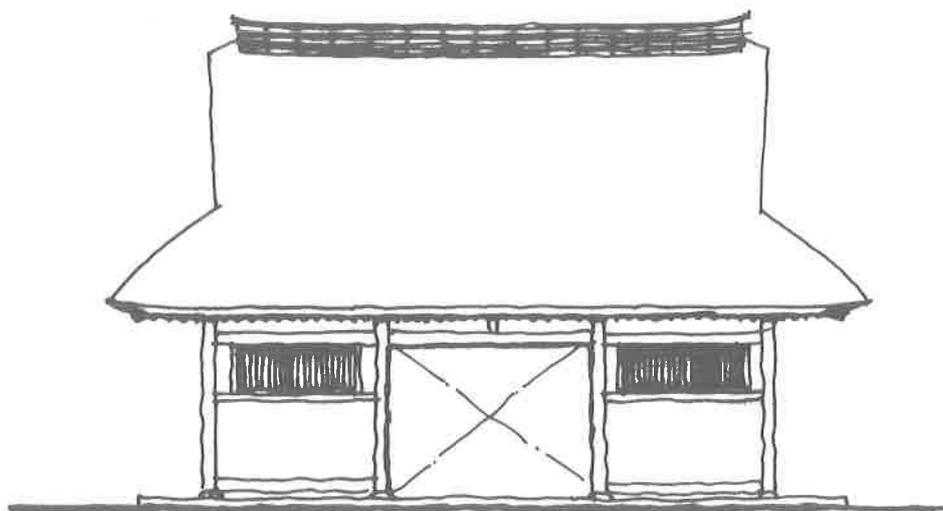
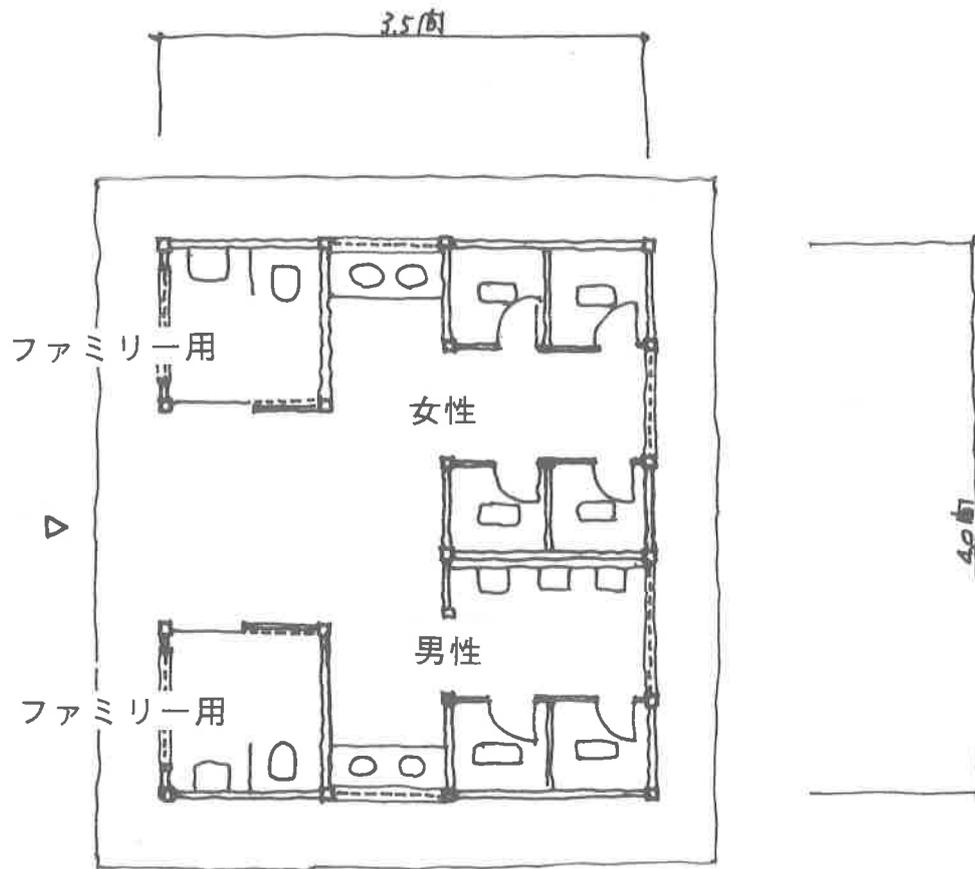


四阿（ふれあいの広場地区）

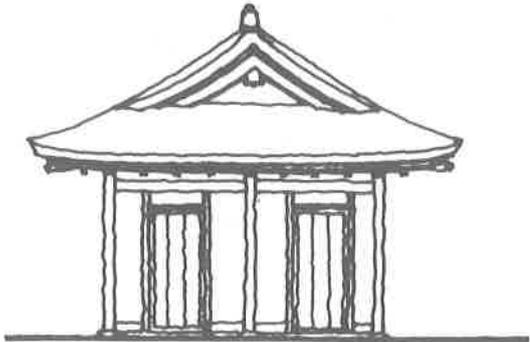
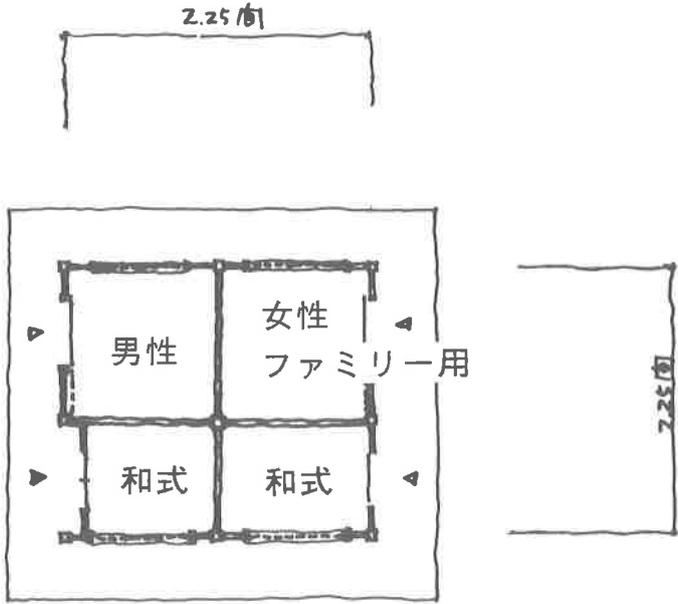
四阿（野草広場地区）



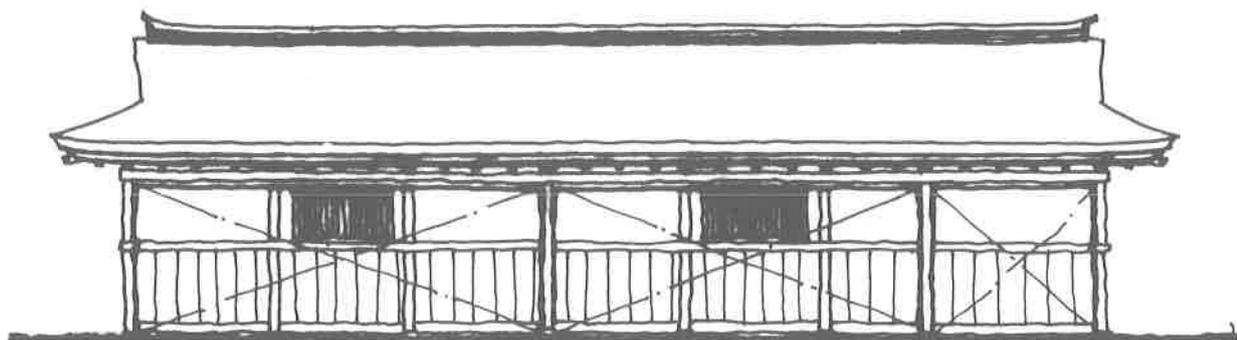
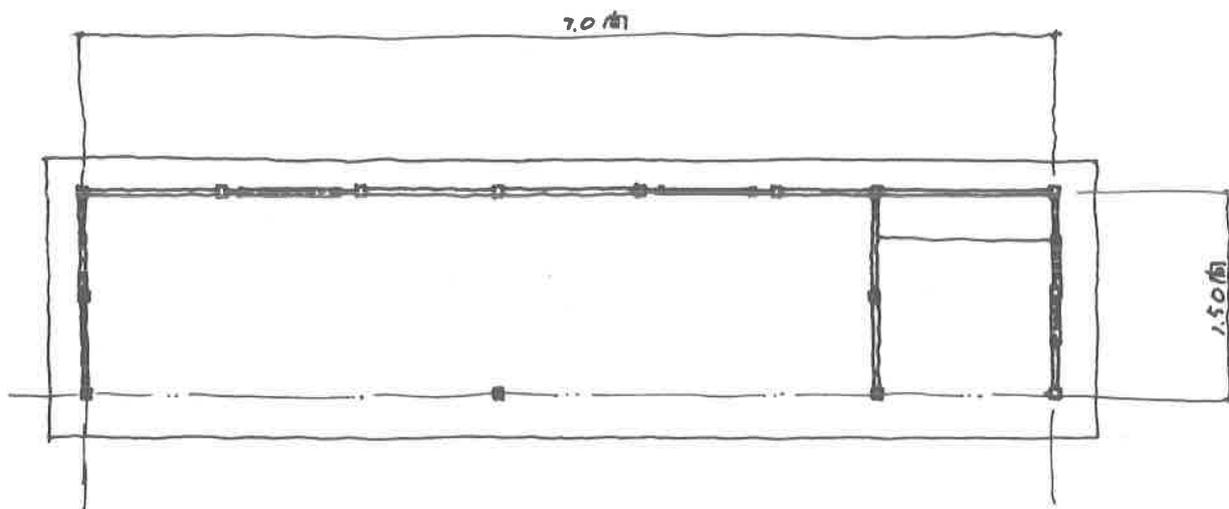
手洗所（ふれあいの広場地区、ガイダンス地区）



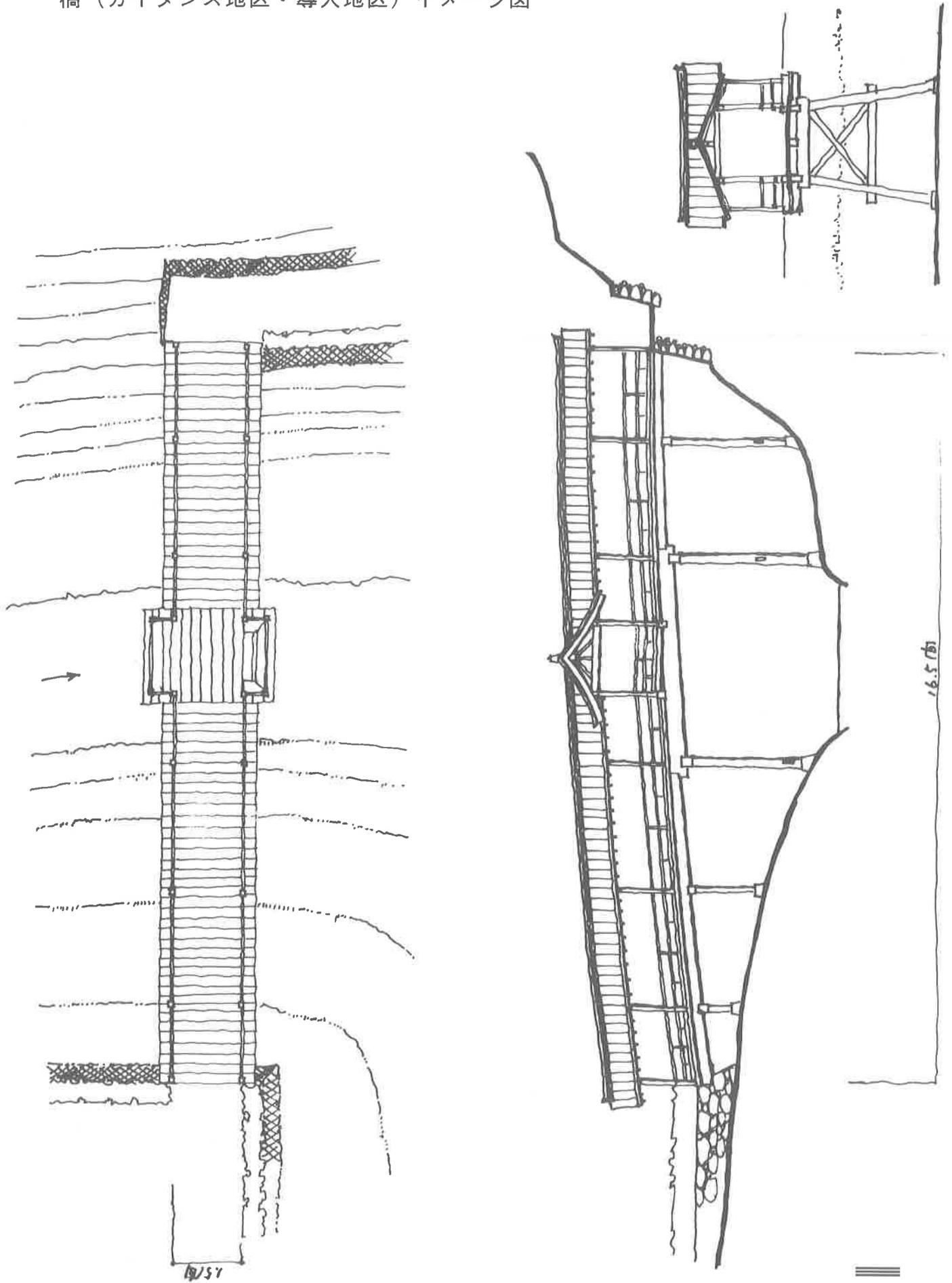
手洗所（東入口広場）



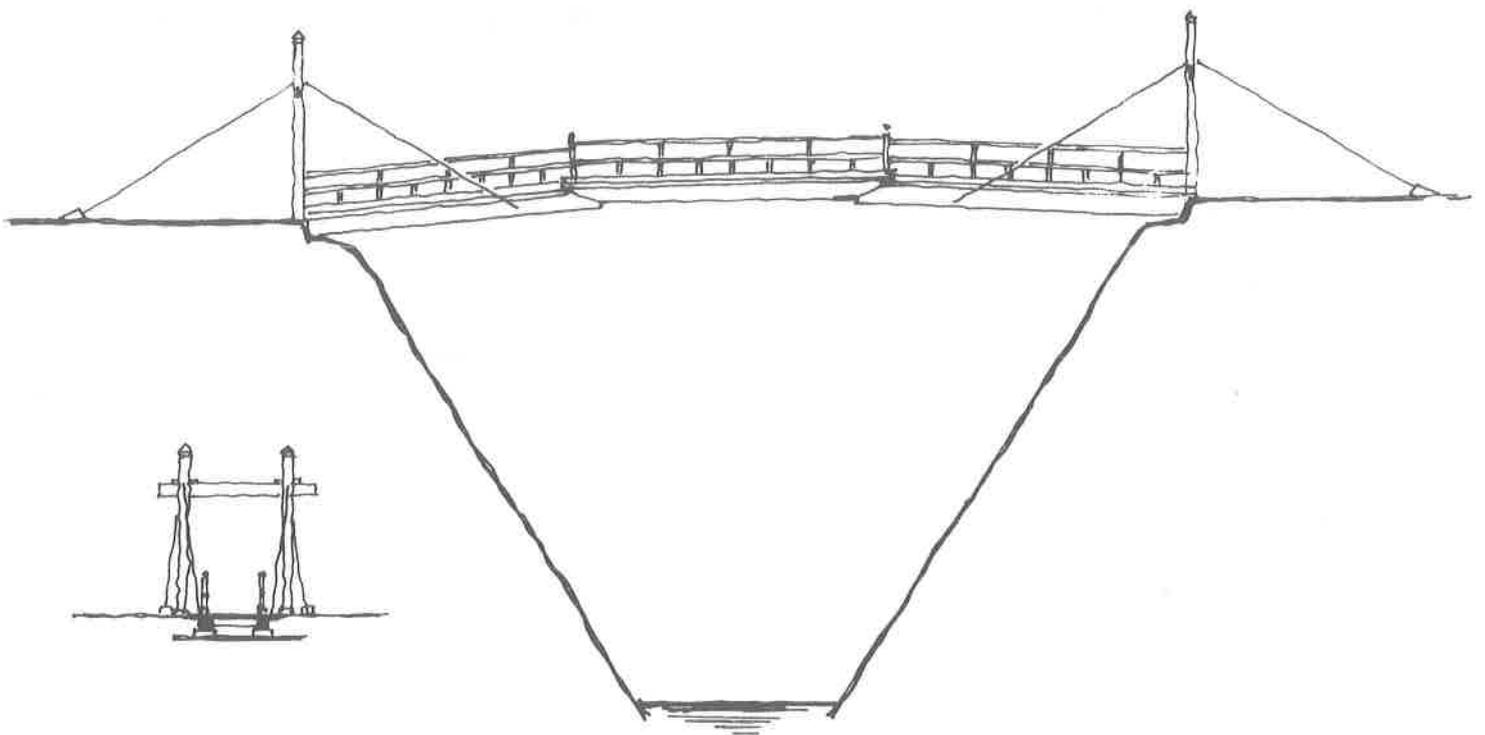
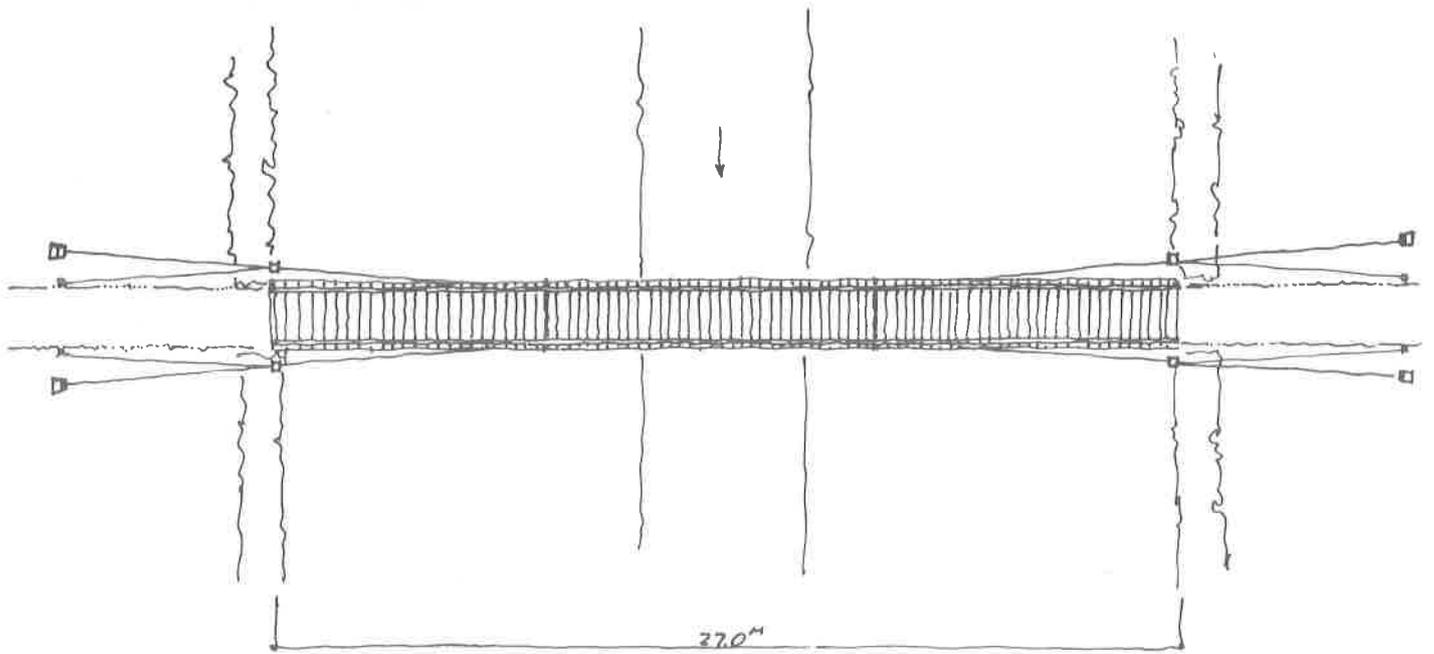
自転車置場（導入地区）



橋（ガイダンス地区・導入地区）イメージ図



吊り橋（北入口広場・野草広場地区）イメージ図



5.ゾーン別整備計画

5.ゾーニング別整備計画

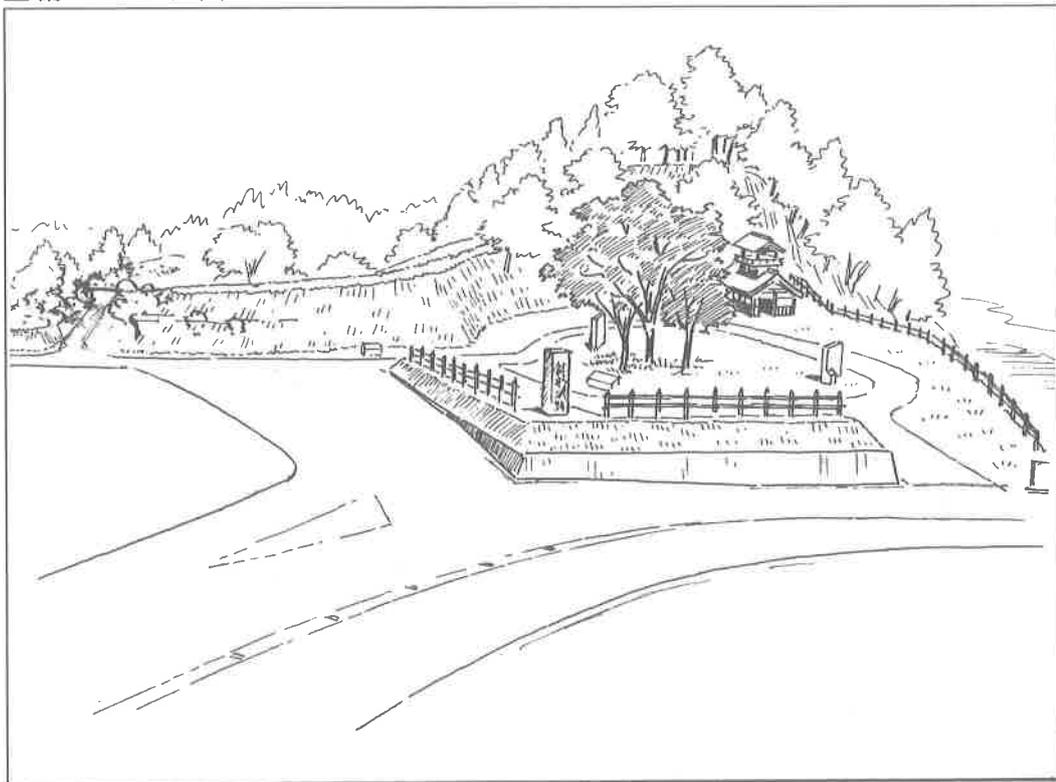
笹曲輪広場整備ゾーン

①搦手広場地区

現況写真



整備イメージ図



園路、広場、植栽、史跡標柱、碑、休息所、案内板等

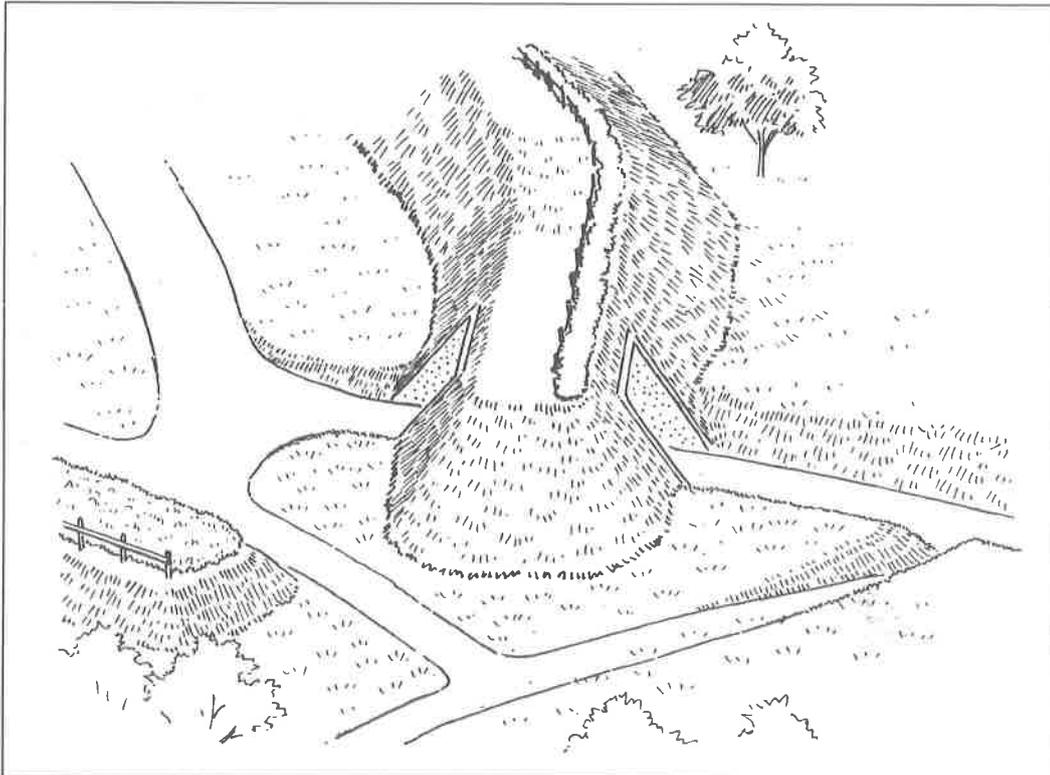
御殿下曲輪広場整備ゾーン

②北入口地区

現況写真



整備イメージ図



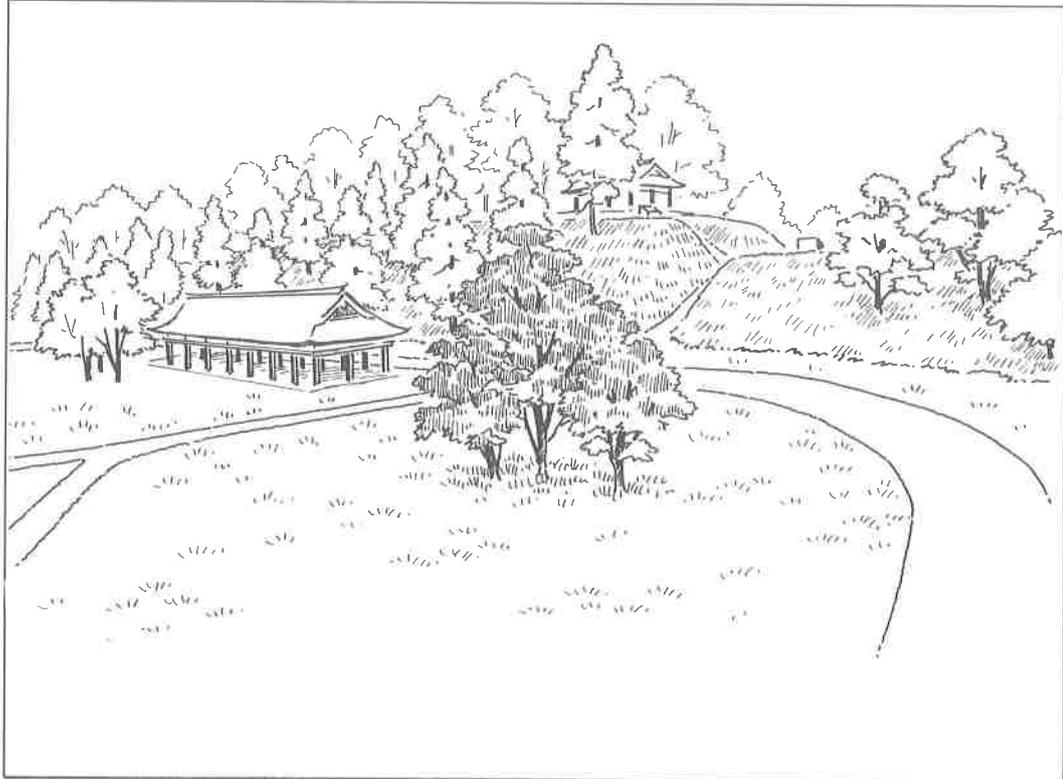
広場、園路、植栽、柵、案内板等

③ふれあいの広場地区

現況写真



整備イメージ図



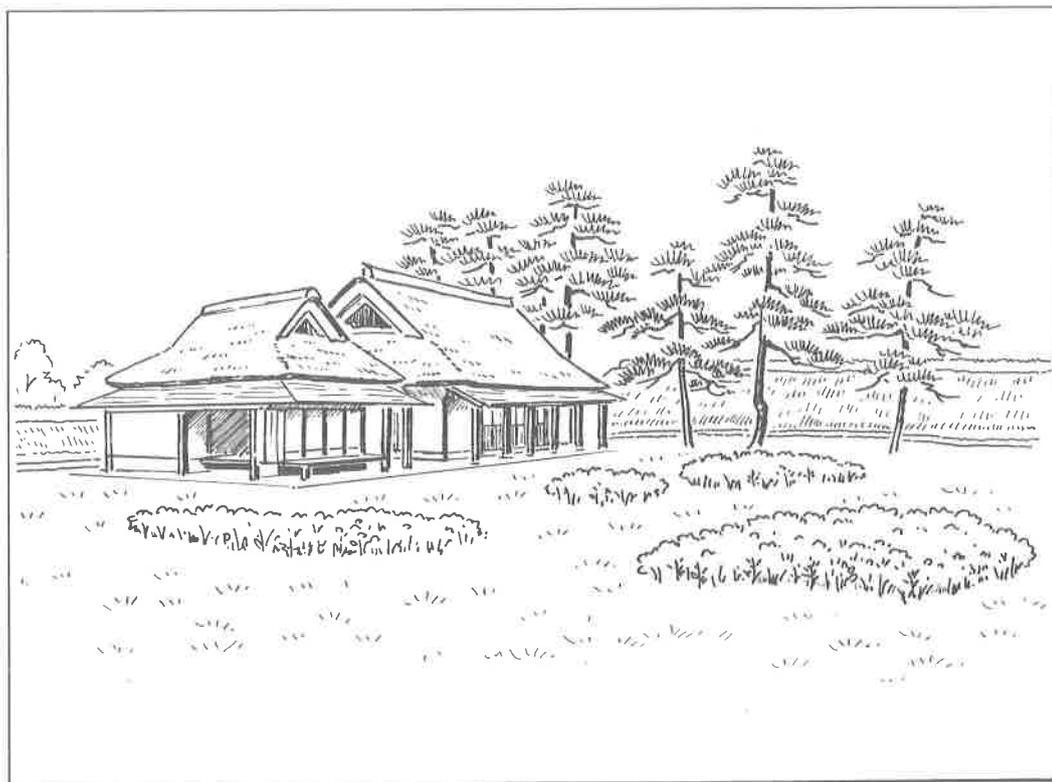
園路、芝生広場、四阿、手洗所等

④歴史の庭地区

現況写真



整備イメージ図



園路、庭園、植栽、休息所等

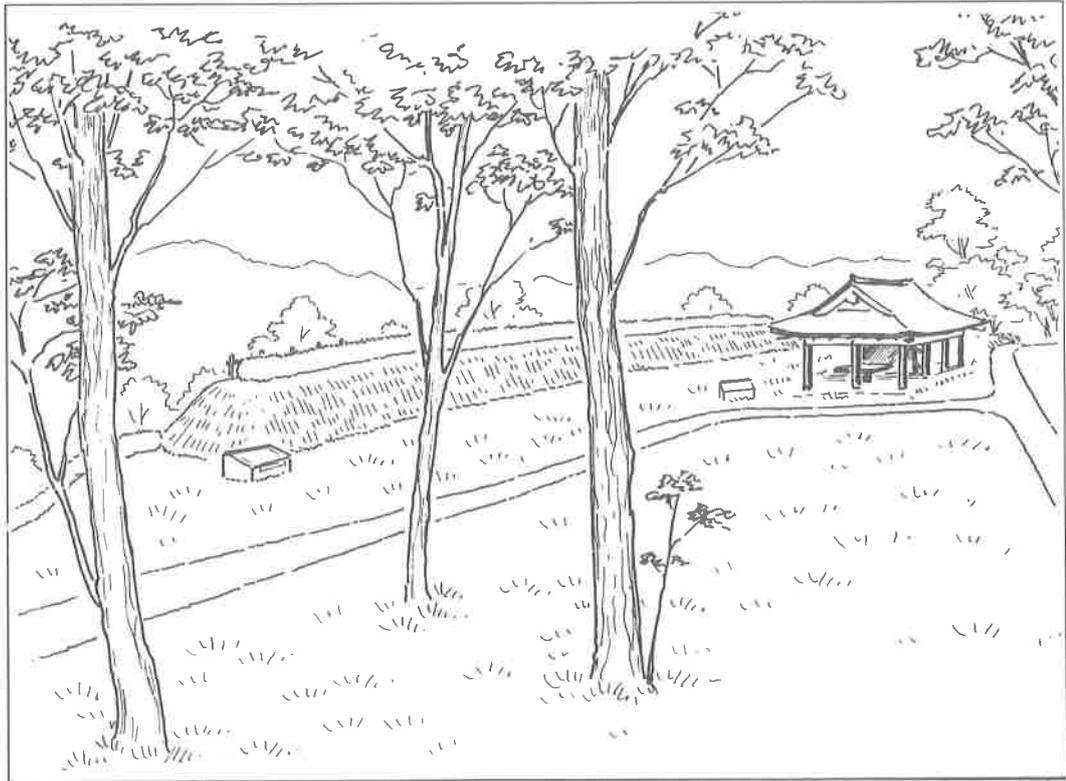
御殿曲輪景観保全ゾーン

⑤遺構保全地区

現況写真



整備イメージ図

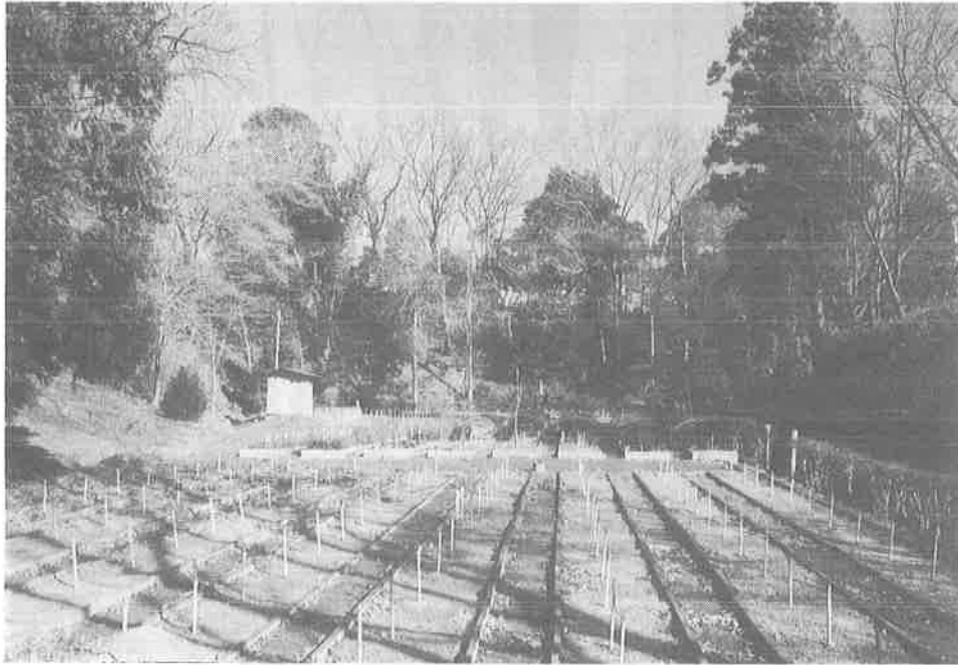


園路、展望広場、植栽、四阿、案内板等

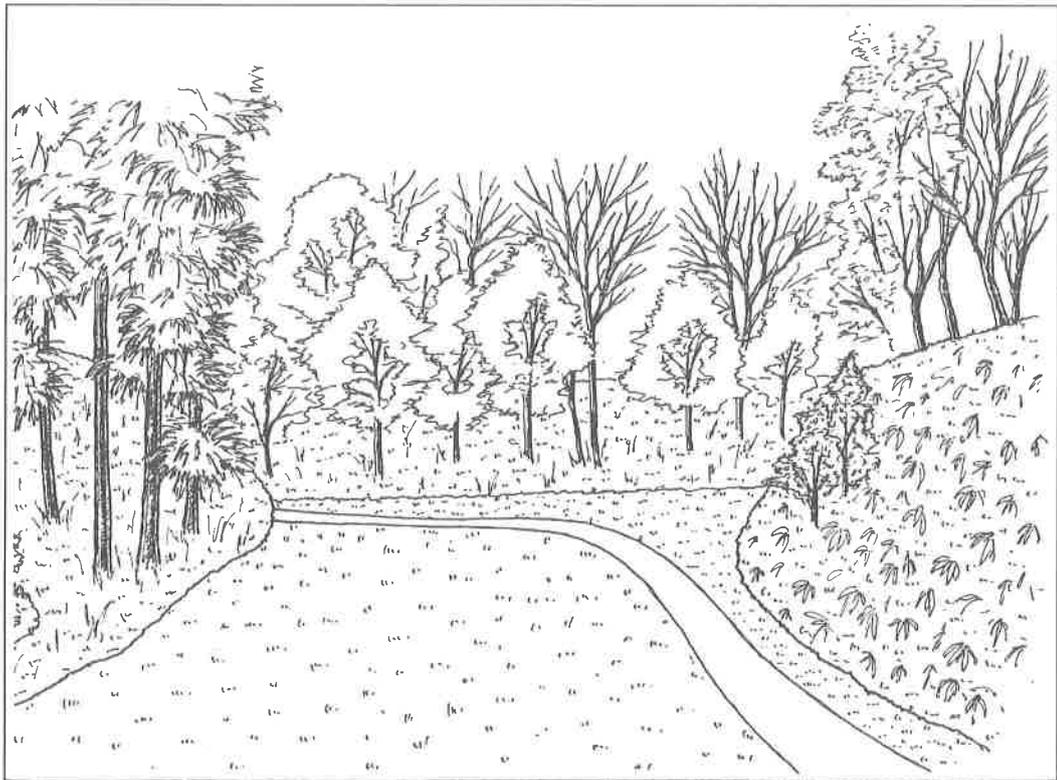
曲輪Ⅱ環境整備ゾーン

⑥導入地区

現況写真



整備イメージ図



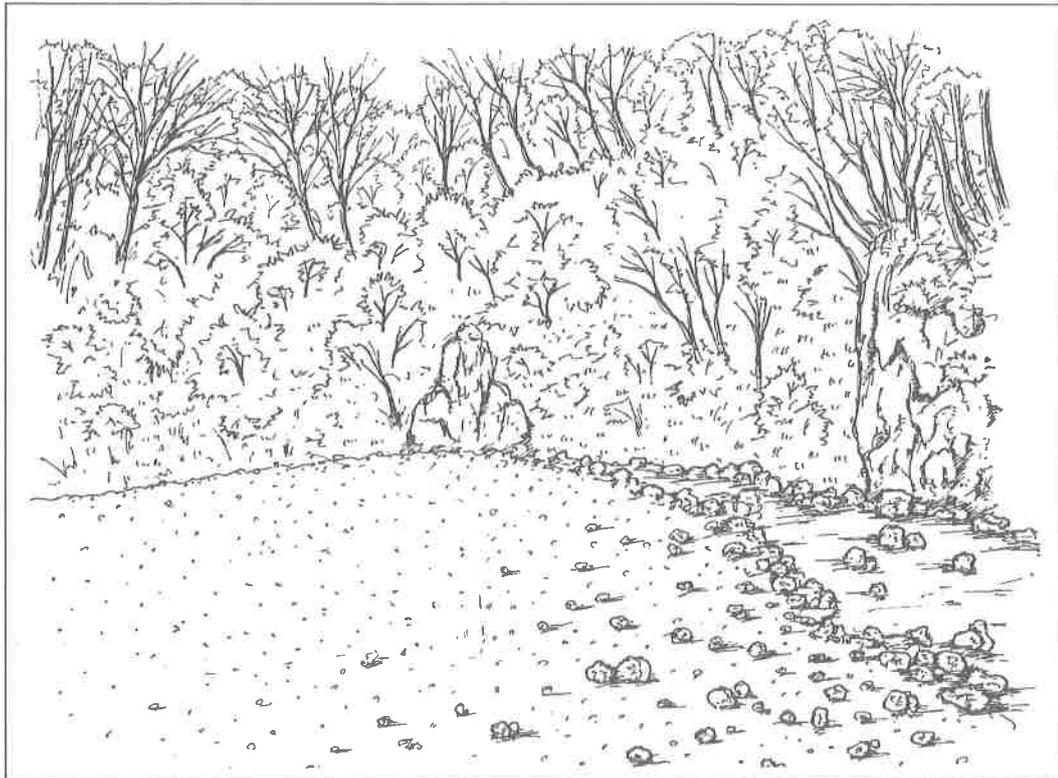
園路、広場、植栽、駐車場、案内板等

⑦親水広場地区

現況写真



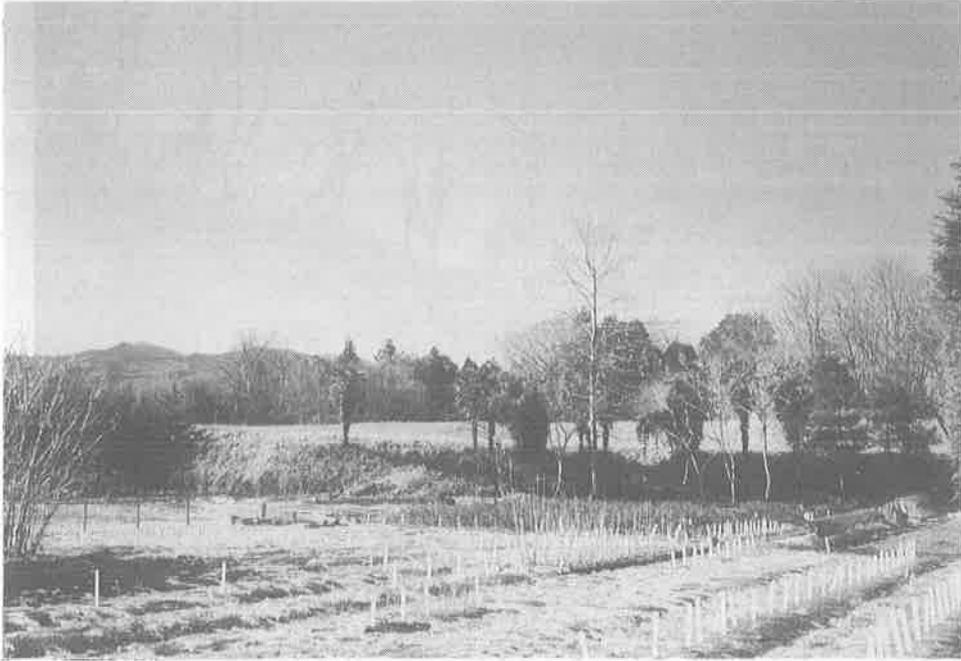
整備イメージ図



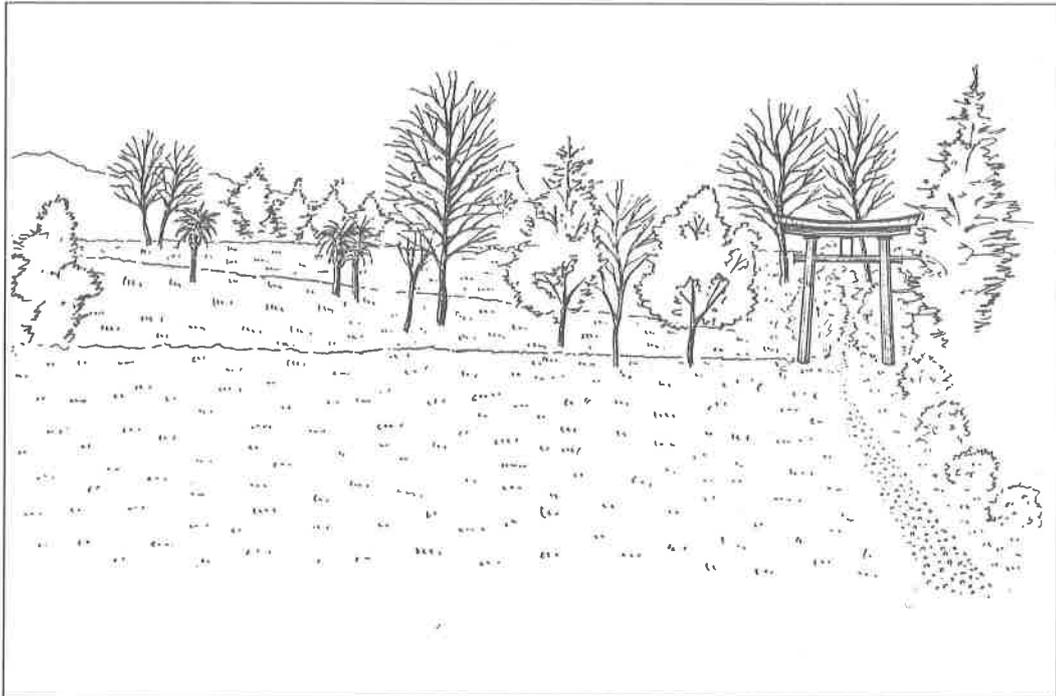
園路、親水広場（河原）等

⑧自由広場地区

現況写真



整備イメージ図



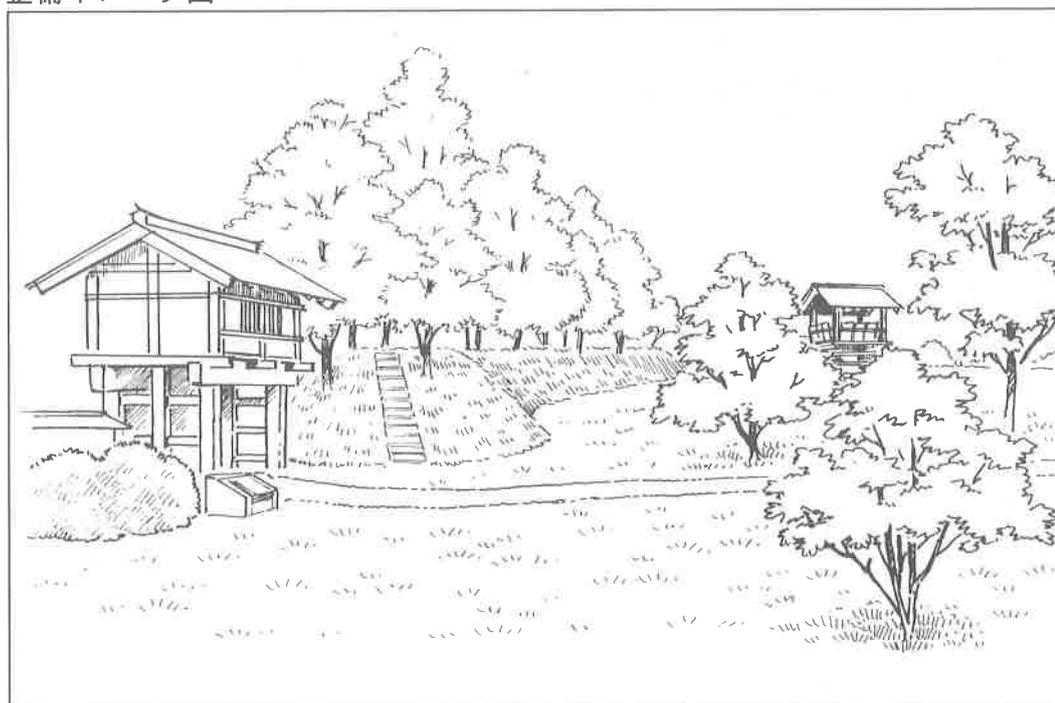
園路、芝生広場、植栽等

⑨遺構の広場A地区

現況写真



整備イメージ図



園路、芝生広場、体験階段、植栽、四阿（建物遺構の表示と兼用）等

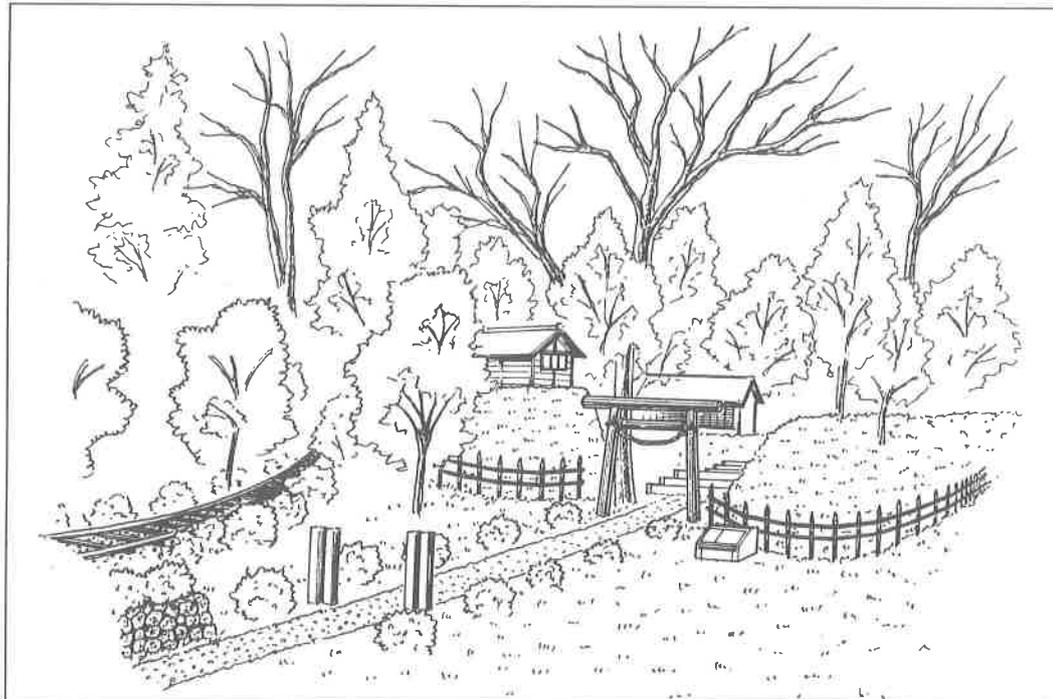
曲輪Ⅲ遺構整備ゾーン

⑩諏訪神社地区

現況写真



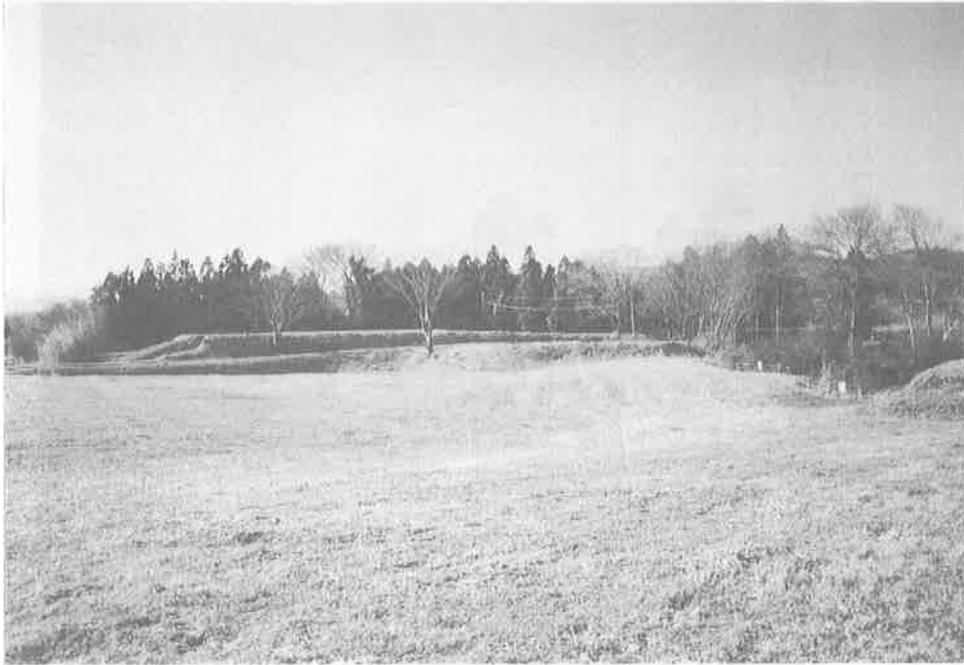
整備イメージ図



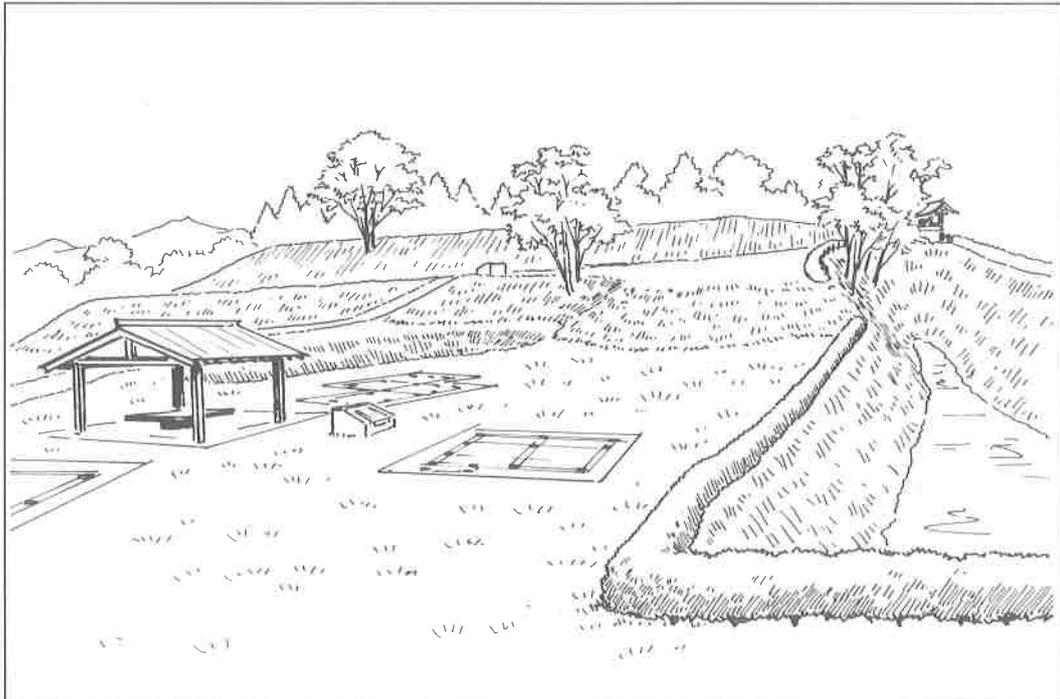
園路、植栽等

①遺構の広場B地区

現況写真



整備イメージ図



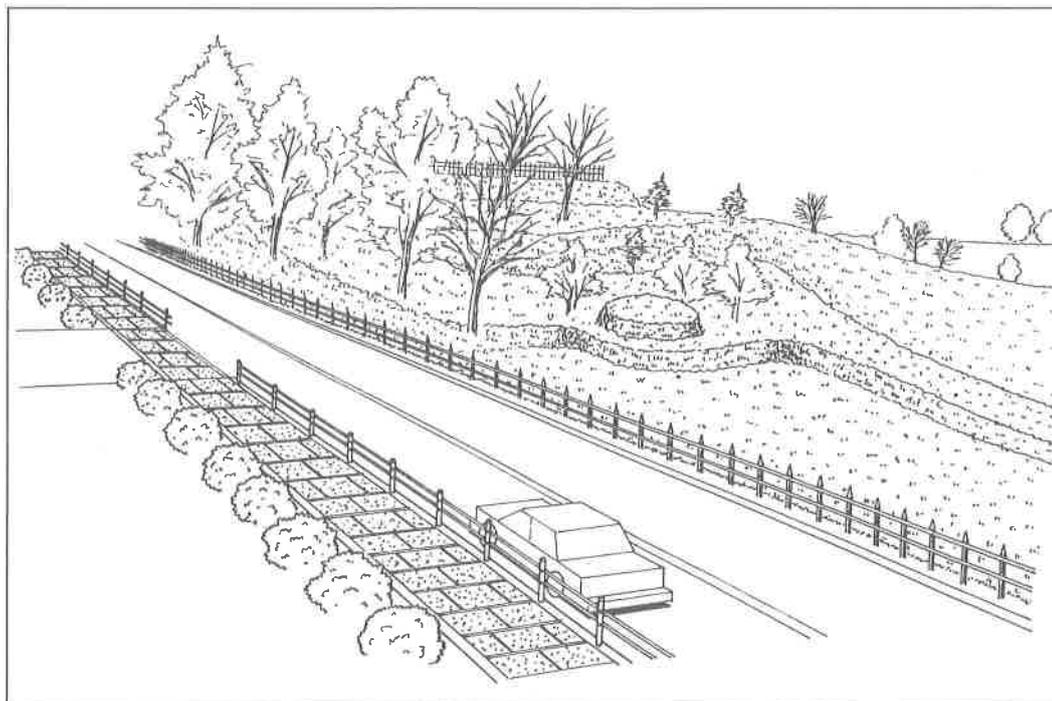
園路、階段、芝生広場、植栽、四阿（建物遺構の表示と兼用）、案内板等

⑫ 泉水坂整備地区

現況写真



整備イメージ図

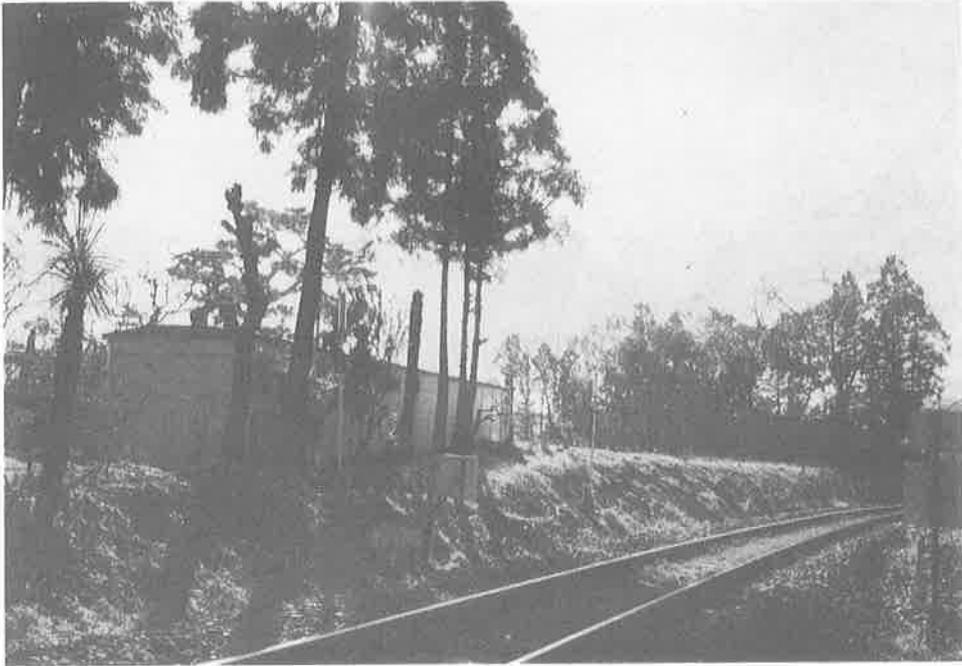


歩道、植栽、柵（ガードフェンス）等

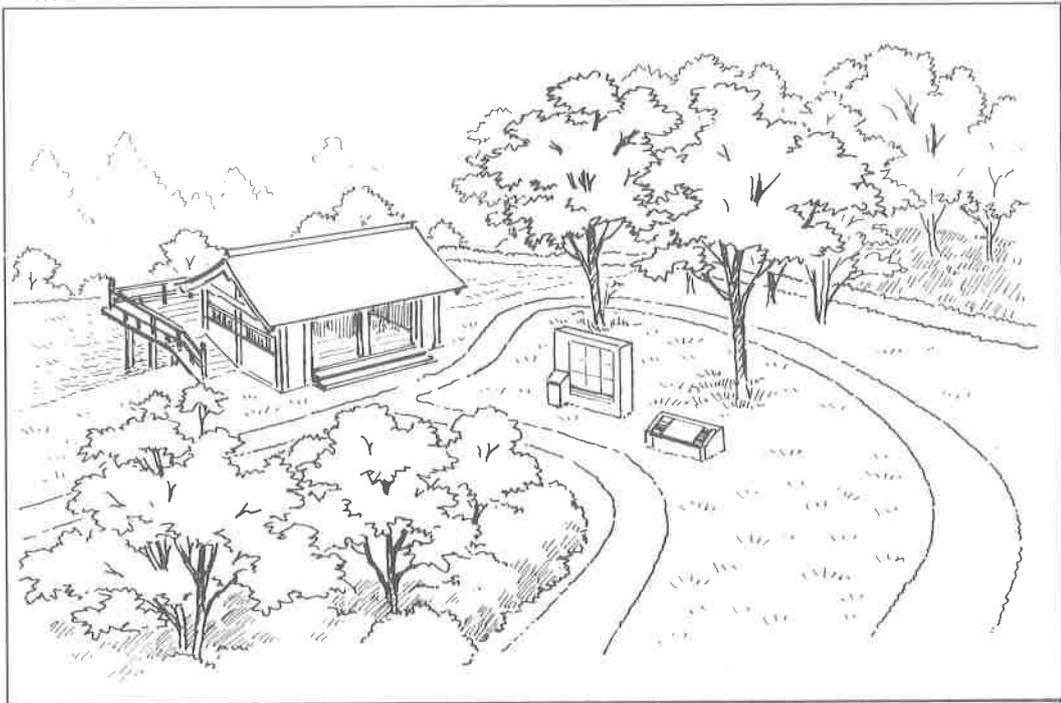
大手周辺整備ゾーン

⑬環境整備地区

現況写真



整備イメージ図



園路、休息広場、植栽、休息所、案内板等

管理運営施設整備ゾーン

⑭ ガイダンス地区

現況写真



整備イメージ図



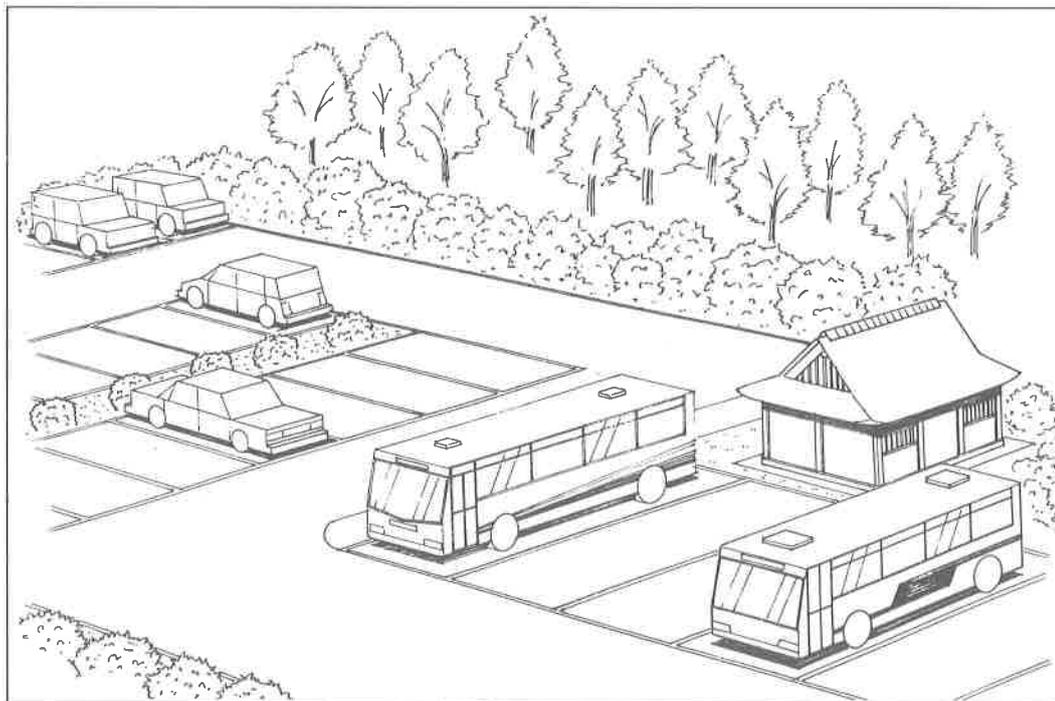
園路（橋等を含む）、芝生広場、植栽、ガイダンス施設、案内板等

⑮施設利用地区

現況写真



整備イメージ図



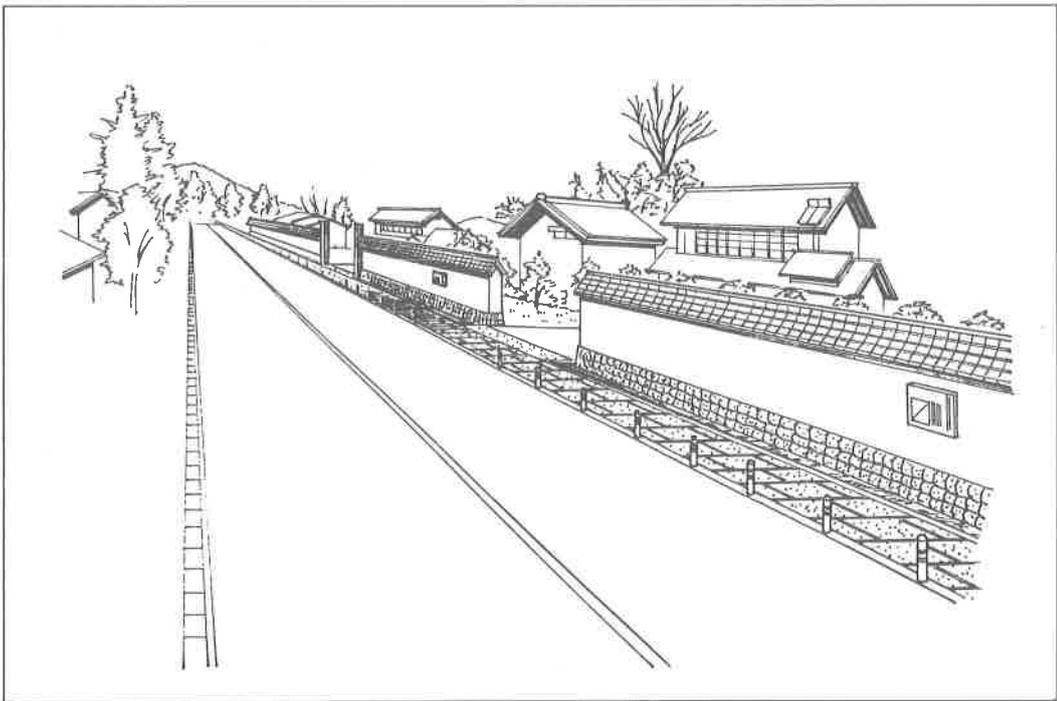
園路、芝生広場、植栽、四阿、駐車場、自転車置場、手洗所等

⑩沿道景観整備地区

現況写真



整備イメージ図



歩道、植栽等

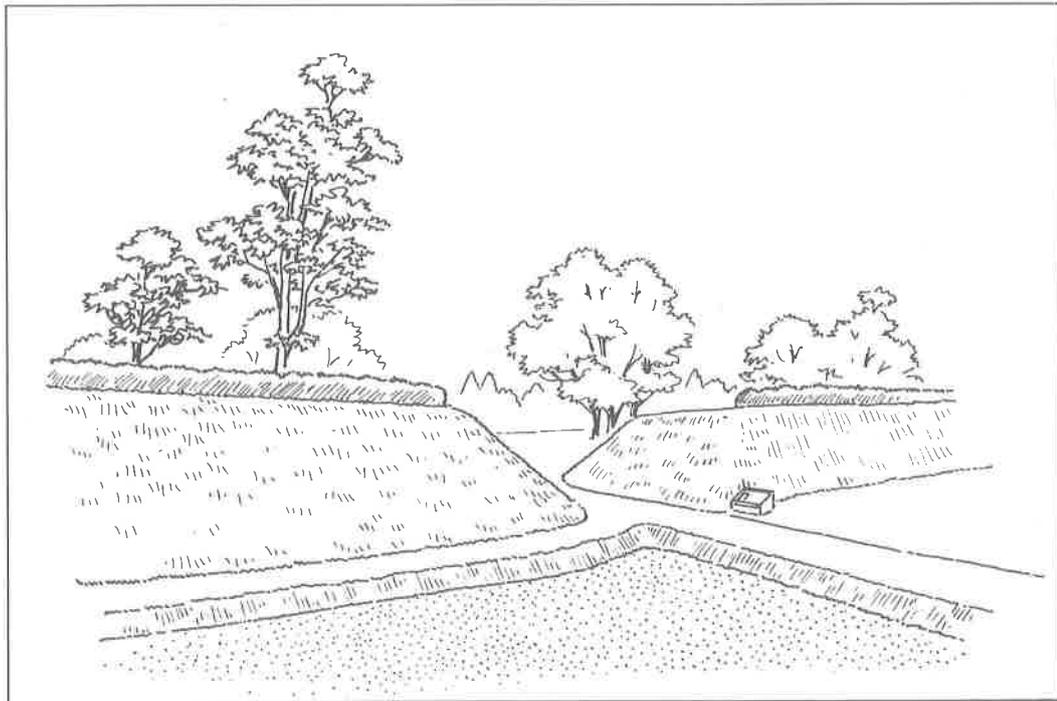
東外曲輪修景整備ゾーン

①外曲輪堀・土塁整備地区

現況写真



整備イメージ図



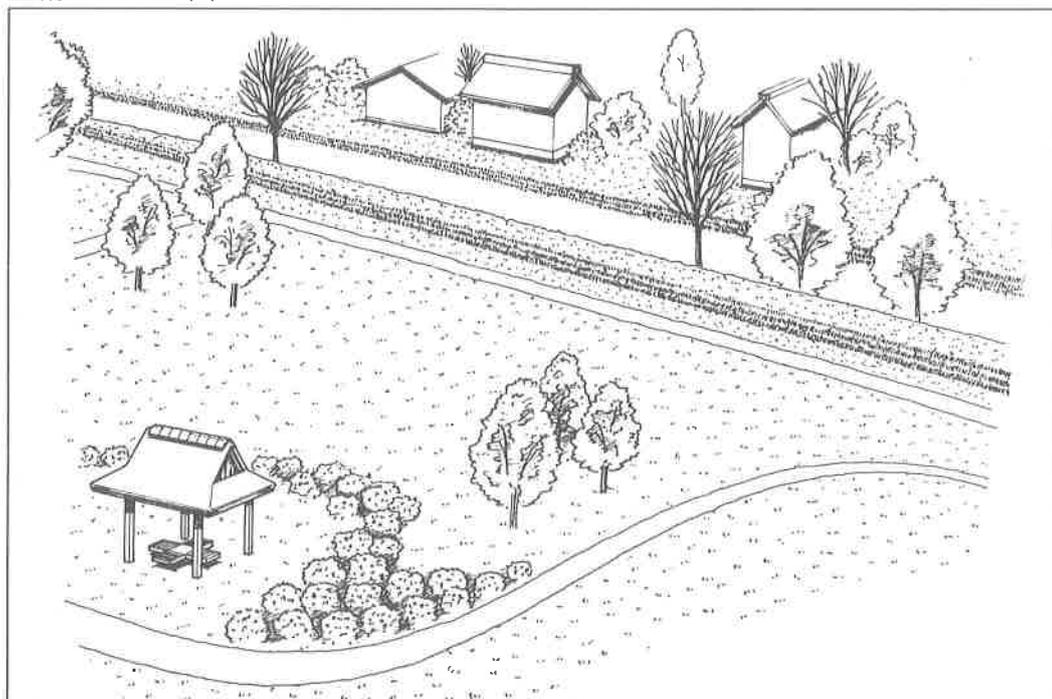
園路、植栽、案内板等

⑱野草広場地区

現況写真



整備イメージ図



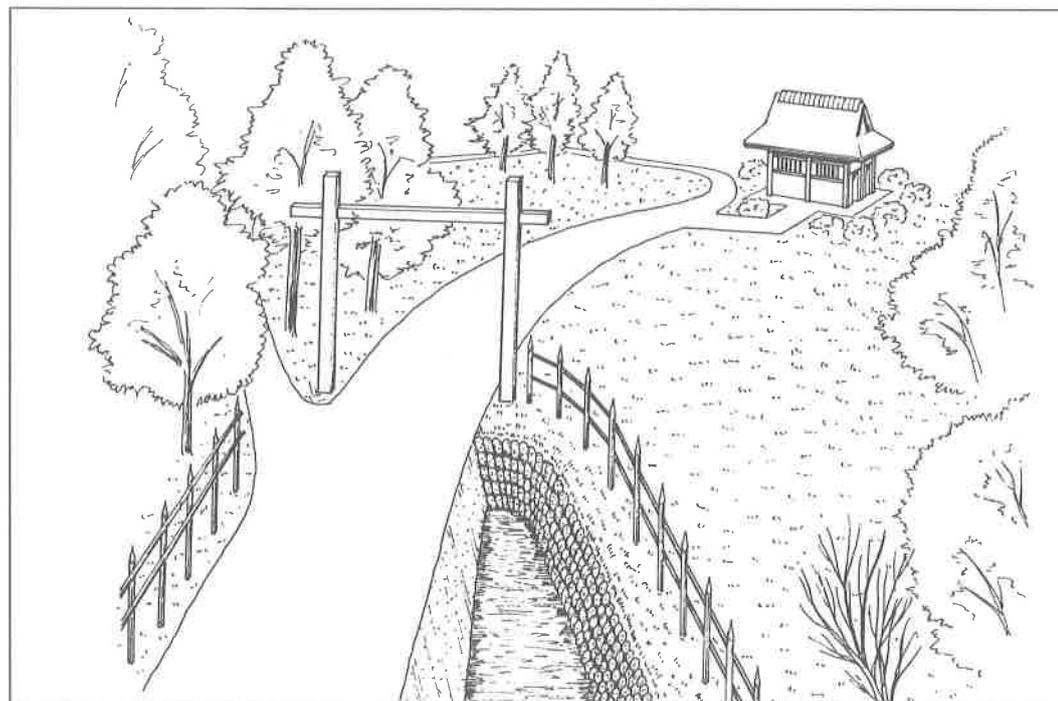
園路、芝生広場、植栽、四阿等

⑱東入口広場地区

現況写真



整備イメージ図

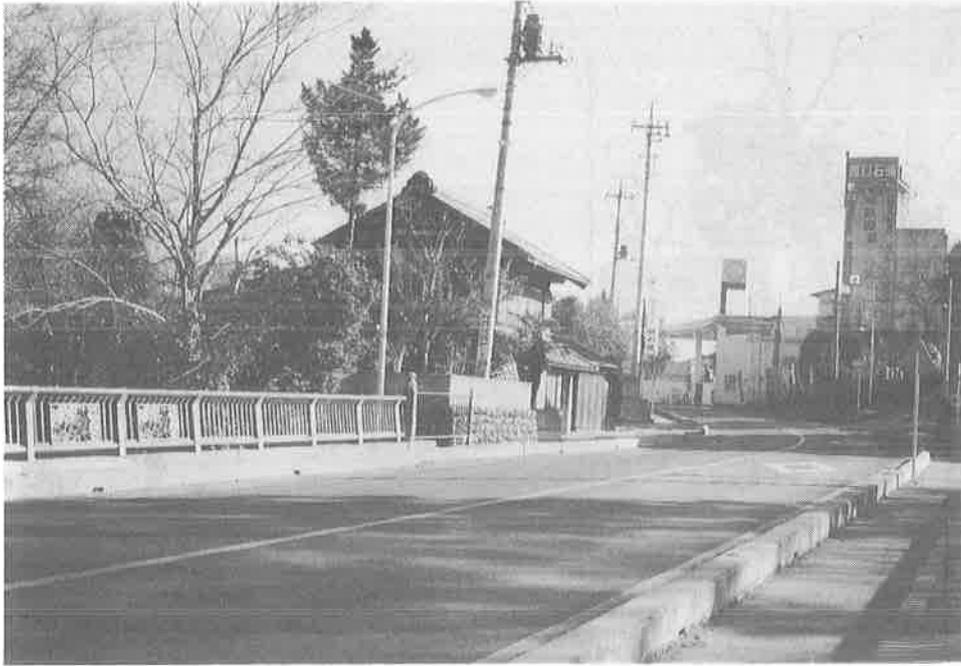


園路、広場、柵、手洗所等

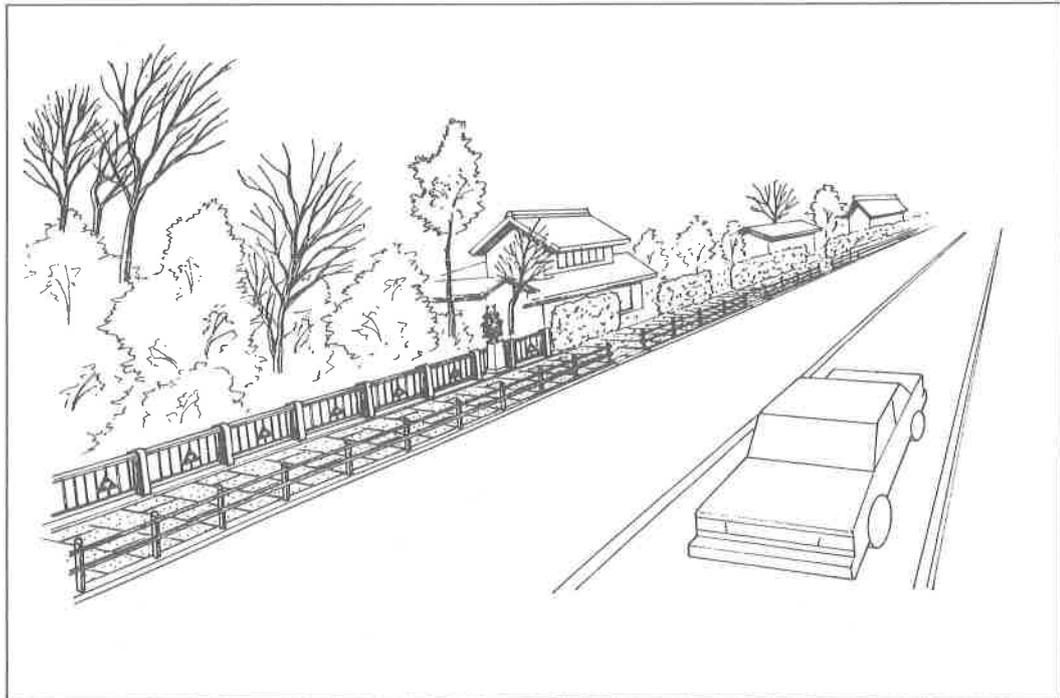
周辺景観整備ゾーン

⑳沿道景観整備地区

現況写真



整備イメージ図



6.まちづくり計画

- (1)まちづくり計画の考え方
- (2)ネットワーク整備
- (3)鉢形北条歴史の道整備
- (4)小路まちなみ散策整備
- (5)周辺景観整備

6.まちづくり計画

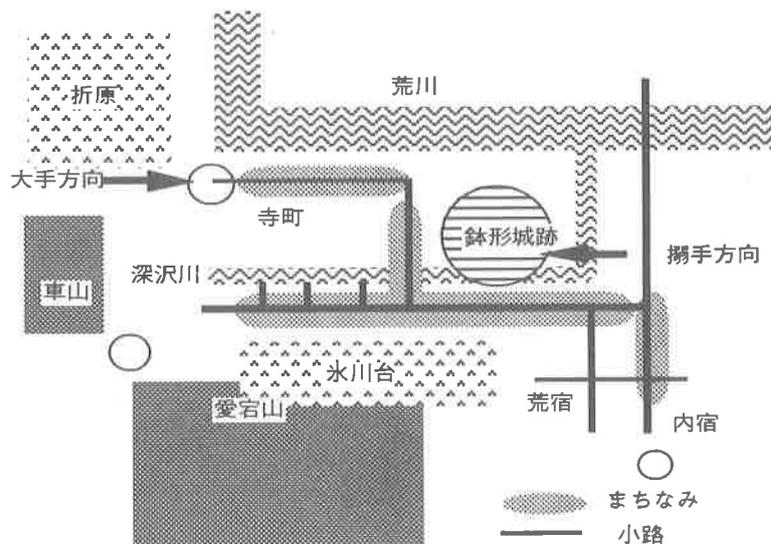
(1)まちづくり計画の考え方

本計画は鉢形城跡周辺地域の整備を計画するもので、鉢形城跡の歴史資産としての価値をより有効に活用していくものである。整備対象範囲としては、小路の由来伝承が残る各道路、鉢形城跡と係わりの深い神社仏閣、景観的に重要な氷川台地、車山等を含む範囲である。本来の鉢形城に城下町が形成されていたことは古文書（福田家文書）等でも一部確認ができるが、それらが現在に残る各地名と関連があるか等といった分野については、今後の研究に委ねなければならない。整備では伝承されている小路名等を城跡と関連のある歴史の資産として活用していくこととする。

また鉢形城跡は次のような周辺構造を持ち、これらの構造を保存し、際だたせていくような整備が必要である。周辺地域の構造としては、東西・南に台地や山があり、北側の荒川にはさまれた範囲に城跡と地名、小路の伝承地が点在している。各小路が城跡の南東側に集中する点、防衛拠点ともなる寺が南西の台地に位置している点、小路地名により居住者層の区割が見受けられる点、氷川台地の下に殿原小路、真（新）小路等が連続している点等があげられる。

周辺の整備は、史跡の保存活用の側面だけではなく、地域や周辺の居住者にとって生活に寄与するところが必要であり、特に整備する道路等は都市整備としての側面を持つて行うことが重要である。この他利用面においては、史跡内では不可能な各サービス施設を隣接地に付帯させ、観光利用面での整備を考えることも今後は必要である。

鉢形城跡周辺の骨格図



まちづくり整備ではこのような考え方にに基づき、次の4点を計画課題として提示する。

① ネットワーク整備

整備は寄居町においての鉢形城跡、さいたま川の博物館等のリゾートや文化発信の拠点としながら、荒川の自然や後北条氏の歴史等との係わりを持つ周辺市町村の各施設を、ひとつのエリアとして位置付け、相互効果が図れるようにしていく。

② 鉢形北条歴史の道整備

整備は殿原小路、真（新）小路、立原小路を結ぶ線が、城跡と最も関連が深く、見学等の利用に関して利便性が高いことから、整備におけるシンボルロードとして位置付け、周辺住民の利用を考慮しながら整備を図る。

③ 小路のまちなみ散策整備

整備では各小路の地名伝承をモニュメントをつくるという行為を通じ、後世に継承していくことが重要で、そのためには小路周辺に住む人達やそれを管理する（町道、県道等）様々な人達の理解が不可欠である。またモニュメントは周辺散策の目標物として、小路や鉢形城跡に関する民話、伝承の他、ストーリー性を持った情報（大福御前、北条氏邦の落城時の逸話等）を付加し、興味を持って周辺を散策できるようなものとする。

④ 周辺景観整備

整備は城跡と係わりの深い景観の保存や史跡隣接地としての景観形成あるいは小路に面する民地空間に対して、それにふさわしい景観を誘導していくものである。本提示ではその基本方針と設定ゾーンを提案するが、本来は住民参加方式をとることがのぞましい。また本整備は史跡地内の沿道景観整備地区等もこの整備の一貫として考えていく。

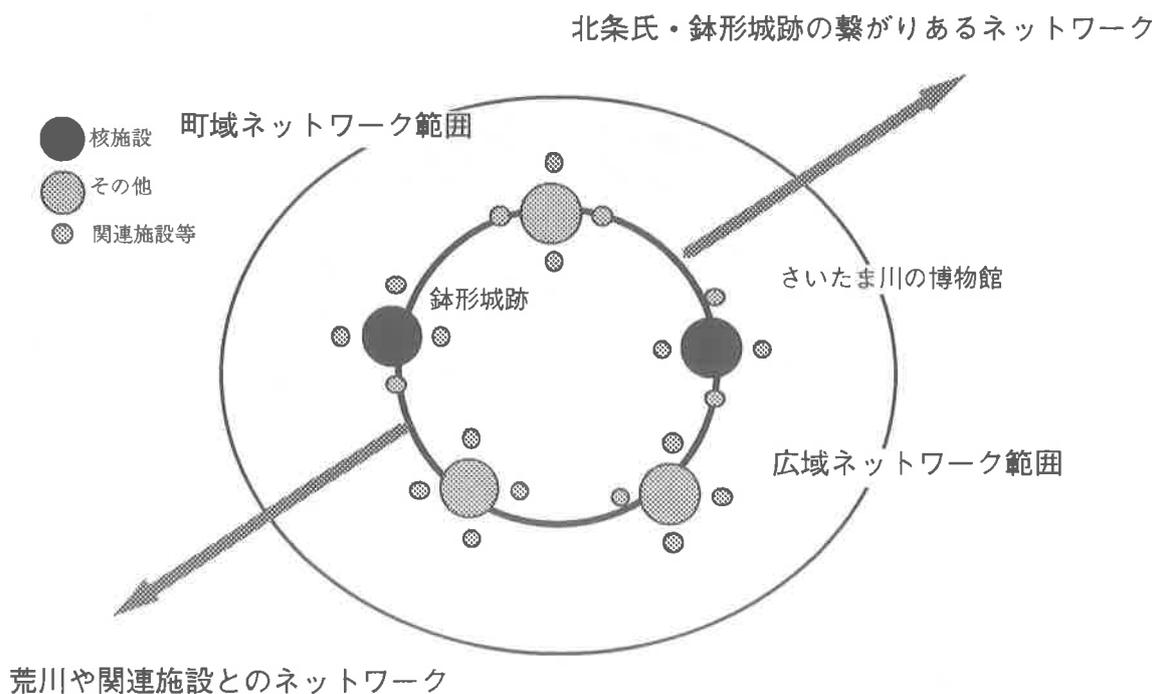
(2) ネットワーク整備

ネットワーク整備は、町内施設では鉢形城跡、さいたま川の博物館を核とするネットワークを形成し、周辺市町村の関係する文化財や史跡、博物館、公園等の鉢形城跡や北条氏、荒川の歴史や文化的なつながりを持つことのできる施設との連携を図る。施設の利用にあたっては文化的なつながりは勿論のこと、相互効果が得られるような選択が重要である。

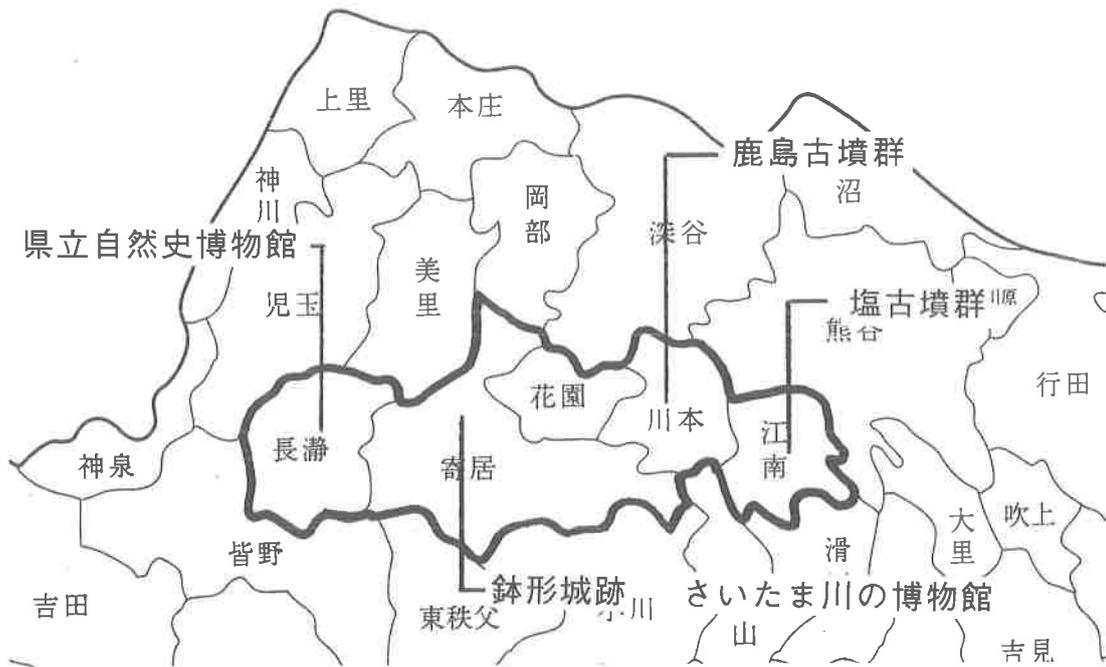
整備では、ネットワークする施設への道路整備、サイン等の情報整備の充実を行う。またサインは統一されたデザインを持ち、エリアや町の一体感を創造する。道路整備は人的な荒川ヒューマンロードが計画されているが、先の小路まちなみ散策における歩道整備、鉢形城跡に誘導する道路の整備等も合わせて検討する。

以上がネットワーク整備における基本的な点であるが、ネットワーク本来の意図はこのネットに新鮮な情報をリアルタイムで発信することである。例えば荒川総合博物館での企画展やイベントの内容は鉢形城跡でも知ることができ、またその逆もできるといった具合に情報提供の相互利用が重要である。そのためには掲示板等の単純な施設だけでなく、情報提供のシステムづくり、人的なつながり等の運営的な要素の充実を検討していく。

ネットワークの考え方



またネットワークの対象範囲としては、基本構想でも検討したように寄居町に隣接する下記町村を対象とする。（施設提示は事例として）



ネットワークの一体感をわかりやすく伝えるため、シンボルマーク等の導入も検討していく。下記に提案したマークは、後北条氏の三鱗と荒川の流れを基本にデザインした



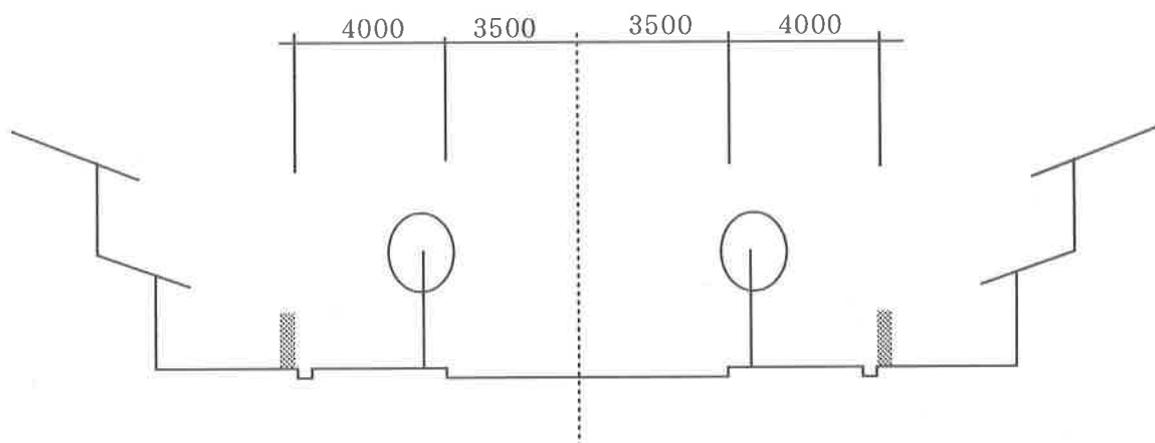
(3) 鉢形北条歴史の道整備

鉢形城跡周辺で小路の地名が伝承されているのは、主に坂本寄居線、飯能寄居線であり、これは城跡見学における寄居駅、さいたま川の博物館等からもアプローチとなる路線である。整備では鉢形城跡見学におけるシンボルロードとして位置付け、中心軸にふさわしい整備を図って行く。

対象とする範囲は飯能寄居線の甘粕小路、関山小路と言われるあたりから寄居駅まで、坂本寄居線では先の交差点から殿原小路、真（新）小路、立原小路を通り、東国寺付近までのルートとする。

また後北条氏によって形成されたと伝承を持つ、小路のルートを踏襲することから、「鉢形北条歴史の道」と設定し、郷土色のある並木や広幅員の歩道、電線等の地中化、沿道空間との一体的な整備（ポケットパーク、橋詰広場、まちかど整備等）を図っていく。

標準断面構成図（例）

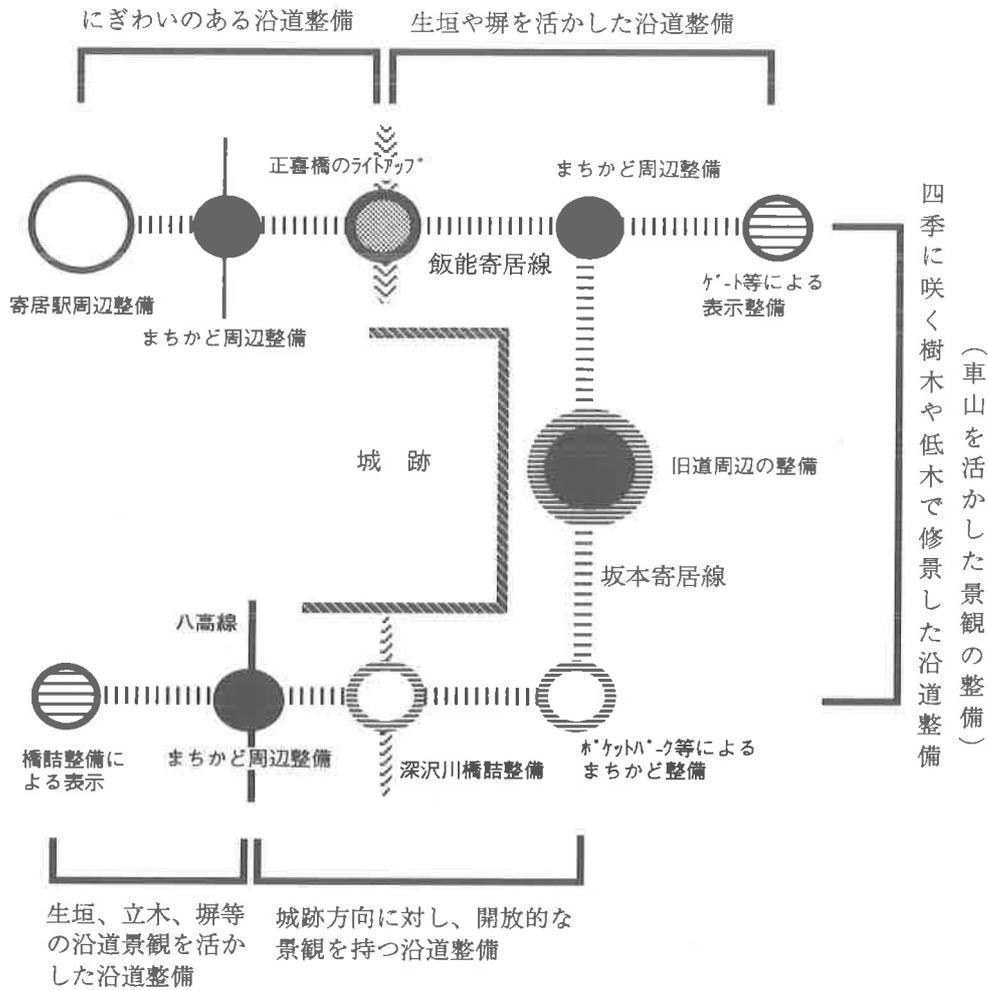


街路整備イメージ(栃木県栃木市の例)



また歴史の道においては、次のような構成を持って計画していく。

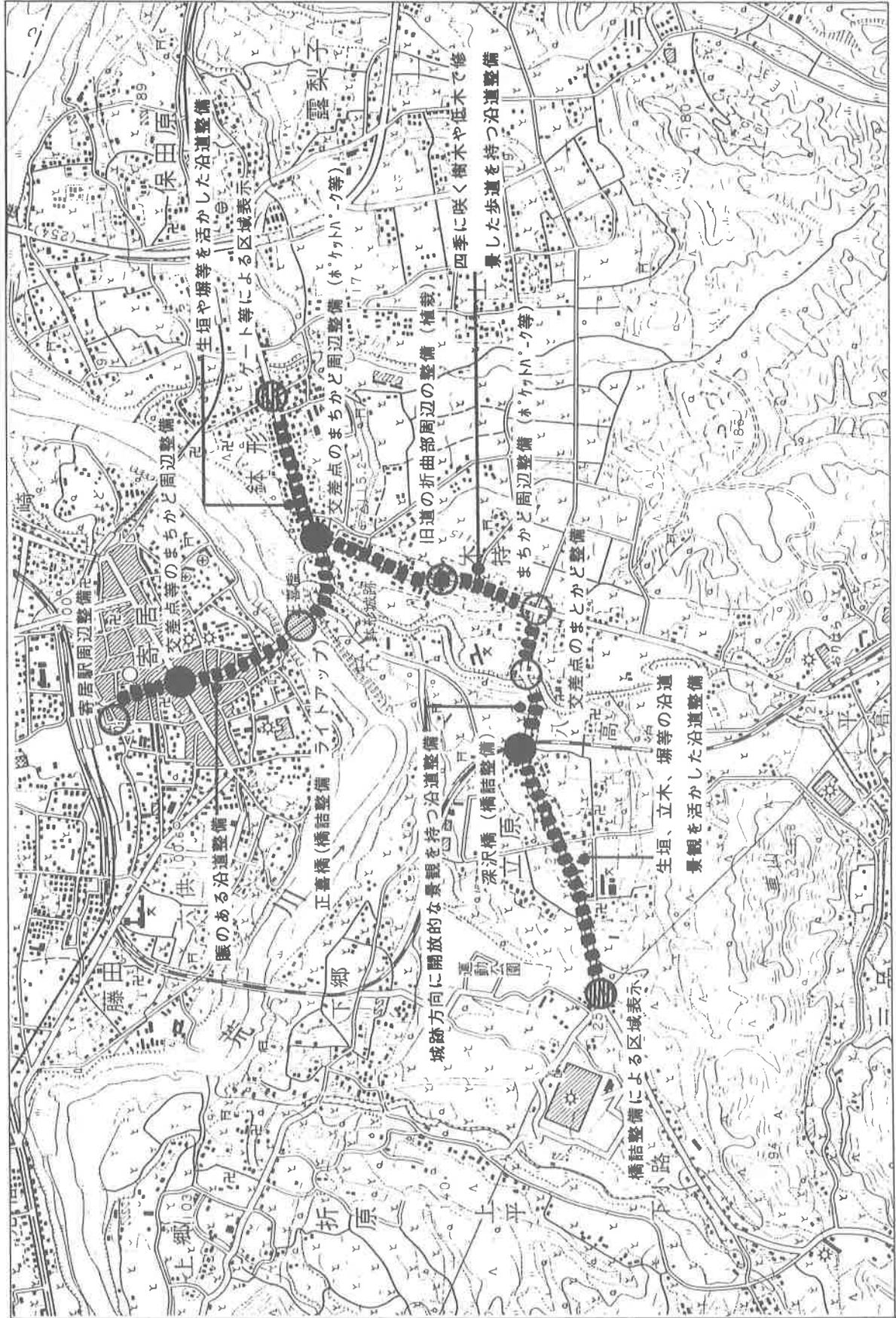
空間構成図



ポケットパーク整備イメージ(茨城県古河市の例)



鉢形北条歴史の道整備

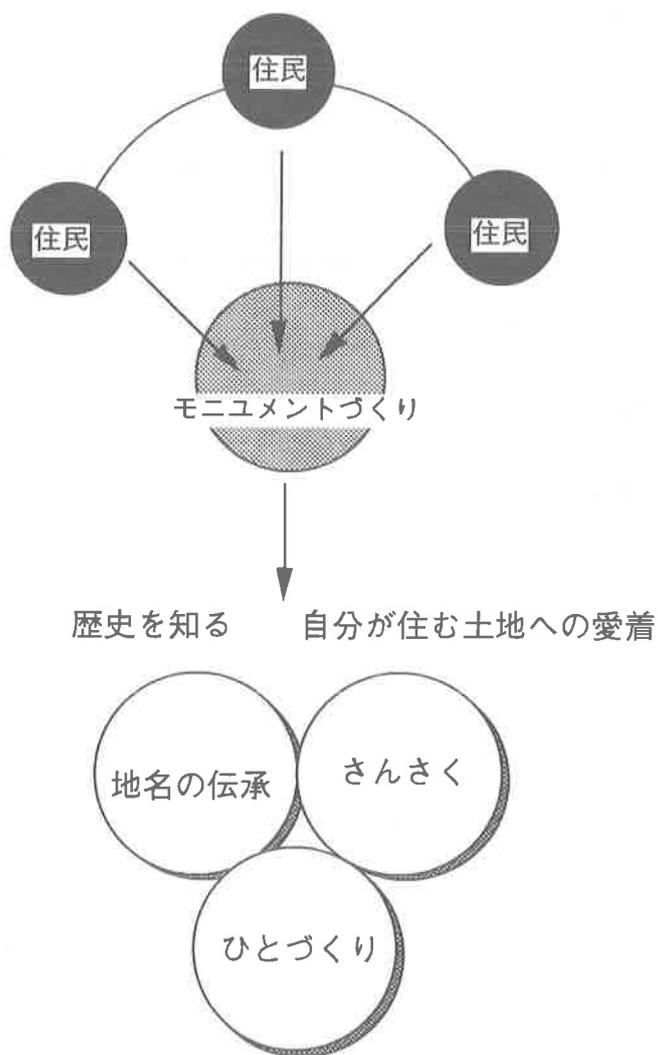


(4) 小路のまちなみ散策整備

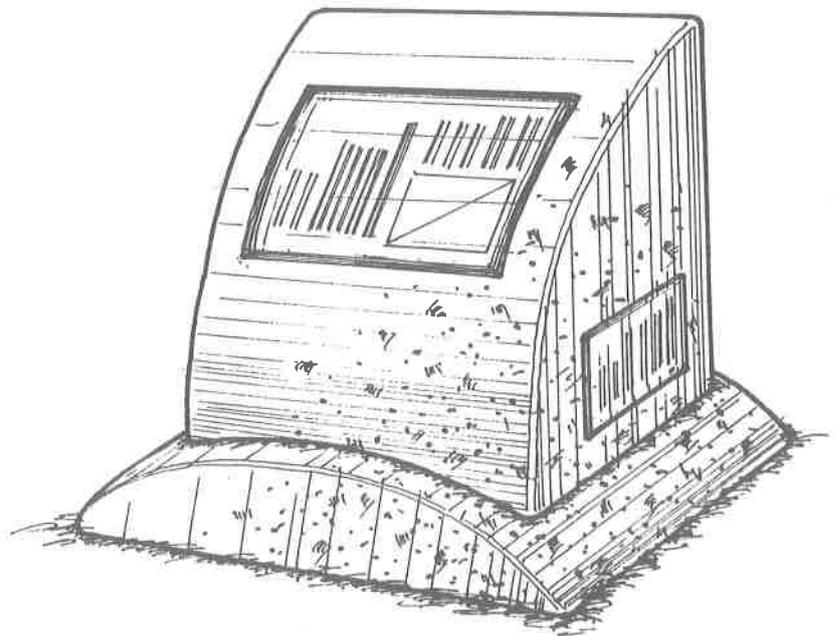
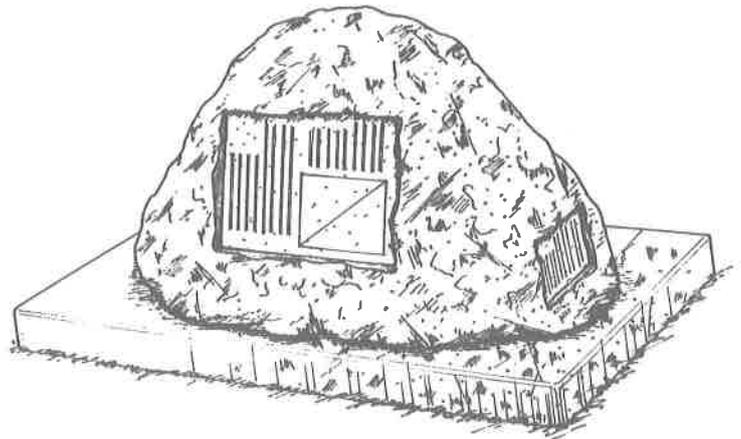
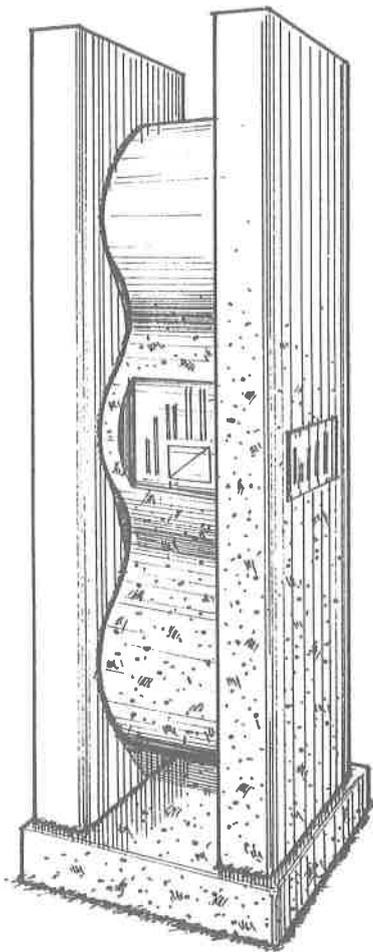
整備はモニュメントづくりを通じて、地域によって地名が保存継承されていくこと、それによりひとづくりができること、まちなみ散策の目標物にする等を目的とする。

モニュメントは各小路毎に計17基（内宿、荒宿含む）を計画するが、おのおののデザインは地区にて計画するところから整備が開始され、その過程がひとつのまちおこしとして発展する可能性を求める。またモニュメントはまちなみ散策の目標物としても機能し、別紙の数字順に巡るような順路設定を行う。また情報にストーリー性を持つものとし、小路を巡る楽しみを付加する。

住民の参加



モニュメントの作成例



(5) 周辺景観整備

整備対象地区は鉢形城跡を保存していく上で、城跡整備と関連づけながら保存あるいは整備を図っていくのが望ましい地区で、城跡内での周辺景観整備ゾーンをはじめ、本章の各項と密接な関連を持ちながら、次のような方針に基づき区分設定を行った。

- ① 縄張設定と深い関わり合いをもつ地域を保存する。
- ② 城跡から見える景観あるいは城跡をのぞむ景観地の整備を図る。
- ③ 小路や寺町等のように地区の表情があるところを整備する。
- ④ 城跡内の整備における周辺景観整備ゾーンの整備を図る。

地区区分

A 地区

城跡と隣接する氷川台で、現況では住宅開発が進行している地域である。計画方針は緑地の育成を目指した整備を検討していく。

B 地区

史跡指定地内であり、将来的には土地公有化が望ましい地域であるが、当面は城内空間として、歴史性を感じるような沿道整備あるいは街路整備を検討をしていく。

C 地区

小路の地名伝承を持つ地区一帯を対象とし、その歴史的な環境を活かしたまちづくりを進めていく地区とする。また街路に関しては先の歴史の道や小路のモニュメント設置等の検討が有効であるが、沿道空間に関しては、庭の生け垣や、立木、建物の形態、規模等が整備要素となるため、住民参加による検討方式が不可欠である。

D 地区

深沢川沿いの緑地は、史跡内では保全地区として保護がうたわれているものの、それ以外は無指定である。河川の水質保全、城内の地形保存からみても河川環境の保全は必要であることから、一帯を緑地空間として保全を検討していく。

E 地区

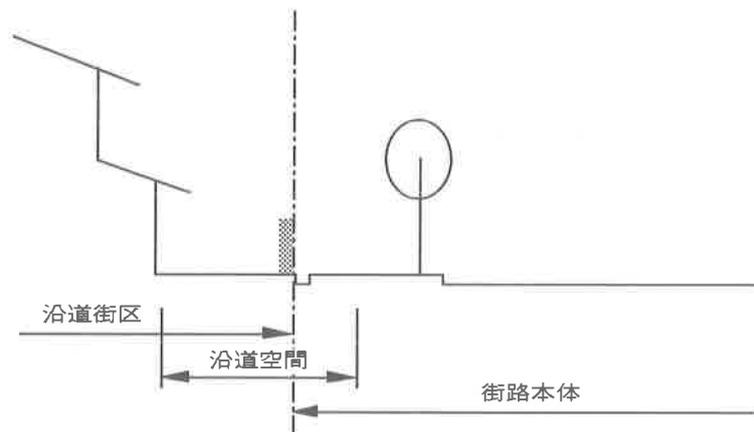
史跡指定地としては、城南中学校跡地を南限としているが、城郭区域は更に南側に広がっていた可能性が高いと思われる。外土塁の終末は不明であり、良秀寺の前には、窪地が残存していること等から一帯の保全を検討する区域とする。

諏訪神社が馬出しである以上、城外に向かって開いていたことは明かである。神社の八高線軌道を越えた付近は谷となり、荒川沿いと立原小路側が高くなっている。旧地形を良く残すこの区域も一帯の保全を検討する区域とする。

F 地区

寺町が城郭の防備の機能を持って一定地区に集められるのは近世城郭では常にある配置であるが、鉢形城跡においても寺院の集中やその位置する場所を見ると防衛手段として寺町が計画されたことがうかがえる。防備をうかがわせる南側の谷地（斜面、谷部）は自然の豊かな地であることから、その保全を検討する区域とする。

沿道整備領域（ゾーニング・周辺景観整備ゾーン）の例



街路一（路面舗装や道路構造）

- ・城跡内部としてのイメージにふさわしい素材やデザインによる路面舗装を行う。
- ・地区の歴史性に留意した素材や色、パターン等を選定する。

道路付属物、占有物一（ストリートファニチャー、植栽）

- ・使いやすさ、親しみをもったデザインや配置を行う。
- ・四季を感じることができるとような植栽等を行う。

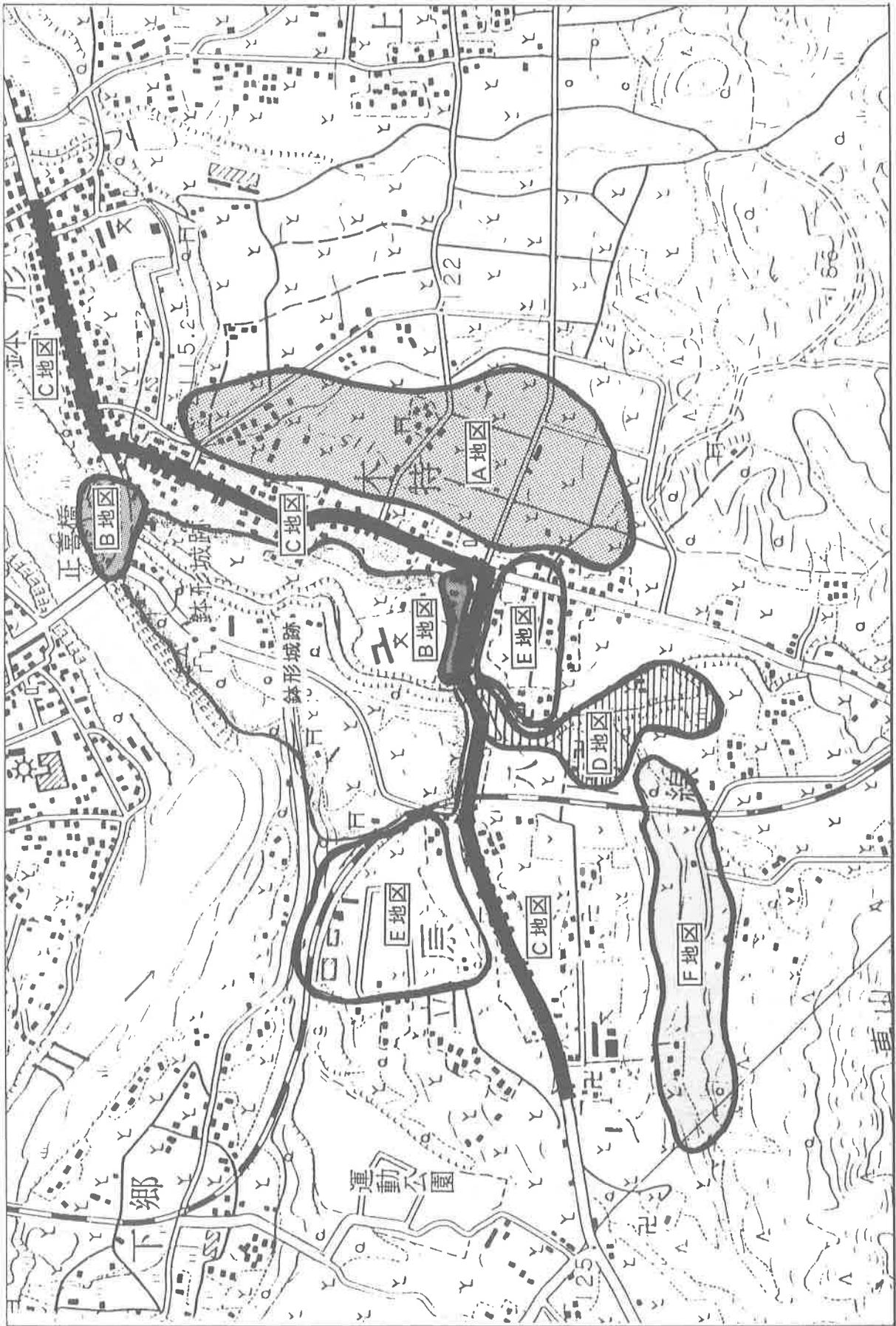
沿道空間

- ・ポケットパークや壁面線のセットバック等による歩行空間の広がりをつくる。
- ・街区へのアクセスに対する配慮（駐車場や出入口の有無や位置）

沿道街区

- ・統一感のとれた景観を形成するため適切な沿道用途を誘導する。
- ・広告規制や建物形態、規模、色等の誘導を図る。

景觀形成方針圖



7.活用計画

(1)史跡活用の現状と方向性

I.史跡活用の現状

II.史跡活用の方向性

(2)史跡活用の方針

(3)活用に向けての課題

I.人と組織の確立

II.メディアの活用

III.利用者ニーズの把握と評価

(4)活用プログラム案の検討

I.活用プログラム導入の方針

II.活用プログラム案

7.活用計画

(1)史跡活用の現状と方向性

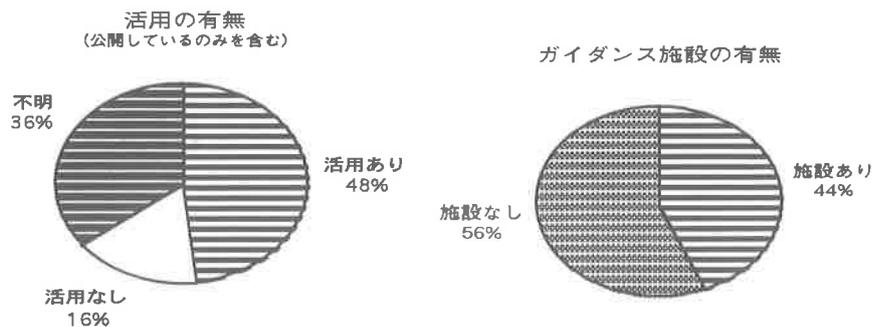
I.史跡活用の現状

鉢形城跡の整備前の活用は、城跡見学を主とする史跡探訪や林業試験場の花木見学、玉淀等の観光や町で行われる様々な祭事での立ち寄りが主であると思われ、その実数は定かではないが、平成5年の寄居町への年間入込客数は約78万人（出典：鉢形城跡整備基本構想）を数え、鉢形城跡も重要な資源となっている。また平成9年度のさいたま川の博物館の開館を考慮するとますますその観光資源としての価値に期待するところも大きくなってきている。

しかし整備された史跡は資源とはなるものの、極めて少ない事例（吉野ヶ里遺跡、三内丸山遺跡、一乗谷朝倉氏遺跡、高山陣屋、他）を除けば、大きな誘客を得る手段とはなっていないのが現状である。

北海道・東北・関東を中心とした別紙事例調査によると、平均年間利用者数は56,260人で最も利用者数の多いのは飛騨高山陣屋で100万人、その他は1～3万人程度である。またいずれも観光誘客的な史跡整備は行ってはおらず、その事業実施内容を見ても活用面での特別なノウハウが存在しているとは思えない。各々の立地条件や整備に至る過程での認知度等による差異が大きく影響していると思われる。

次のグラフは北海道、東北、関東の整備した史跡での活用調査（出典：第21回全国遺跡環境整備会議 資料 平成8年度）を整理したもので、見学会や校外学習、お祭り等の何等かの行事を行ったものが48%あり、活用なし（公開は行っている）は僅か16%であった。しかも史跡に展示施設が含まれるところは企画展等の室内型の利用も加味することができる利点があり、調査箇所の44%に何等かの施設が附属されている。また運営・管理母体とも教育委員会で行っているところが多く、それ以外は文化関係や地元の愛護団体や保護団体等が携わっており、運営について専門的な組織（第三セクターや財団は除く）が係わっているところは少ない。



遺跡名	都道府県	面積	年間利用者数	管理方式	管理費用	運営方式	運営費	事業の有無	m ² /管理費	m ² /運営費	人/運営管理費	注記
史跡常呂遺跡	北海道	126,962	6,500	直接運営	20,655,000	社会教育課	642,000	あり	162.69	5.06	3,276	資料館
糠津遺跡群	北海道	3,696,653	10,527	直接運営	14,412,000	公園	14,412,000	あり	3.90	3.90	2,738	資料館
特別史跡五稜郭	北海道	250,835		公社	3,750,000				14.95	0.00		
特別史跡四稜郭	北海道	21,005		文化財課	2,035,000				96.88	0.00		施設
史跡志苔館跡	北海道	19,834		文化財課	2,708,000				136.53	0.00		施設
三内丸山遺跡	青森県	350,000	260,000	遺跡対策室等	110,096,000	遺跡対策室等	24,756,000	あり	314.56	0.00	423	
史跡根城	青森県	212,000	25,000	民間業者	22,596,000	観光協会		なし	106.58	116.77	1,894	施設
史跡志波城跡	岩手県	635,977		整備推進協議会		整備推進協議会						施設
樺山遺跡	岩手県	50,738	7,200	自治協議会	4,692,000	教育委員会	0	あり	92.48	0.00	652	
特別史跡多賀城跡附寺跡	宮城県	1,076,834	36,096	SAV-人材	12,500,000	教育委員会		あり	11.61	0.00	346	
陸奥国分寺跡	宮城県	91,485		民間業者	1,965,000			なし	21.48	0.00		施設
史跡秋田城跡	秋田県	893,733	2,800	調査事務所	3,084,000	調査事務所	0	あり	3.45	0.00	1,101	
弘田柵跡	秋田県	894,318	30,000	教育委員会	0	教、企、農協等	8,980,000	あり	0.00	10.04	299	施設
史跡城輪柵跡	山形県	520,000	20,000	教育委員会	3,897,000	教育委員会	0	あり	7.49	0.00	195	
上野国分寺跡	群馬県	62,092	15,000	民間、研究団体	7,281,000	教育、民間	0	なし	117.26	0.00	485	施設
観音山古墳	群馬県	18,908	25,000	民間、研究団体	5,603,000	教育、民間	0	なし	296.33	0.00	224	施設
中筋遺跡	群馬県	1,484	10,000	教育委員会		教育委員会	0		0.00	0.00	0	施設
根古谷台遺跡	栃木県	7,555	31,667	愛護会	2,570,400	教育、愛護	300,000	あり	340.23	39.71	91	施設
史跡埼玉古墳群	埼玉県	222,745	140,628	教育委員会	18,962,000	教育委員会	2,876,000	あり	85.13	12.91	155	
水子貝塚	埼玉県	39,346	16,000	教育委員会	28,778,000	教育委員会	978,000	あり	731.41	24.86	1,860	施設
加曾利貝塚	千葉県	134,543	27,795	民間業者	33,724,000	教育委員会	35,436,000	あり	250.66	263.38	2,488	
荒屋敷貝塚	千葉県	22,999		民間業者	1,085,000		0	なし	47.18	0.00		
大塚成勝土遺跡	神奈川県	32,881	36,000	財団	575,968,000	財団	206,130,000	あり	17,516.74	6,268.97	21,725	
常陸国分尼寺	茨城県	29,831		社団法人	124,000	教育委員会	0		4.16	0.00		
小田城跡	茨城県	212,096		教育、民間	258,000	教育委員会	0	なし	1.22	0.00		
平沢遺跡	茨城県	32,315		教育委員会	1,287,500	教育委員会	0	なし	39.84	0.00		
八幡塚古墳	茨城県	3,542		教育委員会	249,000	教育委員会	0	なし	70.30	0.00		
日向廃寺跡	茨城県	1,273		教育委員会	48,000	教育委員会	0	なし	37.71	0.00		
岡平貝塚	茨城県	90,000		教育、民間	4,700,000		0	あり	52.22	0.00		
広畑貝塚	茨城県	7,888		教育、シルバ	167,000			あり	21.17	0.00		
鹿島神宮境内地	茨城県	56,063		教育委員会	1,175,000			あり	20.96	0.00		
馬渡榎輪製作遺跡	茨城県	18,516	13,500	教育委員会	4,290,000	教育委員会	4,290,000	あり	231.69	231.69	636	施設
虎塚古墳	茨城県	8,392	17,000	教育、民間	3,260,000	教育委員会	3,260,000	あり	388.47	388.47	384	
上高津貝塚	茨城県	44,048	15,000	教育、民間	19,651,000	教育委員会	11,632,000	あり	446.13	264.08	2,086	施設
藤橋遺跡	新潟県	100,553	9,187	遺跡保存会	8,109,000	教育委員会		なし	80.64	0.00	883	施設
長者ヶ原遺跡	新潟県	136,332	4,000	教育委員会					0.00	0.00	0	整備中
鏡子塚古墳附丸山塚古墳	山梨県	36,012		教育委員会	6,403,000	教育委員会	50,227,000	あり	177.80	1,394.73		施設

遺跡名	都道府県	面積	年間利用者数	管理方式	管理費用	運営方式	運営費	事業の有無	m ² /管理費	m ² /運営費	人/運営管理費	注記
史跡金生遺跡	山形県	3,400		教育委員会	594,000			なし	174.71	0.00		
史跡松代城跡附新御殿跡	長野県	63,400		教育、公園	2,699,000				42.57	0.00		整備中
史跡森科塚古墳	長野県	25,356	65,260	教育、財団	10,564,000	教育、財団	11,240,000	あり	416.63	443.29	334	
小形丸山古墳	富山県	32,432		教育委員会	5,446,000	教育委員会		あり	167.92	0.00		H 8、5 会館
串田新遺跡	富山県	67,000		民間業者	6,802,000	教育委員会			101.52	0.00		
じょうべのま遺跡	富山県	1,572		教育委員会	1,871,000				1,190.20	0.00		
史跡安田城跡	富山県	34,338	3,791	教育委員会	9,040,000	教育委員会			263.27	0.00	2,385	
不動堂遺跡	富山県	9,000	3,177	公社	1,082,000	教育委員会	4,232,000	あり	120.22	470.22	1,673	
高瀬遺跡	富山県	8,545	30,000	保存協会	7,568,000	保存協会	8,126,000	あり	885.66	950.97	523	
法皇山横穴群	石川県	13,199	4,157	教育委員会	1,494,000	教育委員会	20,000		113.19	1.52	364	
狐山古墳	石川県	2,475		教育委員会	50,000	教育委員会			20.20	0.00		
七尾城跡	石川県	98,000	18,000	教育、団	4,489,000				45.81	0.00	249	整備中
能登国分寺跡	石川県	46,238	19,114	教育、シルバ-	15,731,000				340.22	0.00	823	
院内勅使塚古墳	石川県	1,043	1,000	教育、シルバ-	300,000				287.63	0.00	300	
東大寺領横江荘家跡	石川県	3,984		教育委員会	216,000				54.22	0.00		
史跡末松院寺跡	石川県	21,235	2,500	教育、保存会	19,682,000	教育、保存会		なし	926.87	0.00	7,873	
史跡御経塚遺跡	石川県	14,897	10,000	教育、民間	2,300,000	教育委員会	20,227,000		154.39	1,357.79	2,253	施設
和田山・末寺山古墳	石川県	153,535		教育、民間	3,400,000				22.14	0.00		
県指定史跡寺井山古墳	石川県	5,191		教育、民間	200,000				38.53	0.00		
上山田貝塚	石川県	6,947	1,000	民間業者	1,300,000	教育委員会	173,000		187.13	24.90	1,473	
宇気塚越1号墳	石川県	4,232		教育委員会	200,000	教育委員会	104,000		47.26	24.57		
散田金谷古墳	石川県	632	700	教育委員会	50,000	教育委員会			79.11	0.00	71	
大海西遺跡	石川県	11,941	5,000	公社	2,900,000				242.86	0.00	580	
特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡	福井県	2,780,000	260,000	保存協会	22,965,000	保存協会	900,000	あり	8.26	0.32	92	
特別史跡登呂遺跡	静岡県	59,900	178,153	民間団体	27,371,000	教育委員会	14,365,000	あり	456.94	239.82	234	施設
赤門上古墳	静岡県	2,896			54,000	教育委員会			18.65	0.00		
高山陣屋跡	岐阜県	10,008	1,000,000	文化課	115,439,000	文化課	26,974,000	あり	11,534.67	2,695.24	142	
美濃国分寺跡附瓦葺跡	岐阜県	58,456	10,000	財団	13,830,000	教育委員会	21,880,000	あり	236.59	374.30	3,571	施設
史跡斎宮跡	三重県	1,371,000	57,678	財団	190,025,000	教育委員会		あり	138.60	0.00	3,295	施設
旧崇広堂	三重県	4,118	4,000	財団	3,897,000	財団			946.33	0.00	974	
史跡丹後国分寺跡	京都府	11,962	13,850	教育委員会	8,181,000	教育委員会	2,726,000	あり	683.92	227.89	788	施設
正道遺跡	京都府	10,850	21,600	教育委員会	3,107,000	教育委員会		なし	286.36	0.00	144	
姫子山古墳、作山古墳	京都府	47,900	17,113	教育、3セク	17,407,000	管理同様		あり	363.40	0.00	1,017	
史跡一須賀古墳群	大阪府	487,477	98,000	財団	16,230,000	財団		あり	33.29	0.00	166	施設
史跡巖波宮跡	大阪府	90,677	5,000	財団	10,737,000	教育委員会	17,500,000	あり	118.41	192.99	5,647	
		15,723,824	2,587,993		1,453,303,900		492,386,000		92.43	31.31	190.26	

II. 史跡活用の方向性

史跡での活用は以下のように大きく2つの柱がある。

①史跡として

- ・遺構や環境を保存整備し、史跡の持つ意味をわかりやすく知らせること。

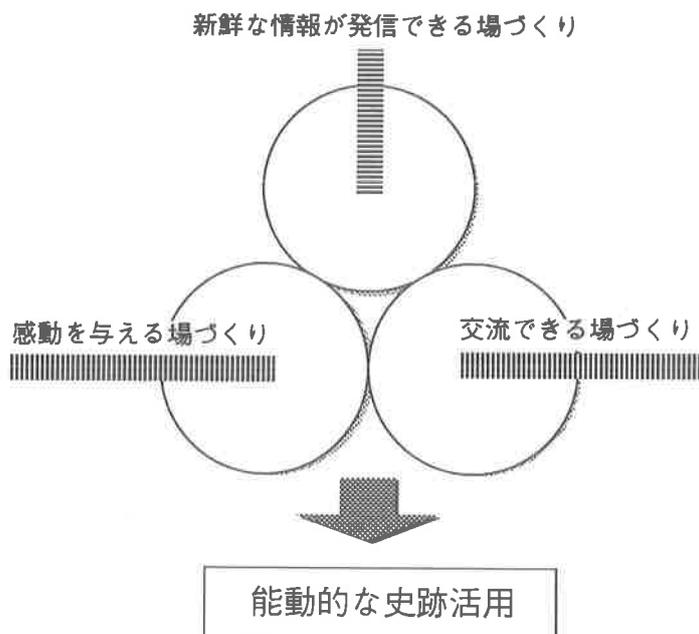
②場として

- ・史跡内の環境を利用し、憩の場を提供していくこと。

この考え方のうち、前者①は史跡保存の目的から重要であり、教育委員会自らが専門的に行える内容である。後者②は広い空間を有しているだけということではなく、史跡にふさわしい風景や環境があり、それを積極的に活かしていこうとするものである。現状で行われている活用事業の多くは、前者①に主眼を置いたもので、後者②の場の積極的な提供は行われていない。

しかし今後は利用者側から、史跡空間を通して地域活動を行いたい旨や催し物等の企画持ち込みも多くなることが予想され、利用者参加への対応を通じ、場の提供を如何に行うかといったことが、今後の史跡活用を考えるうえでの課題である。

以上のような現状から、今後の史跡活用に求められているのは、保存整備と密接な関係を持ちながら、いつでも新しい情報が発信され、ここを訪れる人々や史跡と交流・対話ができ、史跡の特徴的な風景等を楽しむことができる、《能動的な史跡活用》である。

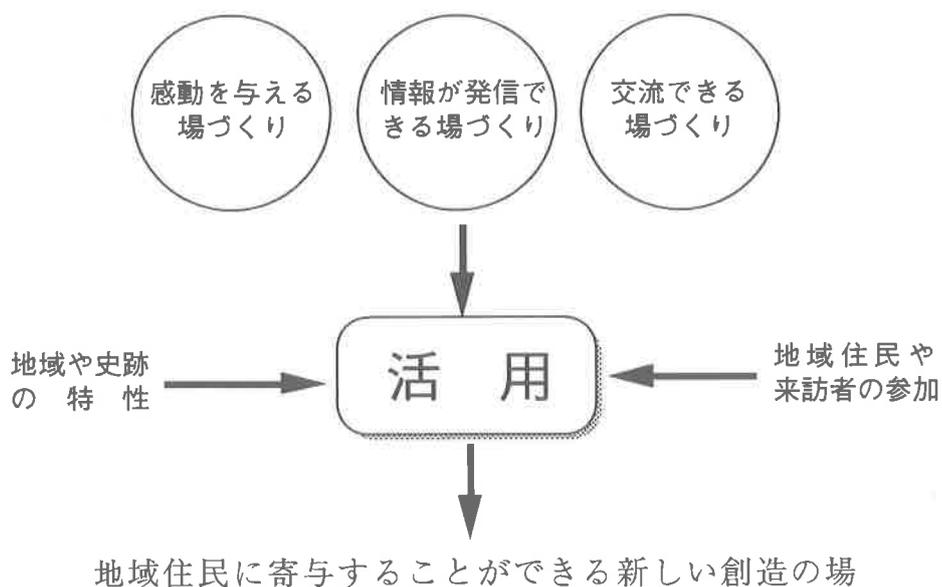


(2)史跡活用の方針

鉢形城跡における整備の目標は、「鉢形城跡の優れた歴史的、自然的な特性を活かし、町民あるいは城跡を訪れる多くの人々が活用できる場とすると共に、我々の生活に寄与することができる史跡公園とする。」と定めた。

この目標にそって、遺構保存を基盤に、遺構整備等はなるべく視覚にうったえることができるようにし、周囲の緑や深沢川の水辺を活かし、広場空間を確保する等の整備を立案してきた。しかし、これらの利用空間の設定は、整備面からのみ空間や活動を設定したもので、空間の特徴を活かしてはいるものの、能動的な史跡活用の場とはなっていない。能動的な史跡活用は、人が積極的に史跡環境を活用することにより、新しい場が創造されることであり（従来のように史跡の側からの発信を受けて楽しむことを含む）、来訪者がどれだけ史跡や自然に触れ、知り、共感することができ、楽しめたかということが重要で、そのための《場づくり》が活用である。

しかし運営・管理事例にみる利用者数の低迷は、そのまま活用の不完全さであり、本計画は「地域住民に寄与することができる」ように活用の方針を定めた。



①社会活動を積極的に受け入れる。

個人の地域や社会活動への意識が高まるにつれ、本史跡へも案内ボランティアや各種（自然保護運動、祭事、催し物、障害者援助、地域のサークル、団体の行事等）の社会活動の場への要求がなされてくることが予想される。鉢形城跡の史跡活用では、これらの意義や認識を確認したうえで、城跡の活性化を促進する内容であれば、これを積極的に受け入れる。

②校外活動の場として積極的に活用する。

先の活用調査でも判明したように、史跡の利用で最も多いのが学校での団体利用であるが、本計画では、歴史教育はもとより、豊富な自然を活かしての自然科学や写生等の課外授業の場、オリエンテーリング等、様々な年齢と対象へのアプローチができるように学校教育との積極的な連携を図っていく。

③周辺施設と連携した活用を行う。

鉢形城跡周辺で関連する諸施設との企画展等の開催状況や繁雑期には混雑ぐあいが見られる等の情報の相互交流ができる他、共通のテーマ設定をもった企画展を開催する等の連携を図っていく。

④史跡の特徴を活かした利用を計画する。

鉢形城跡では、今後長期間にわたり発掘調査と整備が継続されるため、この調査をいつでも見学でき、説明が受けられるようにする。このため安全策を検討した上で、部分的な供用を開始していく。

また年間を通じての活用プログラム等を設定し、来訪者が何度でも来ることができるようなものとする他、専門的な要求にも答えられるような質の高い内容を実践していく。（学習講座、シンポジウム、イベント等）

⑤その他

見学者に対し、テーマ性を持つ見学コースを設定し、効率良く、楽しく興味を持って見学ができるような、案内ガイドの充実を図る。

(3)活用に向ける課題

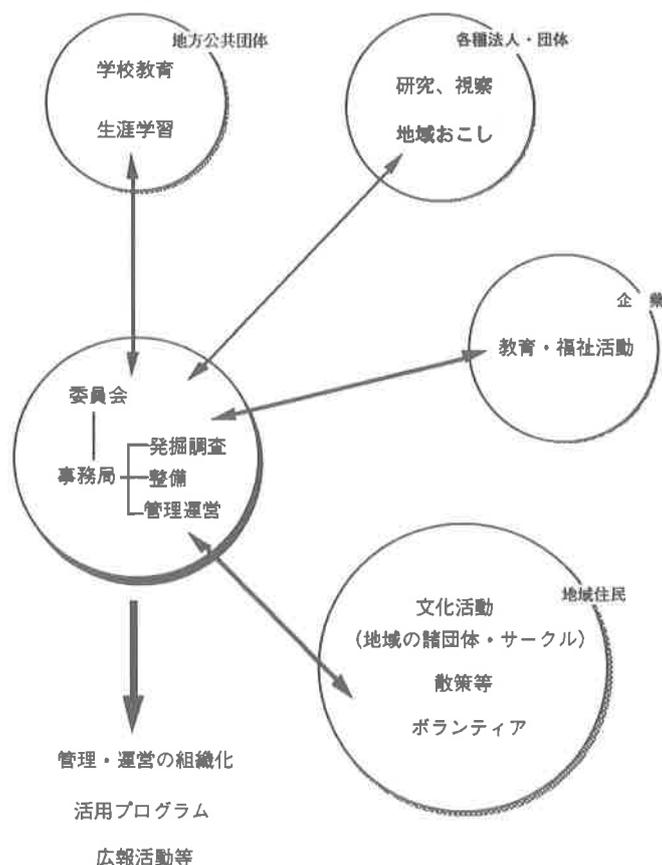
本計画における活用を実践するうえで、原動力としての人と組織の確立、PRとしてのメディアの活用、利用者ニーズの把握等が重要な課題である。

I.人と組織の確立

一般的に運営と管理の2系統の部門が必要で、本活用計画では多岐にわたる運営が想定されるため、そのための柔軟な組織と専門的な高い能力を持つ人材の確保（育成）が重要である。特に組織については運営推進委員会等の専門委員会を設置し、全町的に鉢形城跡の運営を考える場を設けることが望ましい。

運営と管理においても、発掘調査等の文化財的な技術以外にも、城跡運営を積極的に押し進めていくと下記のような様々な分野に対応していかなければならない。したがって、これには城跡の運営管理の専門部署をつくり、専任者を定め、運営と同時に地域ボランティアの育成や鉢形城跡に相応しいレクリエーションを創造し、押しすすめていくことができるような人材の育成を図っていかなければならない。

●運営の相互関連図と組織案

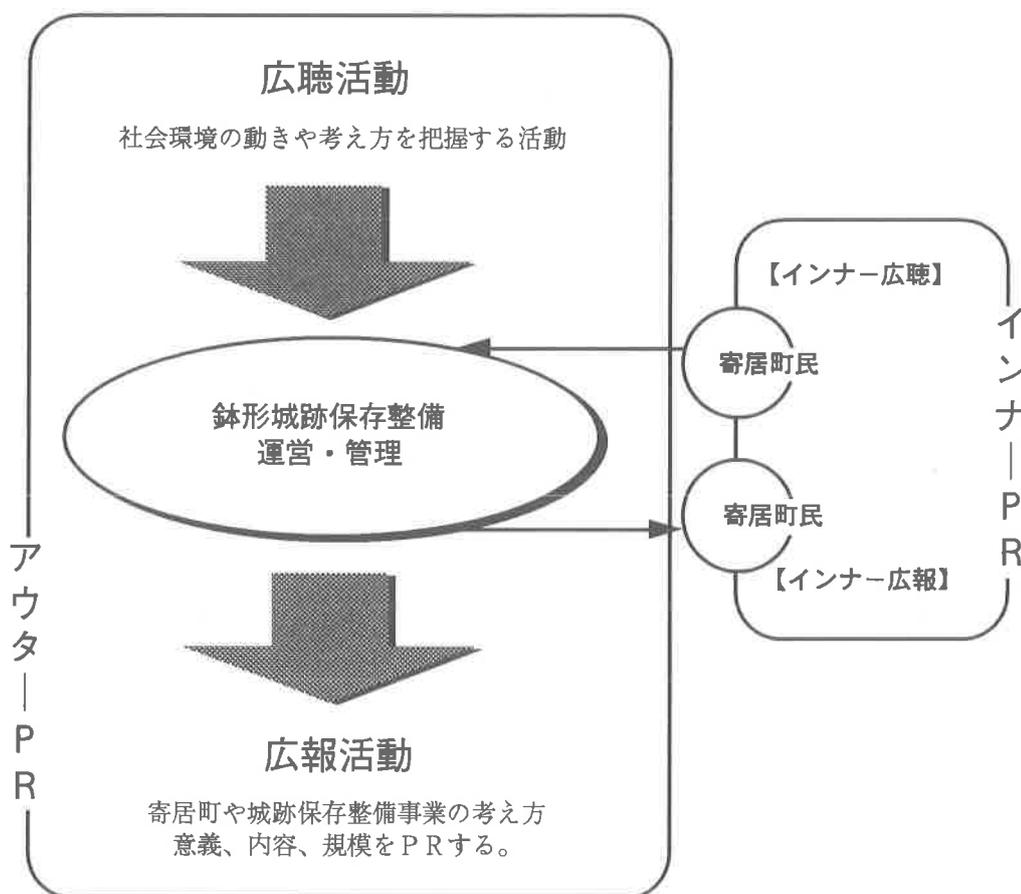


II. メディアの活用

史跡の整備や運営に地域住民の参加を図り、広く利用促進を図るためには、メディアの利用が重要である。しかも文化財の保護にとどまらず、寄居町のまちづくり、リゾート整備等の様々な分野にかかわりを持っている点から、鉢形城跡の各種の情報は、地域住民に向けて積極的に発信されなければならない。また広域的な活用と利用の促進を図るうえで、広く社会に向けても発信していく必要がある。

この広報計画には2つの機能があり、ひとつは史跡整備の在り方と将来性を広く社会に向けて伝達する広報活動で、地域住民等に対してはインナー広報、広く社会にむけてはアウトア広報である。またそれらからの情報を得て運営や整備に反映させることができるような広聴活動が重要である。これらのシステムの確立を基本に、マスコミ対策や広報・宣伝計画、PRイベント計画等が行われることが望ましい。

● 広報活動と広聴活動

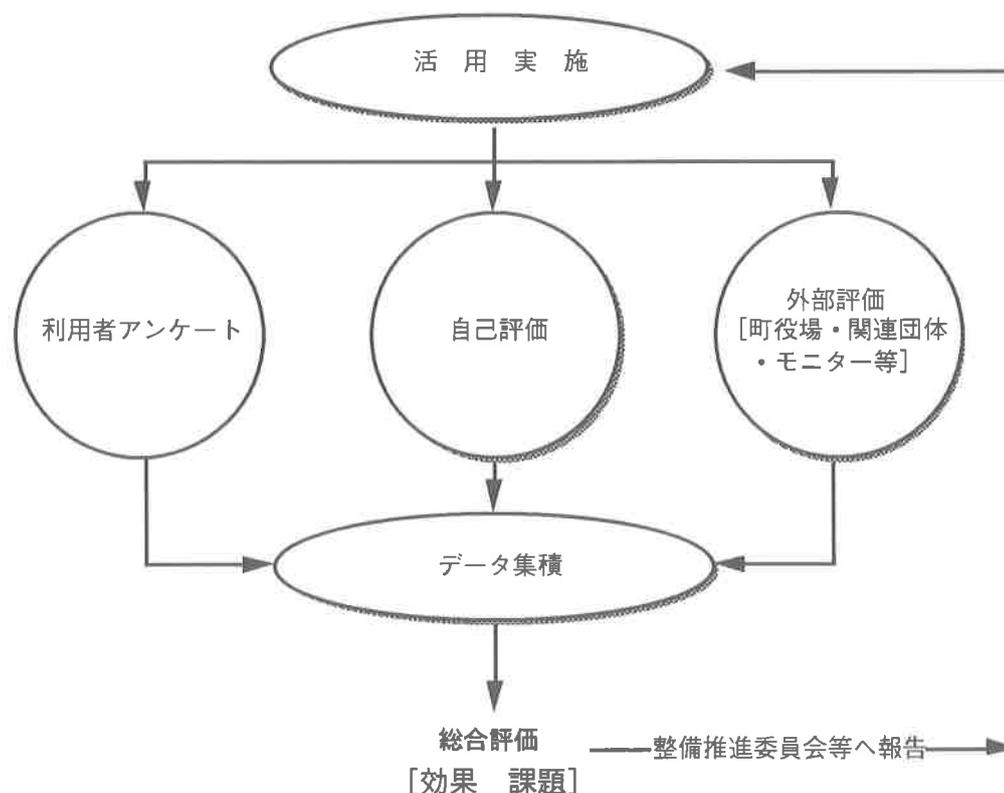


Ⅲ.利用者ニーズの把握と評価

先の史跡の運営管理の調査によると、史跡の利用者は平均で約56,000人であるが、例外的に数値の大きい場所を除けば、その利用者数は激減してしまう。公園利用者や利用時間が増大する傾向にあるにも係わらず、史跡活用ではこれらのニーズの把握がなされておらず、その利用が学校教育や社会教育の面に偏ってしまっている。

鉢形城跡整備ではこれらのニーズを積極的に受け入れる方針としたが、これは単に来訪者を増やすという考え方からではなく、より多くの人達にいろいろな形で鉢形城跡を楽しんでもらおうという方針から帰結したものである。したがってその評価もどれだけの多くの人達が活用したかという数字もさることながら、鉢形城跡を活用することによって生まれる様々な意見を具体的に得て行くなか、その評価が見いだせるものと思う。そのためにはアンケート調査やサンプル調査等を行い、利用者がどのような意見を持ち、どのようなものを望んでいるのかを調査し、その結果を運営に反映させていかなければならない。これら意見の集約が評価であり、調査は利用者のみならず、地域住民や主体となる事務局、役場組織、関連する諸団体等の内と外からの意見を聞けるようなシステムが重要である。

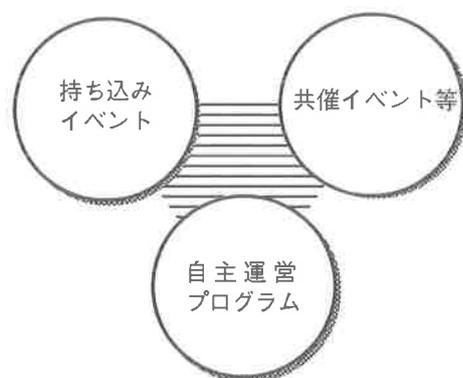
●評価のシステム図



(4)活用プログラム案の検討

I.活用プログラム導入の方針

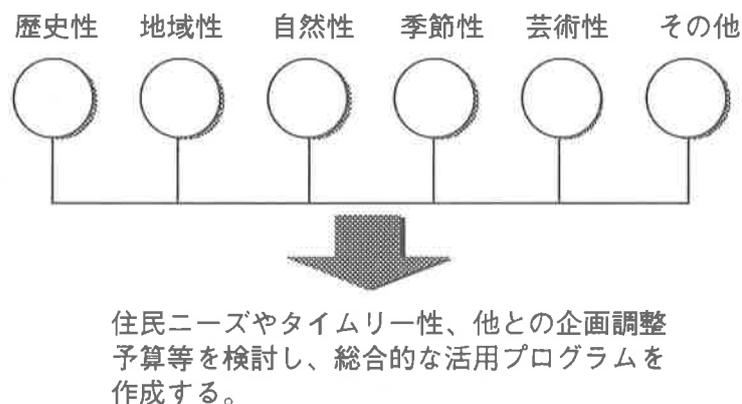
本活用の方針は先に課題としたように、外部からのプログラムを積極的に受け入れるが、実態として持ち込みイベント、共催イベント、自主運営に別けて考えることができる。自主的な活用を図る場合は、他と競合することがないように、鉢形城跡や地域の独自性を強くアピールしていくことが大切である。



また活用プログラムは、十分な時間を掛けて様々な方面からの意見や予算を踏まえて検討されなければならない。ここでは上記の自主運営プログラムについて、次の点を基本に、その内容の方向性を検討した。

- ①地域住民参加による活用が図れる。
- ②発掘調査等を通じ、400年前を体験することができる。
- ③見学コースの設定により、多様な楽しみ方ができる。
- ④参加できる活用プログラムが組み立てられている。

●プログラムの導入検討図



II.活用プログラム案

①地域住民参加による活用が図れる。

自主的な活用プログラム案の検討は、地域住民が主体となった発想によるプログラムが重要であり、行われるような内容に対し、自らが講師役等で参加できるような方向を検討する。特に今後は全国各地から見学者が来訪することが予想されるため、城跡ガイド的な役割で参加できるボランティアの育成を行う。

また管理面においても草刈や清掃等をイベント化し、広く参加者を募る等の工夫が重要である。

②発掘調査等を通じ、400年前を体験することができる。

長期間にわたって継続される発掘調査はまさに生きた遺跡であり、毎日変化する場合は時を越えて見学者を戦国時代に誘ってくれる。鉢形城跡ではその臨場感にあふれる場を見学・案内ができ、また希望者には発掘体験もできるようにする。

③見学コースの設定により、多様な楽しみ方ができる。

城跡は広大であり、城跡の中には遺構の他に、神社や河川、名勝等が存在し、史跡探訪に限らず多様な楽しみ方ができる。そのような楽しみ方の例を次のようなテーマを持つコースに分類し、鉢形城跡の魅力を堪能してもらう。

- | | |
|-------------|---|
| ・北条氏邦入城ルート | 入口から遺構保全地区までの大手道コースで、城跡を短時間で散策することができる。 |
| ・大福御前散策ルート | 遺構保全地区、ふれあいの広場、歴史の庭等の自然景観豊かな箇所をゆっくりと散策する。 |
| ・伝令コース | 城内全域を効率的に巡るコース |
| ・タイムトラベルコース | 史跡整備された地区を中心に、遺構を探り、触れ、楽しむマニア向けコース |
| ・季節別おすすめコース | 四季に応じた自然の変化が楽しめる。 |
| ・まちなみコース | 小路地名の伝承が残る地域の散策 |

④参加できる活用プログラムが組まれている。

参加できるプログラムは先の方針に基づき、以下のような内容を提案する。

分類	プログラム名	主な開催場所
歴史	戦国生活体験	ふれあいの庭地区
	武器づくり	ふれあいの庭地区
	戦国兵糧食	歴史の庭地区
	掘立小屋組み立て体験	遺構の広場地区
	スポーツチャンバラ	全域
	鉢形北条氏講座	ガイダンス地区等
地域	菊の花コンクール	歴史の庭地区
	どこまで飛ぶかのろしコンテスト	ふれあいの庭地区
	鉢形北條まつり	遺構の広場地区等
	風布みかんと日本水	野草広場地区
自然	花見	全域
	紅葉狩り	全域
	記念植樹	ガイダンス地区
	四十八釜巡り	深沢川等
季節	月見	遺構保全地区
	凧あげ大会	遺構の広場地区
	七夕まつり	歴史の庭地区
	盆まつり	ガイダンス地区
	もちつき大会	ガイダンス地区
芸術	フォトコンテスト	全域
	写生大会	全域
	野点	遺構の広場地区
	野外コンサート	遺構の広場地区
	俳句コンテスト	歴史の庭地区
その他	オリエンテーリング	全域
	カラオケ大会	ふれあいの庭地区
	地区別綱引き大会	ふれあいの庭地区

前記プログラムの中でゴシック体で表示したプログラムは、参加しやすく、効果も高いものである。なかでも鉢形北條まつりは城跡と密着したものであり、まつりへの参加と城跡見学との相乗効果が図れるようにする。

またこれらのプログラム実施にあたっては、学校との連携も重要であり、次代を担う学生、生徒が地域の歴史や自然を体感できるようにする。

また次の表は月毎に一般的に各地で行われている行事やイベントであり、鉢形城跡での活用プログラムの参考とする。

1月	新年会、成人式、初売り、かがみびらき
2月	節分、観梅、観椿、バレンタインデー
3月	ひなまつり、卒業式、桜まつり等
4月	花見、就職、新人歓迎、新入学
5月	子供の日、母の日、野草とり、イチゴ狩り、タケノコ狩り等
6月	父の日、梅雨、ツツジ祭り、花菖蒲
7月	七夕まつり、花火大会、夏祭り、朝顔市等
8月	バーベキュー、縁日、虫売り、盆踊り、金魚すくい、海水浴等
9月	敬老の日、月見の宴、秋の七草、紅葉狩り、葡萄狩り
10月	体育の日、菊花展、ピクニック、運動会、美術の秋、食欲の秋
11月	七五三、文化の日、勤労感謝の日
12月	忘年会、クリスマス、大晦日

8.第一期整備計画

(1)発掘調査計画

(2)管理・運営計画

(3)事業計画

8.第1期整備計画

(1)発掘調査計画

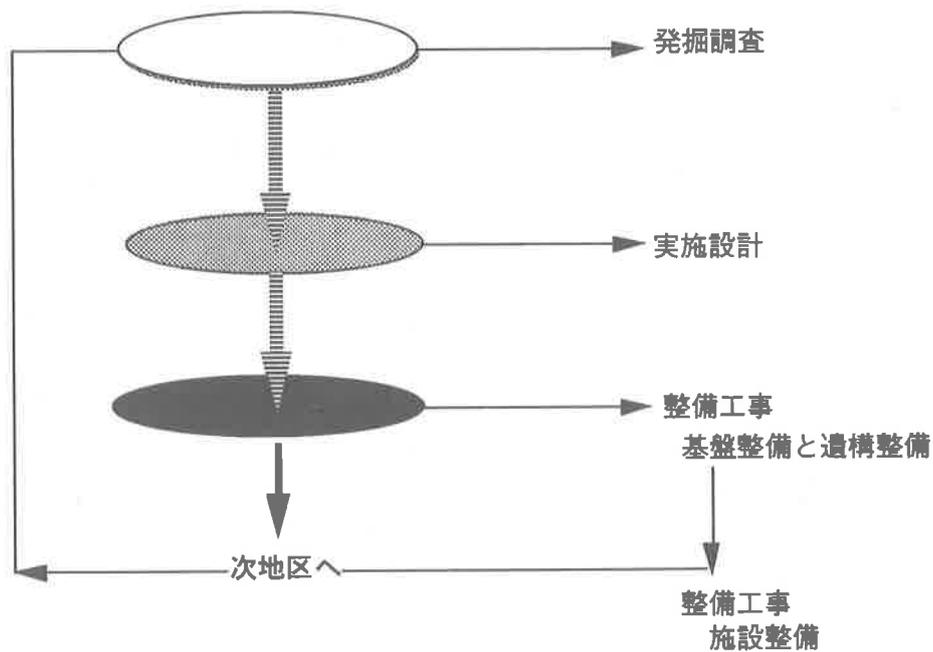
発掘調査計画は次のような地区区分を持って順次進行させることとし、地区の整備事業との関係は、調査と設計が第一段階、第二段階で整備工事という2段階方式とする。

また整備内容は発掘調査との整合性を持たなければならないため、遺構保存や整備、設備等の基盤整備を行い、次に施設等の整備を行う。

●工区とゾーニング

第1工区	遺構の広場A地区
第2工区	遺構の広場B地区（西側）
第3工区	遺構の広場B地区（東側）・搦手広場地区
第4工区	遺構の広場B地区（南側）
第5工区	ガイダンス地区・施設利用地区

●発掘調査と設計・工事の関係



●発掘調査の地区区分

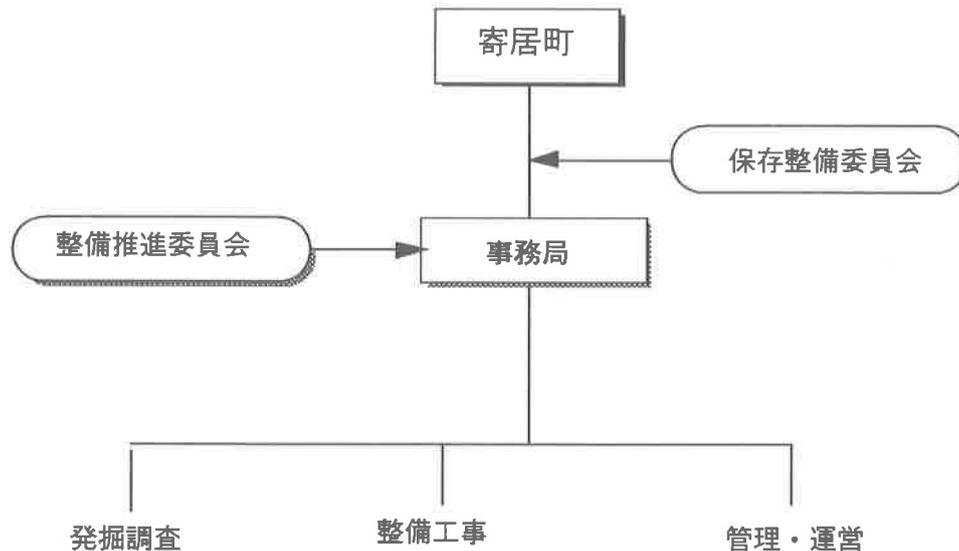


(2)管理・運営計画

組 織

第1期整備計画における管理・運営は、教育委員会社会教育課が事務局を担当し、事業を推進していく。

組織は次のように指導機関として保存整備委員会、庁内等の推進・調整を図る整備推進委員会を置き、一体となって機能させていく。



運 営

先に検討した活用方針のなかで、整備面積の拡大に伴い内容を進行させて行かなければならないが、当面は史跡の特徴ともいえる継続される発掘調査を見学ができるように、見学コースの設定や案内板の設置、簡易な発掘調査ニュース等を検討し、見学者の便宜を図る。

また特に団体による見学者の増加が見込まれるので、史跡内等を案内できる地域ボランティア等の協力が必要である。

また東武鉄道や秩父鉄道等の地域の交通関連企業、旅館やホテル、レストラン、ゴルフ場等にも協力を仰ぎ、できるだけ鉢形城跡の情報を周知していく。

- ・発掘調査の見学コース化
- ・案内板や発掘調査ニュース等の情報表示の新設
- ・ガイドができる地域ボランティアの育成

管 理

下草刈等の管理業務は、一部整備工事と並行する部分があるが、直接管理での清掃管理を行う。

イベントや学習会の開催

鉢形城跡の整備進行の認知を得るため、4月に行われている《鉢形北條祭り》等は城内で行えるようにするほか、発掘調査説明会等は従来にもまして多くの人が集まれる日時を設定する等の配慮を行う。

また発掘調査の進捗と内容に合わせて、シンポジウム等を開催し、全国的な周知と情報の収集を図ることを検討する。

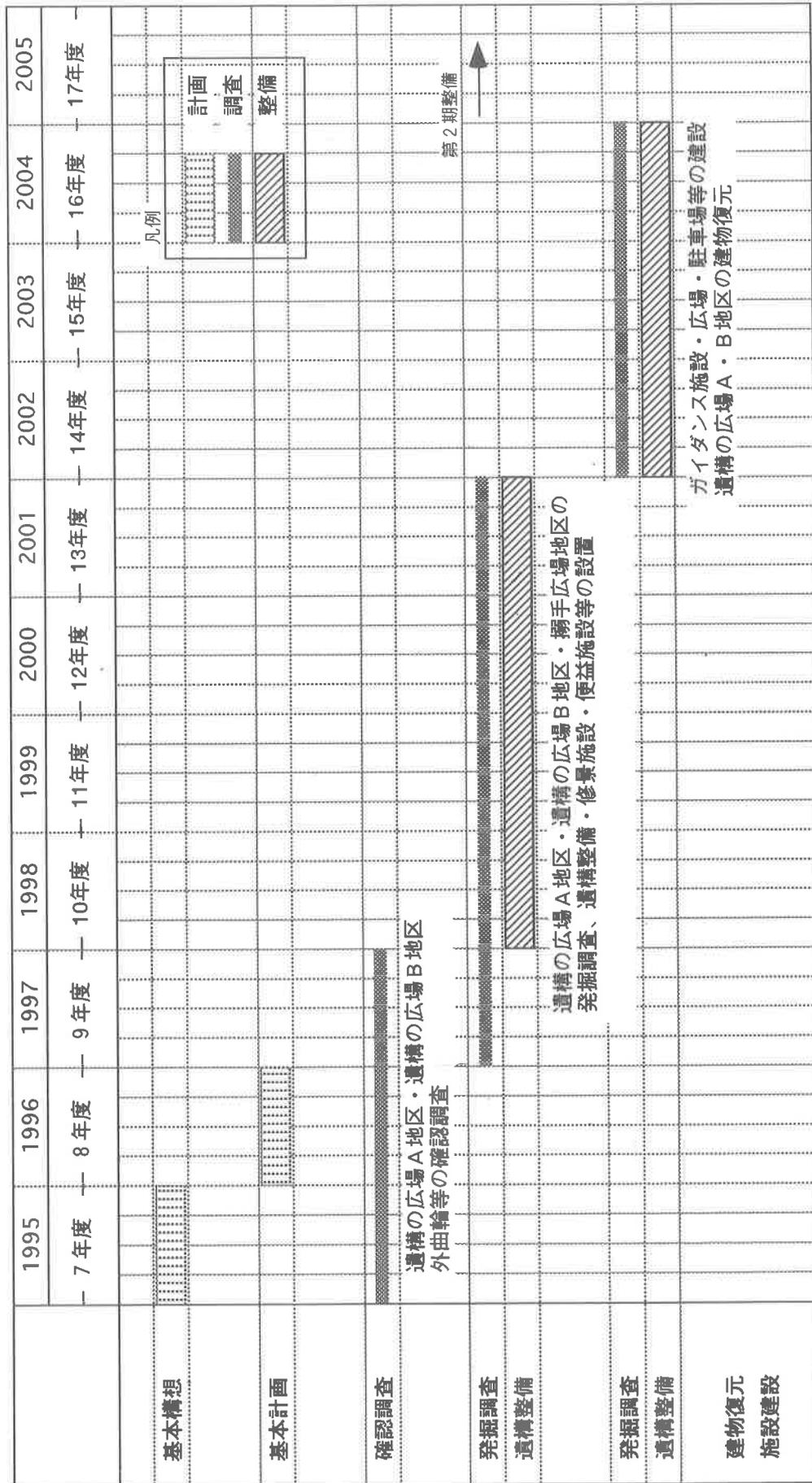
その他に公民館活動や生涯学習と連動した学習講座の開催を考える。

メディアの作成

潜在的な利用者等に対して、鉢形城跡情報誌（ネーミングを考慮する）やパンフレット、利用ガイド等を整備して、積極的な情報交流を図る。

(3) 事業計画

● 年度別事業計画



9.今後の課題

- (1)公有化範囲の見直し
- (2)指定範囲の見直し
- (3)四十八釜と深沢川斜面の崩落対策
- (4)史跡地内の施設の移転について

9. 今後の課題

(1) 公有化範囲の見直し

本基本計画では、国史跡指定地地域についてはその全域を計画対象地としたが、実際の公有化は、昭和56年に策定された「史跡鉢形城跡保存管理計画書」によって行われている。したがって上記に定めた土地利用区分のC地区については、公有化の対象となっていない。

これらの土地は、鉢形城跡の整備を推進していく上で、その縄張表現を明確にしておくために必要と思われる区域であり、今後その公有化の見直しを図ることを課題とする。

(2) 指定範囲の見直し

今後の発掘調査の進捗によって城の構造も判明していくが、これらの成果を基に国指定範囲の見直しを図る。

(3) 四十八釜と深沢川斜面の崩落防止

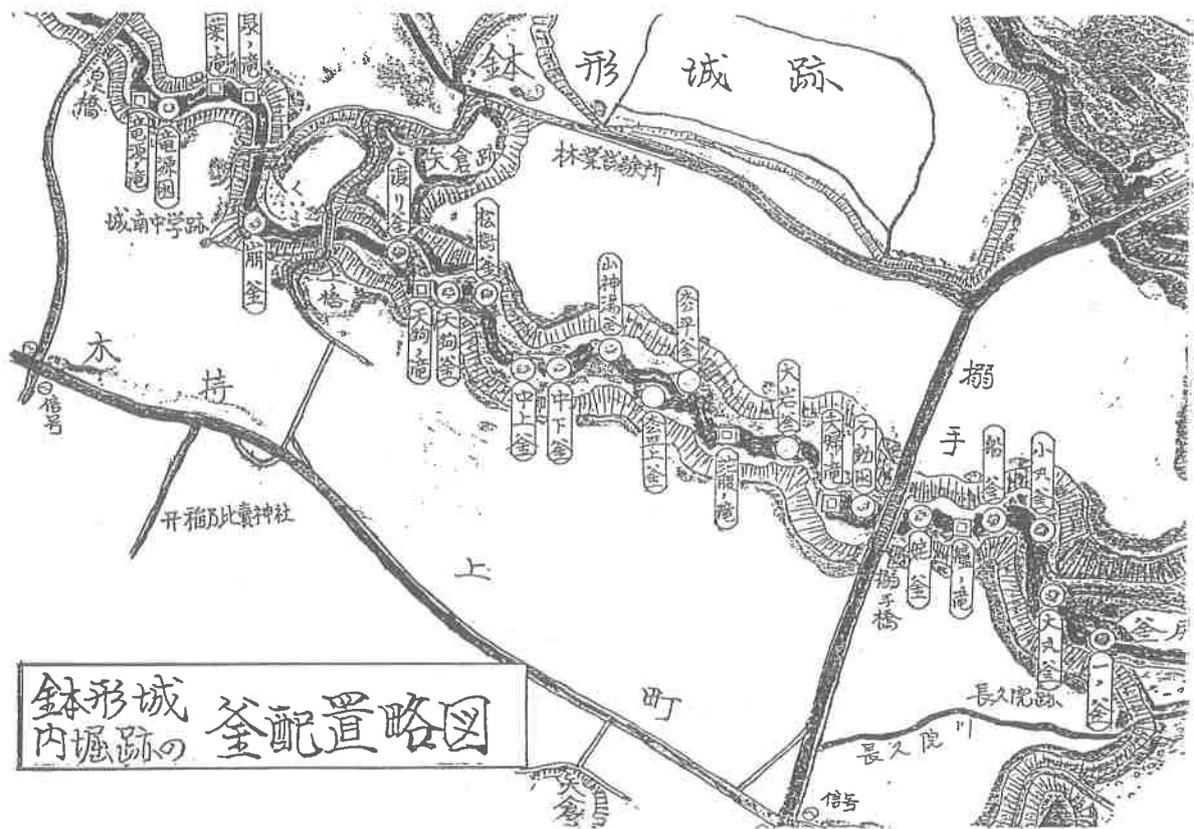
鉢形城跡を大きく区分する深沢川は、城郭の機能や自然環境の保全の点からも重要な要素になっている。しかも深沢川には四十八釜と呼ばれるホールがあり、町の名勝に指定されているが、一部は泥等に埋もれて見ることができない。今後は河川整備を行い、堀の一部として機能した深沢川と四十八釜の見学ルートを設置していく。

また深沢川斜面は、往時の急流をものがたるように深く削られており、その斜面には崩落の危険性がうかがえる箇所が多い。特に河川が大きく屈曲する場所は、外曲輪土塁付近までも崩落しているため、史跡地を保護する意味からもその保全策を図る。保全の工法としては、緑生擁壁工法・繊維系高強度盛土補強材工・間知ブロック工法等が可能であるが、史跡景観や自然環境を損なわない工法を今後検討し、安全な見学ルートを確保する。

(4) 史跡指定地内の施設の移転について

史跡指定地内には、いくつかの占有施設が存在するが、これらについては基本構想でも謳っているように移転の方向で考える。特に林業試験場については、史跡の中心部に広大な面積を占めているため、整備の進捗状況を考慮して移転の話し合いを進める。

●数釜配置略図（出典：数釜四季報）



●名勝「四十八釜」の景観（出典：数釜四季報 深沢川の数釜と溪谷）

左・竜源ノふち 右・搦手ノ峡谷



あとがき

昨年度策定した保存整備基本構想と本計画は、鉢形城跡整備に向けての一体となったビジョンでありテキストでもある。当初、事務局としてはより基本設計に近い、整備のマニュアル的な基本計画を考えていた。しかし、調査の手がまったく入っていない現状では科学的な資料に乏しいため、詳しい設計に関しては今後の調査の進展とその検討に委ね、ここでは整備の具体的な指針になるような構想と計画づくりを心掛けたつもりである。

2年間で計7回の委員会を開催し、柳田座長をはじめとした委員の先生方には何度も寄居町に足を運んでいただき、広い視野で未来の寄居町を展望しながら、構想と計画を編んでいただいた。特に史跡公園として整備するだけでなく、まちづくりと連動させ活用にまで踏み込んだ検討であった。このような委員会での審議や検討だけではなく、刊行までには多くの方々や機関に資料の提供やご教示を受けた。文化庁記念物課と埼玉県教育委員会文化財保護課はもちろん、実際に史跡整備を実施している長野市・上田市・更埴市・足利市・横浜市・小田原市・三島市の教育委員会、県内では県立歴史資料館・県立さきたま資料館・荒川総合博物館準備事務所・県立埋蔵文化財センターと、周辺市町村の文化財担当者にはいろいろと相談にのっていただいた。

また、これから管理計画や基本構想を作成する自治体からは、視察や問い合わせも相次ぎ、鉢形城跡の調査や整備がマスコミで報じられると、各地の文化財関係団体からも案内・見学の申込みが多くなり、この1年程で公式の来訪者は千名を越えるであろう。遊歩道を設けたり花壇を造るなどの暫定的な整備が進むと、一般のハイカーや車で通りかかった人などにも立ち寄ってもらえるようになった。このニーズに応えるとともに鉢形城跡をより多くの人に知ってもらえるように、事務局では町の広報で内容を紹介したり、パンフレットの作成や、現地説明会などを開催して周知に努めた。鉢形城跡に関しての新聞報道については、各紙で20件近い報道がされている。マスコミで寄居町の名前が最も多く登場したのは鉢形城跡に関してであろう。

2年間に及ぶ基本構想と基本計画の策定記録を記すだけで数ページにも及ぶが、広報などを通じて一般町民から広く意見を求めたり、観光協会や商工会などの町内の機関にも協力をいただいた。また、町議会でも各種の機会を通してご指導いただき、さらに十名の県議会議員からなる「国指定史跡鉢形城跡の保存整備を進める会」を結成して強力なバックアップをいただいている。

今後はこの構想と計画に沿った整備を開始するが、長期にわたる事業であり、ソフトの部分だけでなく、ハード面での整備も不可欠であり、事業を遂行できる人材も必要となってくる。発掘調査と違って史跡整備については全ての自治体で実施できるものではなく、まず整備する素材が必要であり、さらにそれを保存整備するという意思がなければならない。寄居町には鉢形城跡という城郭としては関東屈指の素材があり、整備の意思としての基本計画もここに刊行することができた。しかし、今の状況はようやくウォーミングアップが終わって、スタートラインに立ったところである。コースにでるのはこれからである。発掘調査でどのような遺構・遺物が発見できるか、大いに期待しながら整備を進めていきたい。

巻末であるが、これまでご協力いただいた方々にあらためてお礼を述べて擲筆したい。

史跡鉢形城跡保存整備基本計画

平成9年3月

●編集・発行：埼玉県寄居町教育委員会

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1

TEL 0485-81-2121

●測量図（出典：寄居町） 1/2500

